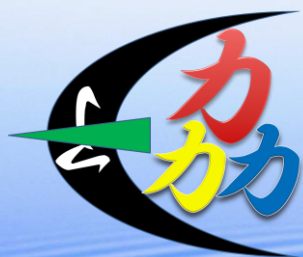


「学校と地域の新たな協働(協育)」

～**一步前進!** Q(課題・質問)& A(アドバイス)～

**解説(各種資料・詳細な説明等)プレゼン**



「NPO法人大分県『教育』アドバイザーネットワーク」ロゴマーク

**作成：NPO法人大分県協育アドバイザーネットワーク**

# はじめに：自己紹介

## <職歴>

- ・ 公立小学校教員
- ・ 大分県教育委員会社会教育主事
- ・ 大分県教育庁生涯学習課社会教育鑑
- ・ 大分大学教授・特任教授

## <活動歴>

- ・ NPO法人大分県協育アドバイザーネットワーク理事長
- ・ 別府市立石垣小学校学校運営協議会委員長
- ・ 学校と地域の新たな協働体制の構築のための実証研究（H30/R1文科省事業）コンサルタント活動



# 項 目

## ＜はじめに＞

- \* 大分県が始めた頃の国のあゆみ
- \* 大分県のあゆみ

## ＜Q & A 資料の構成＞

1. コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な構造を整理
2. 学校運営協議会制度導入の配慮事項
3. 地域学校協働本部の体制整備と2つの役割
4. コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取組のための観点

# 生涯学習・社会教育に関する国の動き（法律・答申）

1. 教育基本法の改正（H18.11.22）
2. 学校教育関連連法案の改正（H19.6.27）
3. 中央教育審議会答申（H20. 2. 19）  
新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について  
～知の循環型社会の構築を目指して～
4. 社会教育法の改正（H20.6.4）
5. 教育振興基本計画の策定（H20年度）

関連：「公民館の設置及び運営に関する基準」  
の改正（H15.6.6）



## <改正教育基本法>

# 子どもの教育の視点からの 「学校・家庭・地域住民の役割」

### 学校教育（基本法6条）

（略） ・ ・ 体系的な教育が組織的に ・ ・ ・ 、 学校生活を営む上で必要な規律を重んじる ・ ・ ・ ・ 学習意欲を高める ・ ・ ・

### 家庭教育（基本法10条）

父母その他の保護者は子の教育について第一義的責任を有する ・ ・

### 地域住民（基本法条文無し）

※現在の最重要課題である「少子・高齢化」という社会的の大問題 への対応のための「地域社会システムづくり」の視点から、その役割を啓発する ・ ・

# 社会教育法の改正（H20.6.4）

## 関係《新設》事項（第3条・第5条）

### （国及び地方公共団体の任務）

- 第3条①必要な学習機会の提供とその奨励  
②学校、家庭及び地域社会その他の関係者相互間の連携及び協力の促進に資する

### （市町村の教育委員会の事務）

- 第5条①情報の収集及び提供、講座及び集会の開催  
②学齢児童及び学齢生徒への学校の授業終了後及び休業日における事業の実施 等

### （社会教育主事の職務）

- 第9条①学校が地域社会の関係者の協力を得て教育活動を行う場合はその求めに応じて助言する 等

# 大分県における「協育」の推進の始まり

2006年度に「教育の協働」を推進するための「地域協育振興プラン」を教育委員会全体として策定し、公民館をコーディネートの拠点としての「協育ネットワーク会議」（「学校支援地域本部」の前身）を設置して、地域住民の学校支援の取組を推進してきた。また、コミュニティ・スクールは当初からモデル的に導入を推進するとともに、PTAや地域住民の学校支援に積極的に取り組んでおり、現在では村を除く全ての市町で導入が進んでいる。また、2016年度の県教育長計ではこれまでの取組を見直して今後のプランを策定した。今後の方向性として、コミュニティ・スクールと地域学校協働本部の一体的取組を目指している。

# 大分県における「協育」の推進の経緯

遅々として進まない「学社連携」・・・廃れゆく地域社会・・・乱れる子どもたち・・・  
どこかへ消えようとしている「社会教育」➡️ 施策としての地域作りシステム！

1. 「地域『協育』振興モデル事業(平成17年度～)
2. 「新大分県総合教育計画」策定(平成18年6月)
3. 大分県社会教育委員会議答申(平成18年11月)
4. 教育基本法の改正(平成18年12月)

～第13条：家庭教育の充実や学校、家庭、地域住民の連携協力 等～

## 学校、家庭、地域社会の「教育の協働」の具現化

①大人自身の生きがいと地域の再構築 ②次代を担う子どもの育成

キーワード ①情報の共有 ②コーディネーター ③公民館

平成19年度～平成27年度

「地域協育振興プラン」(「協育」ネットワークの構築)  
～教育の協働を体系的・効果的・日常的・継続的に推進～

# 大分発「協育」ネットワークプラン

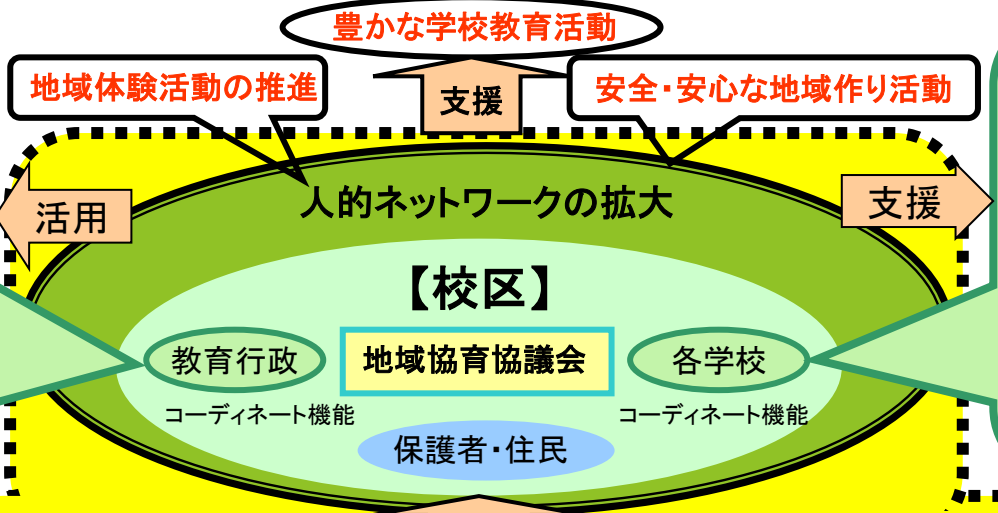
答申の柱：家庭・学校・地域社会の協働を推進する協育ネットワークシステムの構築

答申内容Ⅰ：教育の協働を推進するための「教育」ネットワークシステムの構築方策（提言5・7・8・9・10・11）

答申内容Ⅱ：家庭、学校、地域社会における日常的な教育の協働を推進するために、社会教育行政として行うべき重点的な方策  
○公民館活動の充実：（提言1・2・6・9・10・12・13） ○学校支援体制の充実：（提言3・4・10・14）

### Ⅱ. 公民館活動の充実

- 協育ネットワークの拠点
  - 協育ネットワーク会議の開催
  - 地域住民への啓発活動
  - 地域情報の収集と提供
  - 地域人材の発掘・登録・提供
- 家庭教育支援活動
  - 学習機会の提供
  - 子育てスローガンの普及
  - 相談・情報提供機能の充実
  - 親子活動機会の提供
- 子どものための活動の促進
  - 日常的な活動の広がり



### Ⅱ. 豊かな学校教育活動

- 学校支援システムの構築
- 「学力向上会議」の活性化
  - 地域教育力活用システムの構築
  - 家庭教育力向上施策の構築
  - 地域の環境浄化施策の構築
  - 児童生徒の問題行動等に関する教職員支援体制の構築
- PTA等による取組の推進
  - 日常的な学習支援ボランティア
  - 学校の安全確保の実践
  - 家庭での子育て実践

### Ⅰ. 関係部署との連携強化

- 「協育」振興のための教育行政組織の整備
- 協働できる各種団体、機関等との連携の推進
- 社会教育行政と学校教育行政の連携の推進
- 学校教育活動と社会教育活動の日常的な連携の推進
- 情報収集・提供システムの整備



### Ⅰ. 学校経営計画の策定

- 地域教育力の活用、保護者との協働等の明確化
- 校務分掌等の見直しによる協働体制の整備
- 一定エリアの連携の推進

支援  
「地域協育振興プラン(仮称)」の策定  
【県】

# 「協育」ネットワーク構築の考え方

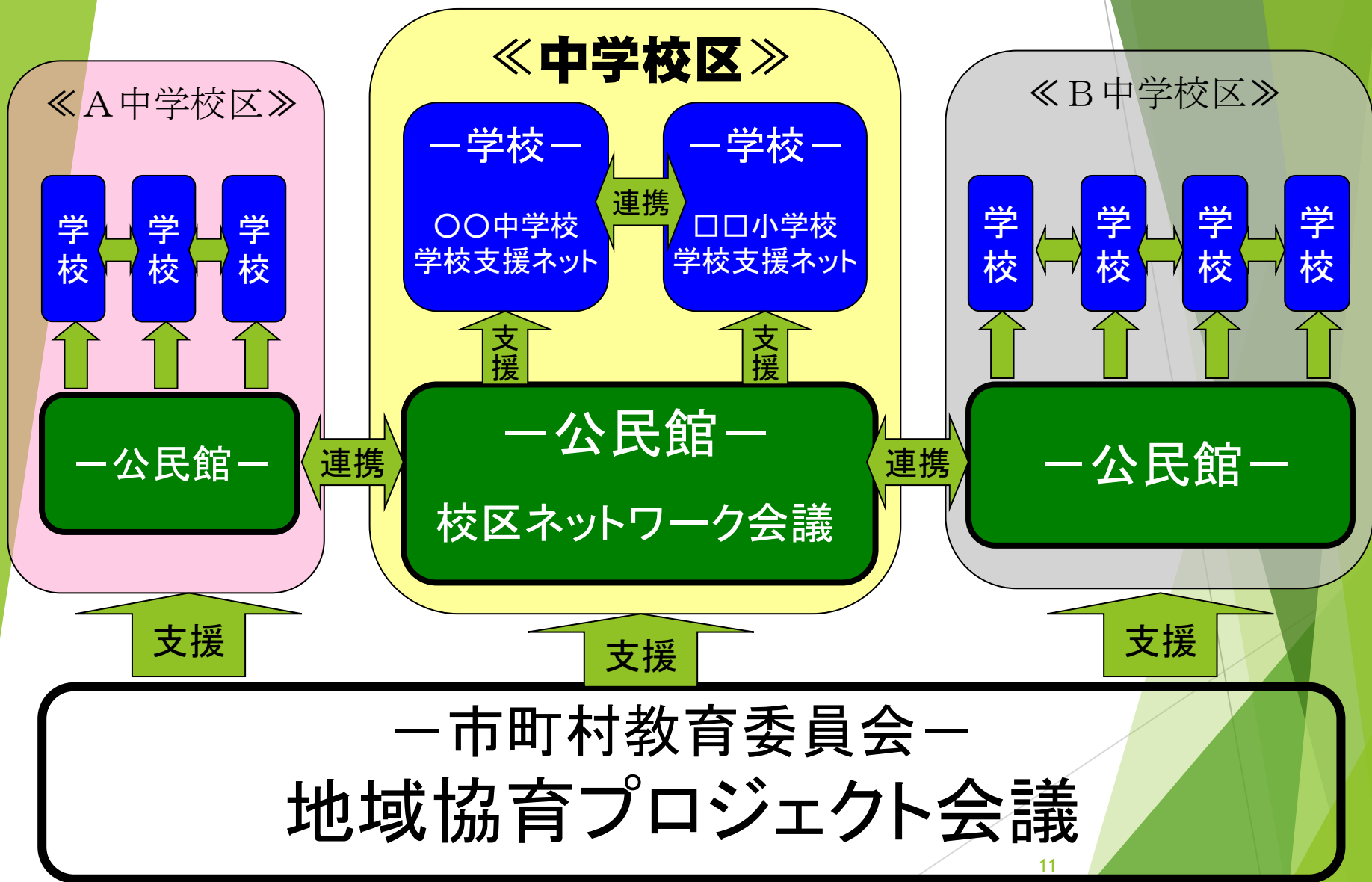
**体系的・効果的・日常的・継続的**  
に「教育の協働」を行う人のつながり  
～人の波紋が広がる地域づくり～

効果

「協育」ネットワークを活用することによって、さまざまな取り組みが**より迅速で、効果的**に推進できる。



# < 「学校支援」の視点から見た「協育」ネットワークのイメージ >



# 「協育」ネットワーク構築推進事業 (H19~大分県の取組)

学 校



地域学校協働本部

※中学校区単位に設置し、  
域内の学校を支援

協育ネットワーク会議

地域住民



地域協育推進担当

- ・ 学習支援
- ・ 部活動指導
- ・ 環境整備
- ・ 登下校安全確保
- ・ 学校行事の共催等

コーディネーター

- ・ 企画立案
- ・ 事業評価
- ・ 広報活動
- ・ 人材バンクの作成
- ・ コーディネート 等

学校支援ボランティア（無償）

退職者、有資格者等、様々な仕事・特技を持つ人

# 「地域協育振興プラン」 <概要>

大分県教育委員会  
平成19年2月策定

～人の「波紋」が広がる「協育」ネットワークシステム（教育の協働を体系的・効果的・日常的・継続的に推進するシステム）～

## <背景>

- ①「新大分県総合教育計画（大分県教育改革プラン）」の策定
- ②教育基本法の改正（学校・家庭・地域住民の相互の連携・協力等の条文化）
- ③大分県社会教育委員会議の答申「大分県『協育』ネットワークプラン」

学校・家庭・地域社会の「教育の協働」の具体化が必要

## <性格>

「教育の協働」（協育）の具体化のため、県教育委員会が、市町村教育委員会及び学校等の理解を得ながら、相互連携して推進するプラン。

## <期間>

平成19年度～27年度（※大分県教育改革プランの終期に合わせる。）

## －「協育」とは？－

学校、家庭、地域社会が連携して、それぞれの教育機能を互いに補完・融合し、協働して子どもを育てていくこと。

## <<大分県教育改革プランに示した「教育の協働」に関する施策>>

### <<教育の協働を推進する主体者が行うべき方策を提示>>

#### <<大分県教育改革プランの具現化>>

- ◎連携・協働が必要な施策の洗い出し
- ◎連携・協働の内容と方策の明確化

#### 【教育行政】

- ◎県と市町村の情報の共有
- ◎学校、家庭、地域社会をつなぐコーディネート機能の整備
- ◎学校教育、社会教育関係者、地域住民等への啓発・情報提供・研修の場の提供
- ◎公立社会教育施設の機能の発揮
- ◎各種調査の分析をもとにした啓発・指導 等

#### 【学校】

- ◎家庭、地域社会との連携のための体制整備
- ◎児童生徒の学力、生活習慣等の調査結果、学校評価をもとにした授業内容・指導方法の工夫・改善や、家庭や地域社会への情報提供 等

#### <<県教育委員会の役割>>

- ◎全県的な教育の協働の啓発と推進のイニシアティブ
- ◎市町村教育委員会との連携・協力・支援の強化 等

支援

## <<「教育の協働」を進める「協育」ネットワークシステム>>

【効果】 地域において構築された「協育」ネットワークシステムを活用することによって、県及び市町村教育委員会の施策や学校での取り組みが、より迅速で、効果的に推進される。

【意義】  
 ◎今の課題への対応（子どもの体験活動の促進、安全・安心な地域づくり、豊かな学校教育活動への支援（教育基本法改正への対応等））  
 ◎新たな課題への対応（生きがいづくり、地域づくりへの参画）  
 ◎大人社会の再構築

### 市町村

#### <<地域協育プロジェクト会議>>

1. 内容：市町村全域を対象とした市町村としての方針・方策を協議を協議する。
2. 構成：社会教育、学校教育、首長部局の関係部署、地域の関係者等
3. コーディネーター：「地域協育コーディネーター」の配置

安全・安心なまちづくり

教育委員会の役割

豊かな体験活動の促進

「校区ネットワーク会議」への支援・助言

住民への啓発や研修会の実施

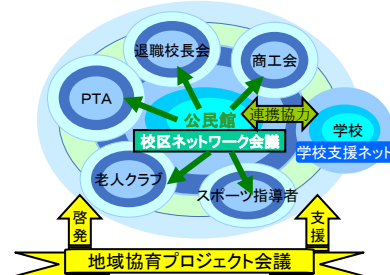
「学校支援ネット」づくりと支援・指導

4. 期待される効果：教育関係者の認識の共通化、首長部局との連携

支援

支援

<<人の「波紋」が広がる「協育」ネットワークシステム>>イメージ図



### 一定エリア

#### <<校区ネットワーク会議>>

1. 内容：中学校区程度の一定エリア内の教育課題を解決するための日常的な取り組みを行う。
2. 構成：エリア内の学校、自治会、商工会、PTA、青少年団体関係者等
3. コーディネーター：「校区コーディネーター」の配置

地域の学習拠点としての機能

公民館の役割

学校、家庭、地域社会の連携推進

「協育」ネットワークの構築  
 ①地域の学習・連携・交流の場づくり  
 ②情報センターとしての情報収集・蓄積  
 ③多様な人材の活用

家庭教育の支援  
 ①地域ぐるみの子育て運動  
 ②多様な学習機会  
 ③日常的な情報提供・相談活動

子どもへの支援  
 ①自然体験・異年齢交流等の体験活動  
 ②安全・安心な地域づくり

4. 期待される効果：学校との日常的な協力体制の構築、子育てやまちづくりの拠点としての機能の充実

### 学校

#### <<学校支援ネット>>

1. 内容：親（保護者）や地域住民による日常的な学校支援を行う。
2. 構成：PTAの専門部会への位置づけ、地域有志による組織化等
3. コーディネーター：「学校支援ネットリーダー」の配置  
 ※学校の地域協育推進担当者（教員）との連携

学校と地域住民をつなぐ

学校支援ネットの役割

学校と親（保護者）をつなぐ

協力者の発掘・登録・活用  
 ①学習サポート活動  
 ②キャリア教育の場づくり  
 ③安全・環境浄化活動の促進 等

保護者による学校への支援  
 ①学習ボランティア活動  
 ②図書館ボランティア活動  
 ③防犯ボランティア活動 等

全家庭共通の取り組みへの支援  
 ①「早寝、早起き、朝ごはん」運動  
 ②チェックリストの活用 等

4. 期待される効果：地域の教育力の効果的・効率的活用→児童生徒に関わる時間の確保

# 「協育」 ネットワーク構築推進事業 (H17～大分県の取組)

## < 「地域協育振興モデル事業」の事業化 >

平成17年度からの3年間事業として「地域協育振興モデル事業」を実施し、県が2/3、市町村が1/3であったため、市町村合併の時期であったことから市町村における予算確保が困難であり、実施モデル市町村がなく、2市（豊後高田市・臼杵市）での2年間の取組から始め、18年度に新たに2市（佐伯市・豊後大野市）で2年間の取組とすることで進めていきました。

# 地域学校協働本部の現状

## （「協育」ネットワーク）＜R2年度現在＞

「学校支援地域本部事業」を平成20年度から実施し、現在の「地域学校協働本部」の前身の事業として全国的に推進してきました。大分県では、平成18年度からの「地域協育振興プラン」の実施による「公民館にコーディネーターを配置した『校区ネットワーク会議』」を全県的に実施するために「学校支援地域本部事業」の実施を推進しました。現在では、「学校支援地域本部事業」を発展させた「地域学校協働本部」の実施状況は94.6%（全国5位）となっています。

＜大分県教育委員会資料＞

【設置数】 14市町／18市町村

地域学校協働本部等数：129（その他の名称を含む）

【人数や委嘱方法等】

\* 地域学校協働活動推進員委嘱数：56

\* 委嘱していない地域コーディネーター数：139

# コミュニティ・スクールの導入 (H17～大分県の取組)

## 豊後高田市立河内中学校

- \*平成17年度～コミュニティ・スクールモデル校
- \*平成19年5月7日コミュニティ・スクール指定校

## 現在の状況 (R2. 5. 1現在)

平成28年度の大分県教育長期計画においてコミュニティ・スクールと地域学校協働本部の一体的取組を目指してコミュニティ・スクールの導入を促進することとし、**コミュニティ・スクールの導入状況は81.3% (全国3位)** になっています。

【令和2年度現在設置数】 17市町／18市町村

- ①「地方教育行政の組織運営に関する法律47条の6に基づき・・・」という文言が記載された市町村数：17
- ②導入済みの学校数：  
小学校：201校、中学校：97校 義務教育学校：2校  
高等学校：2校





# 令和2年度 ふるさと創生NPO活動応援事業費補助金事業 「地域とともにある学校づくりの推進」調査・資料作成

## <市町村教育委員会アンケート報告書>

令和2年度 ふるさと創生NPO活動応援事業費補助金事業  
事業名「地域とともにある学校づくりの推進」

### 学校と地域の新たな協働体制の構築のための 取組状況調査の報告書

大分県内市町村教育委員会の「地域学校協働活動」推進のための  
「学校運営協議会制度」と「地域学校協働本部の体制整備」の取組状況について

↓  
対応方策のヒントは、別冊「Q&A資料」をご覧ください  
※「NPO法人大分県協育アドバイザーネット」に掲載

#### <大分県版>

～学校運営協議会制度と地域学校協働本部の体制整備～

### Q(課題・質問)&A(アドバイス)



2020年(令和2年)10月

NPO法人大分県協育アドバイザーネット

## <報告書を基にした「Q&A資料」>

令和2年度 ふるさと創生NPO活動応援事業費補助金事業  
事業名「地域とともにある学校づくりの推進」

#### <大分県版>

～学校運営協議会制度と地域学校協働本部の体制整備～

### Q(課題・質問)&A(アドバイス)

「学校と地域の新たな協働(協育)」  
～一歩前進! ヒント集～

令和2年10月1日

NPO法人大分県協育アドバイザーネット

# 地域学校協働活動コンサルタント(H30/R1)

## ～九州20市町村への訪問から見えてきた課題～

### < 「地域学校協働活動」の推進について >

**課題1.** 学校運営協議会制度の導入の目的や地域学校協働本部の役割を明確にし、将来の教育の協働の方向性、まちづくりの取組を踏まえた上での、自治体としての総合的なプランの作成が充分に行われていない現状がある。

**課題2.** 学校運営協議会や地域学校協働本部のエリアについては、これまでの学校支援地域本部事業の取組や小中連携教育の推進等によって、学校毎に取り組む場合と中学校区等の一定エリアで取り組む場合があり、その際の留意事項が明確になっていないという課題がある。

# <学校運営協議会制度の導入について>

**課題3.** 学校運営協議会制度の導入の目的が理解されずに、学校運営協議会を設置することを目的にしているという傾向もあり、学校評議員制度からの単なる移行の傾向があることや、地域からの学校支援が行われている等の理由から、学校運営協議会を設置しても、本来の目的のための学校運営協議会の活動が行われていないのではないかという課題がある。

**課題4.** 学校運営協議会委員の人選について、必要不可欠な人材の選任や、中学校と小学校の競合等について苦慮しているという課題がある。

**課題5.** 学校運営協議会の重要な役割である「学校運営の基本方針を承認する」（地教行法47条6）ことについて、その重要性と責任等についての理解が進んでいないと課題がある。



**課題6.** 「職員の採用その他の任用に関して教育委員会規則で定める事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べることができる。」（地教行法47条6）ことについて、意見の内容や提出方法が明確になっていないことから具体的な取組が行われていないという課題がある。

**課題7.** 学校運営協議会委員への説明、教職員への周知の取組等が不十分であることから、関係者に地域学校協働活動の意義や、それぞれの役割・活動内容等の理解が進んでいないという課題がある。

**課題8.** コミュニティ・スクールの導入による教職員の多忙化についての整理が出来ていないために、管理職と担当教員だけの取組になりがちであることなどから、教職員全員の取組に繋がっていないという課題がある。

## <地域学校協働本部の体制整備について>

**課題9.** これまでの「学校支援地域本部」や「学校応援団」等の取組を拡充したシステムである「地域学校協働本部」の役割と体制の整備を行う必要があるという認識がされていないという課題がある。

**課題10.** 地域学校協働本部の体制の整備を教育行政のみで新しく取り組もうとすると、既存の青少年育成の組織団体、首長部局が所管する組織団体との関係性が整理されていないままに進められているための組織団体との関係性や、組織の乱立という課題がある。



## <地域学校協働活動の一体的な推進について>

**課題11.** コミュニティ・スクールを担当する学校教育部署と、地域学校協働本部を担当する社会教育部署の教育委員会内での推進について連携・協働が進んでいないという課題がある。

**課題12.** コミュニティ・スクールの関係者（教職員や学校運営協議会委員）と、地域学校協働本部の関係者（地域学校協働活動推進員や各種コーディネーター等）の情報の共有と相互の理解が進んでいないという課題がある。

**課題13.** 市町村においては行財政改革の中で教育行政としての予算確保が困難な現状があるという課題がある。

令和2年度 ふるさと創生NPO活動応援事業費補助金事業  
＜大分県内市町村教育委員会へのアンケートの概要＞

1. 調査主体

NPO法人大分県協育アドバイザーネット

2. 調査協力機関

大分県教育委員会 大分大学高等教育開発センター

3. 調査対象

大分県内市町村教育委員会：18市町村教育委員会（全市町村から回答）

4. アンケート項目

学校運営協議会の役割や地域学校協働本部の活動に関する現状や課題について

※計12項目:39質問(\*内32質問は「充分」「まあ」「してない」「その他」の4択)

(1) 地域学校協働活動の推進について(2項目:4質問)

(2) 学校運営協議会制度の導入について(6項目:18質問)

(3) 地域学校協働本部(又は類似した取組)の体制整備について  
(1項目:6質問)

(4) 地域学校協働活動の一体的な推進について(3項目:11質問)

5. 調査方法

(1) 調査手段:質問紙法

(2) 調査時点:2020年(令和2年)5月1日現在

(3) 7月9日に大分県教育委員会から市町村への協力依頼をしていただき、7月10日付けで郵送依頼を行い、8月20日までに全ての回答があった。

# Q(課題・質問)&A(アドバイス)の構成

- 観点 1. **地域学校協働活動の推進について**
- 観点 2. **学校運営協議会制度の導入について**
- 観点 3. **地域学校協働本部の体制整備について**
- 観点 4. **コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進について**

# 1. 地域学校協働活動の推進について

「地域学校協働活動」とは、地域住民の参画を得て、地域全体で子どもの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動です。

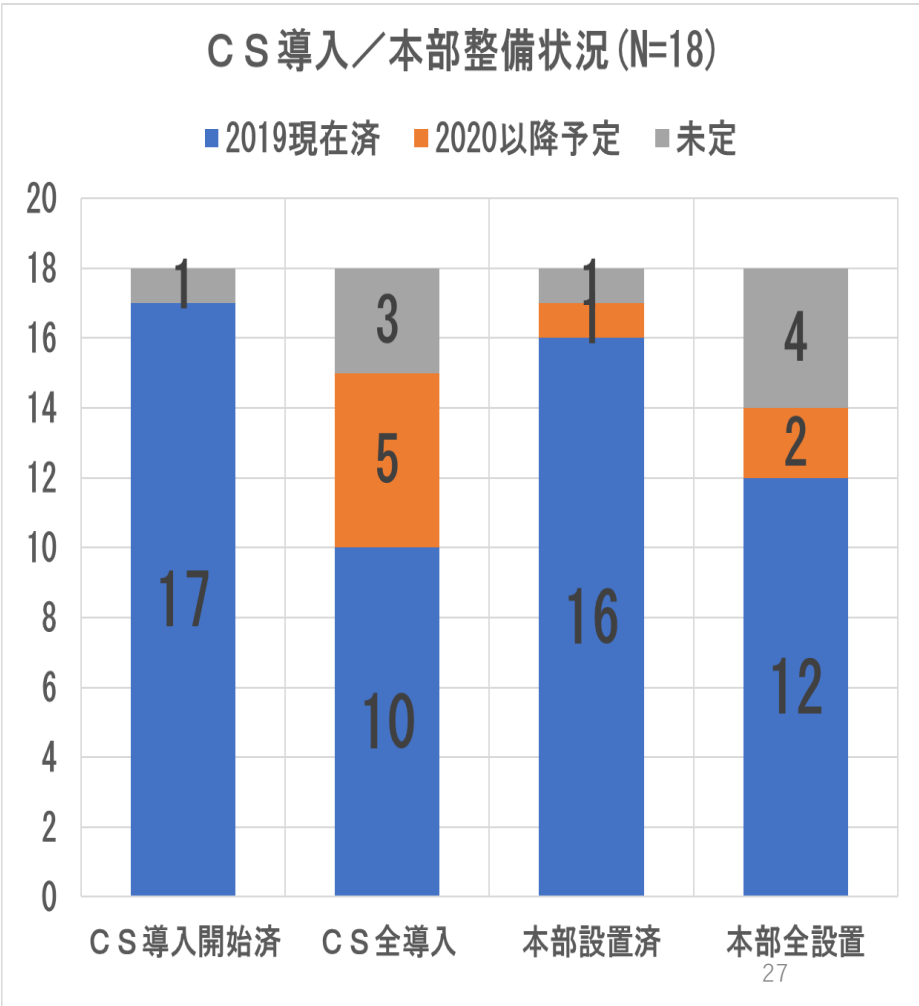
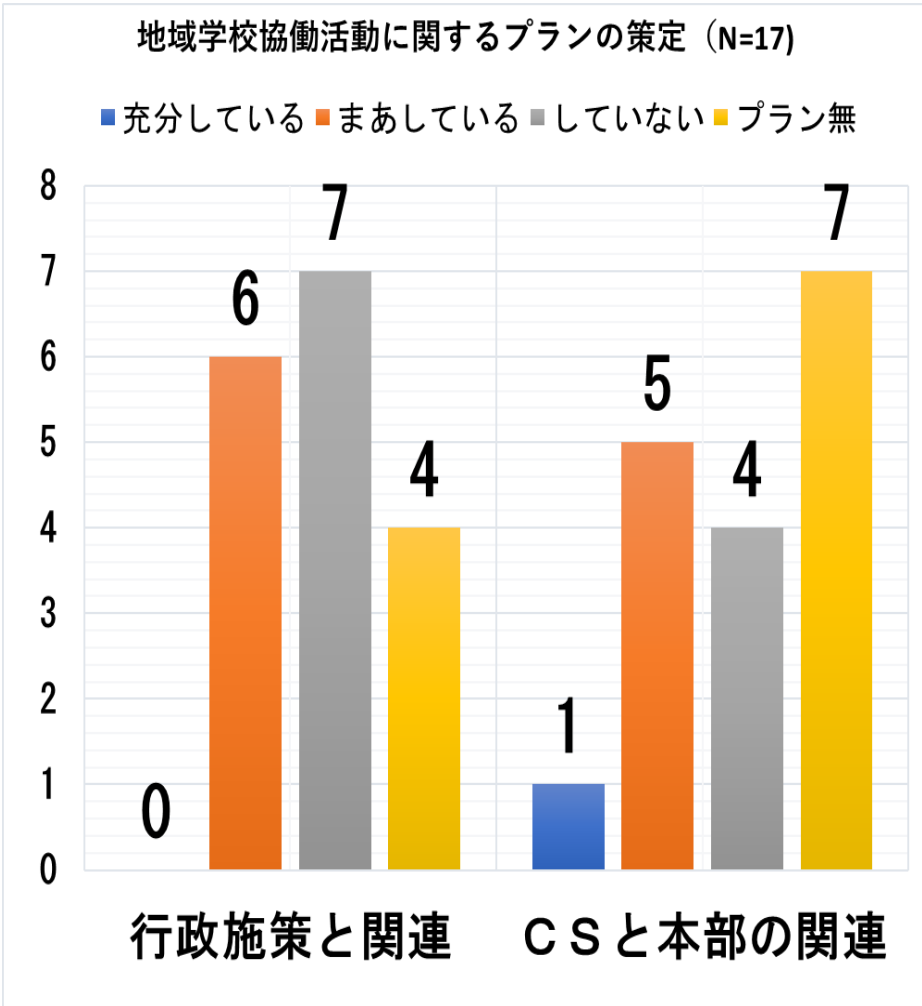
これからは、様々な教育課題を抱えている学校教育課題への対応のために、地域の願いを協議して実践する地域住民等の代表で組織する学校運営協議会が各学校に設置されます。加えて、地域の組織団体や個人の教育力をネットワーク化する地域学校協働本部の活動を充実することによって、地域と学校の協働による子どもの育成や地域の組織団体の活性化、住民の生きがいの創出等を図ります。このことにより、コミュニティ・スクールは「地域とともにある学校づくり」、地域学校協働活動は「学校を核とした地域づくり」を一体的に推進することを目指します。

## ＜地域学校協働活動に関する大分県の現状＞

18自治体のうち17自治体（本部は令和2年度からの実施を含む）はすでに学校運営協議会制度によるコミュニティ・スクールの導入と、地域と学校の協働活動を推進するためのコーディネーターを配置した体制整備（地域学校協働本部等）を実施しています。以下のグラフのデータは、どちらの取組も実施している17自治体の状況について示しています。この現状を基にして、地域学校協働活動に関するQ&Aを作成しています。<sup>26</sup>

# 18自治体のうち17自治体はすでに両輪を実施済み

## 地域学校協働活動の総合的なプランと推進状況



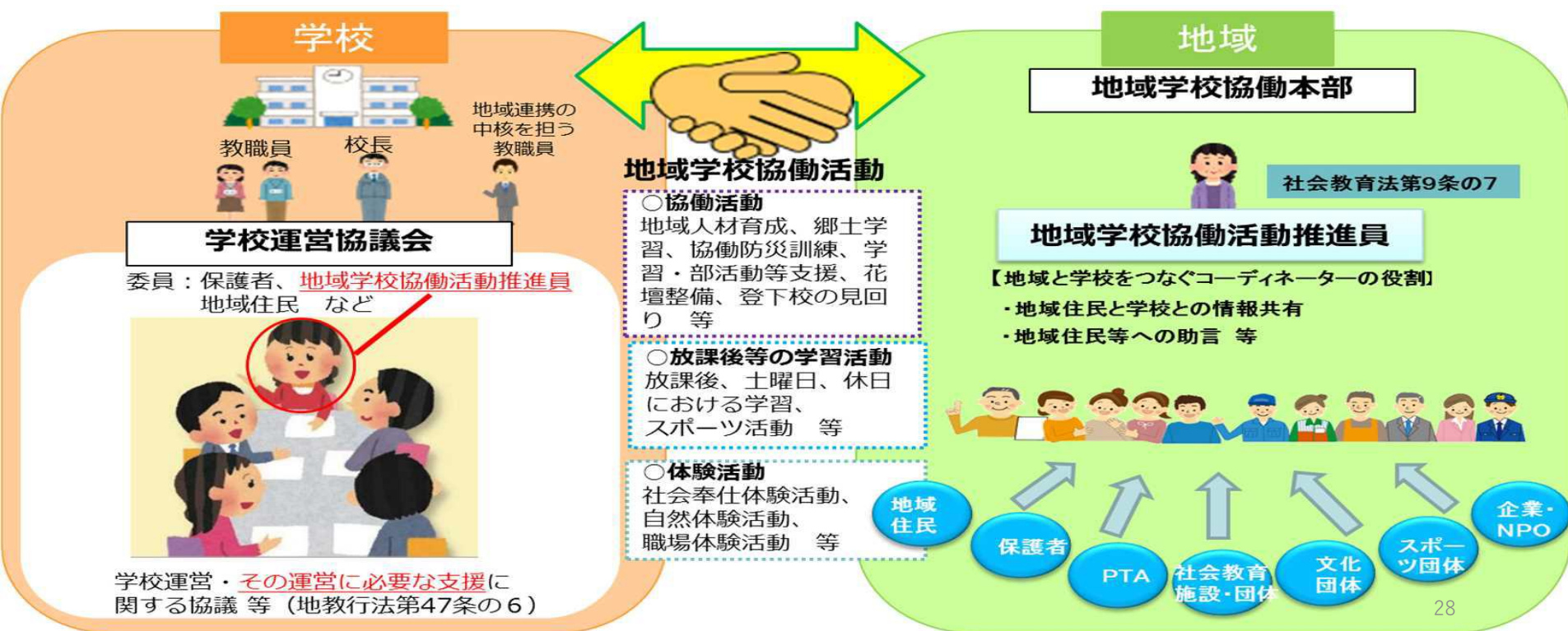


# 観点1. 地域学校協働の推進構造を整理

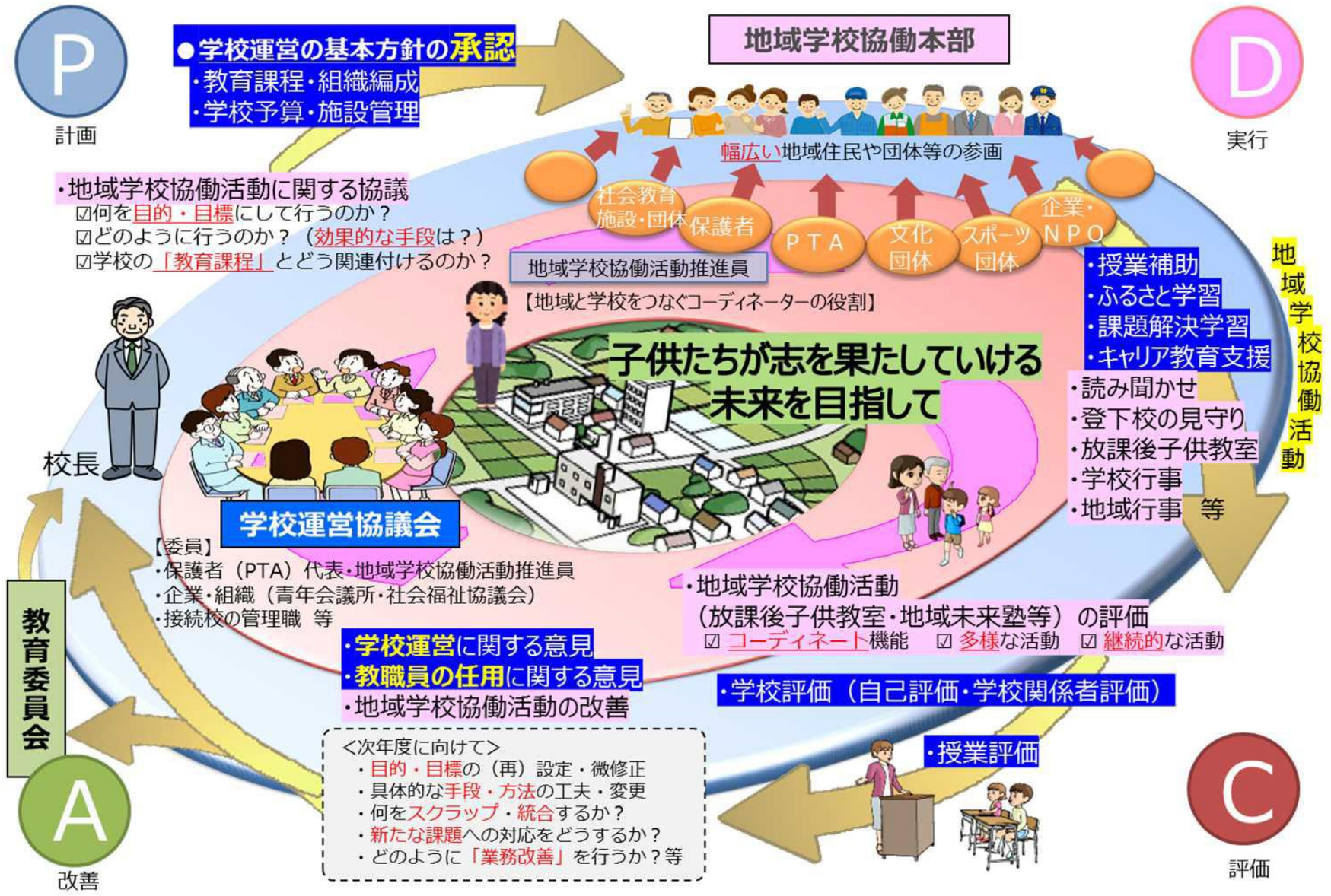
社会総掛かりで教育を実現する上で、これからの公立学校は「開かれた学校」から更に一步踏み出し、地域でどのような子供たちを育てるのか、何を実現していくのかという目標やビジョンを地域住民等と共有し、地域と一体となって子供たちを育む「**地域とともにある学校**」へと転換していくことが重要です。

※ **学校運営の責任者は校長**であり、学校運営協議会が校長の代わりに学校運営を決定・実施するものではありません。

「学校運営協議会」設置の手引き  
(令和元年改訂版)







# 地域学校協働活動の概念図

H30年度コンサルタント  
派遣事業報告資料

より多くの、より幅広い層の地域住民、団体等が参画し、目標を共有した

## 「緩やかなネットワーク」



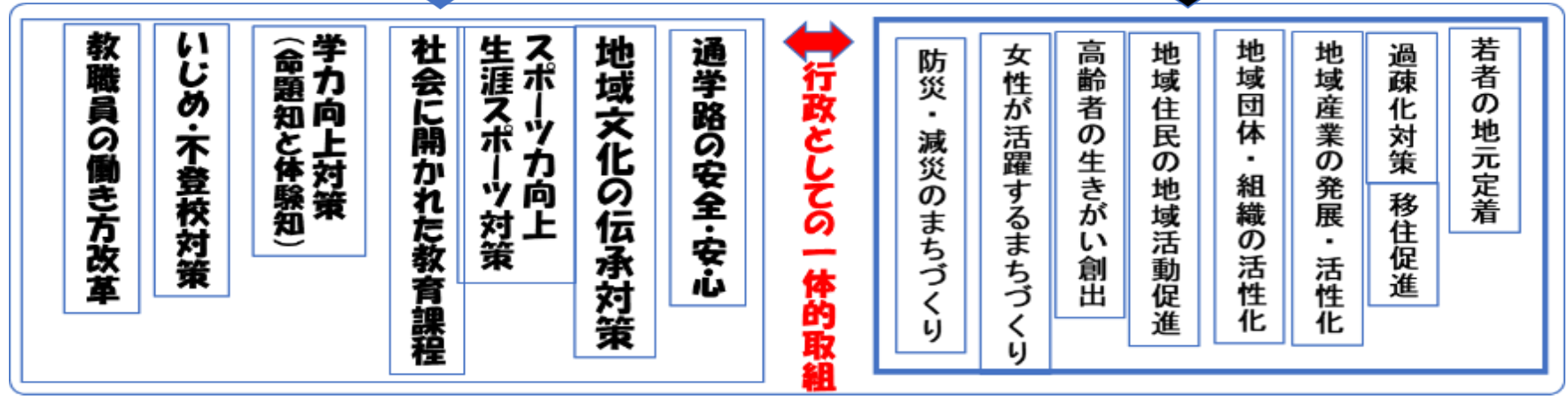
# Q1

## なぜ、「まち・ひと・しごと創生」の施策との関連が必要なのですか

### 教育行政の重点施策

### 「まち・ひと・しごと創生」施策

### 地域と学校が協働した人づくりのための施策



### まちづくりのための「繋げる仕組み」づくり ＜行政施策と地域住民のコーディネートシステム＞

改正教育基本法  
13条

### 学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力

- ☆ 「人づくり」の基礎となる学校教育の重要性はもとより、**将来のまちづくり**を担う青少年の育成は自治体としての**重要な施策**です。
- ☆ **首長部局の施策と教育行政の施策を重ねてみると、青少年対象にしても、地域住民対象にしてもベクトルを同じ方向に向けている施策が見えてきます。**



## <別府市の例>

教育行政の重点施策

「まち・ひと・しごと創生」施策

地域と学校が協働した人づくりのための施策

## 別府市「まち・ひと・しごと創生」戦略（関連事項のみ）

### 基本目標 3

「ひとの創生」：ひとを大切にし、別府で子どもを産み、育て、生きる。

- ・ 女性の子育てと仕事の両立の応援
- ・ 郷土への誇りと夢を持つ人材・国際化人材の育成

### 基本目標 4

「まちの創生」：ひととまちをまもり、地域と地域が連携する。

- ・ 生活の質の向上による“ひとまもり”と“まちまもり”
- ・ 文化を切り口にしたまちの可能性の拡大

# ＜玖珠町の例＞

教育行政の重点施策

「まち・ひと・しごと創生」施策

地域と学校が協働した人づくりのための施策

玖珠町「まち・ひと・しごと創生」戦略（関連事項のみ）

**基本目標Ⅰ**：楽しく学び個性と感性を育むまちづくり  
（教育・文化）

☆子どもたちに玖珠町を再認識させ、町の活性化の可能性について考えてもらい、誇りをもち、郷土愛を育むことにより、人口流出の歯止め、再転入につなげる。

**基本目標Ⅲ**：健やかで健康に暮らせるまちづくり

- ①子育て世代への情報提供や相談等の支援の施策を推進する。
- ③人口減少対策、高齢者の活用、健康対策等の事業を推進する。

**基本目標Ⅳ**：玖珠町の特性を活かしたまちづくり

- ③協働を推進するための仕組みづくり活動支援を行う。

Q2

なぜ、学校運営協議会制度と地域学校協働本部の連携が必要なのですか

<コミュニティ・スクール>

学校(経営・運営)

学校運営への支援・協力

地域貢献活動

地域住民の願いとネットワークによる活動 <地域学校協働活動>

「地域とともにある学校づくり活動」

<推進する仕組み(制度)>

地教行法47条5

学校運営協議会

住民代表としての学校運営への参画

<権限と責任>

- \* 学校運営方針の承認
- \* 学校運営への意見
- \* 教職員の任用に関する意見



「学校を核とした地域づくり」

<推進する仕組み(体制)>

地域学校協働本部

地域住民・団体等の緩やかなネットワーク

学校支援活動

土曜日の教育活動

外部人材を活用した教育活動

放課後子供教室

家庭教育支援活動

学びによるまちづくり

<コーディネーター配置>  
・行政のコーディネーター  
・地域コーディネーター  
(地域学校協働活動推進員)



地域社会における地域活動

住民参加のプログラム開発      日常的な支援プログラム      広域的な支援システム

公民館学級生      自治会      地区老人クラブ      地区交通安全協会      青年会      地区商工会      子育て支援

☆「学校運営協議会を設置している学校」がコミュニティ・スクールで、ピンク色で示した学校教育は校長による学校経営と運営方針によって教育活動が行われます

☆一定の権限や責任を担う学校運営協議会は地域住民等の代表であり、地域とともに学校運営に参画することが求められています。よって、黄色で示したように地域学校協働活動(本部)の役割とも連携・協働することが必要なシステムです



## 学校教育（教職員）

コミュニティ・スクールの導入

### <重点課題>

- \* 教職員の働き方改革
- \* 地域に開かれた教育課程
- \* 生きる力（命題知・体験知）
- \* いじめ・不登校等

### <CSの取組の課題>

- ① 教職員の仕事量の増加
- ② CSの制度の認識不足
- ③ CSの効果の認識不足
- ④ CSに監視される意識
- ⑤ 学校教育への介入危惧

### <学校に求められること>

- ① ビジョンの明確な発信
- ② 教職員への情報提供
- ③ 教職員・委員・保護者の意識の共有
- ④ 委員が学校を知る機会

- ① 熟議（熟議と議論）
- ② 「協働」して活動
- ③ マネージメント



## 学校運営協議会の設置

住民代表としての学校運営への参画

### <権限と責任>

- \* 学校運営方針の承認
- \* 学校運営への意見
- \* 教職員の任用に関する意見

### <協議会の課題>

- ① 学校の課題を知らない
- ② 学校と離れている
- ③ 学校へのお手伝い意識
- ④ 委員の学校批判

### <協議会に求められるもの>

- ① 協議会の役割を理解
- ② 教職員の求めを知る
- ③ 教職員との協働意識
- ④ 地域住民への啓発・広報



☆教職員が子どもとゆとりを持って向き合うための働き方改革、様々な環境が引き金となるいじめ・不登校対策、子どもの主体的な学びによる学習意欲や学力の向上、地域とともに子どもを育てる社会に開かれた教育課程の実施などの、学校だけでは対応が困難な大きな課題をかかえています。

☆学校だけでは対応できにくい様々な課題について一定の権限と責任をもって学校教育に参画する機能が求められています。

☆学校運営協議会で承認された「学校運営の基本方針」について地域住民の参加が必要となり、地域住民や組織団体のネットワークづくりを進める地域学校協働本部との協働を推進する機能が求められています。

# 学校教育（教職員）

コミュニティ・スクールの導入

## <重点課題>



- \* 教職員の働き方改革
- \* 地域に開かれた教育課程
- \* 生きる力（命題知・体験知）
- \* いじめ・不登校 等

### <CSの取組の課題>

- ① 教職員の仕事量の増加
- ② CSの制度の認識不足
- ③ CSの効果の認識不足
- ④ CSに監視される意識
- ⑤ 学校教育への介入危惧

### <学校に求められること>

- ① ビジョンの明確な発信
- ② 教職員への情報提供
- ③ 教職員・委員・保護者の意識の共有
- ④ 委員が学校を知る機会

# 教育委員会

## 学校運営協議会制度の導入



<各種規則・要綱等の策定>

プランの策定：目的・組織体制・運営等  
<基本：対処療法 中・長期的な原因療法の処方箋>

<協働の取組のための体制整備・普及・啓発>

施策① 学校運営協議会制度の導入（H29改正：努力義務）

<学校運営協議会委員の任命・事業周知>

施策② 協働本部の体制整備（コーディネーター配置）

<地域学校協働活動推進員の委嘱・事業周知>

# 学校運営協議会の設置

## 住民代表としての学校運営への参画

### <権限と責任>

- \* 学校運営方針の承認
- \* 学校運営への意見
- \* 教職員の任用に関する意見

### <協議会の課題>

- ① 学校の課題を知らない
- ② 学校と離れている
- ③ 学校へのお手伝い意識
- ④ 委員の学校批判

### <協議会に求められるもの>

- ① 協議会の役割を理解
- ② 教職員の求めを知る
- ③ 教職員との協働意識
- ④ 地域住民への啓発・広報



- ① 熟議（熟議と議論）
- ② 「協働」して活動
- ③ マネージメント

### <コーディネーター配置>

- ・行政のコーディネーター
- ・地域コーディネーター（地域学校協働活動推進員）

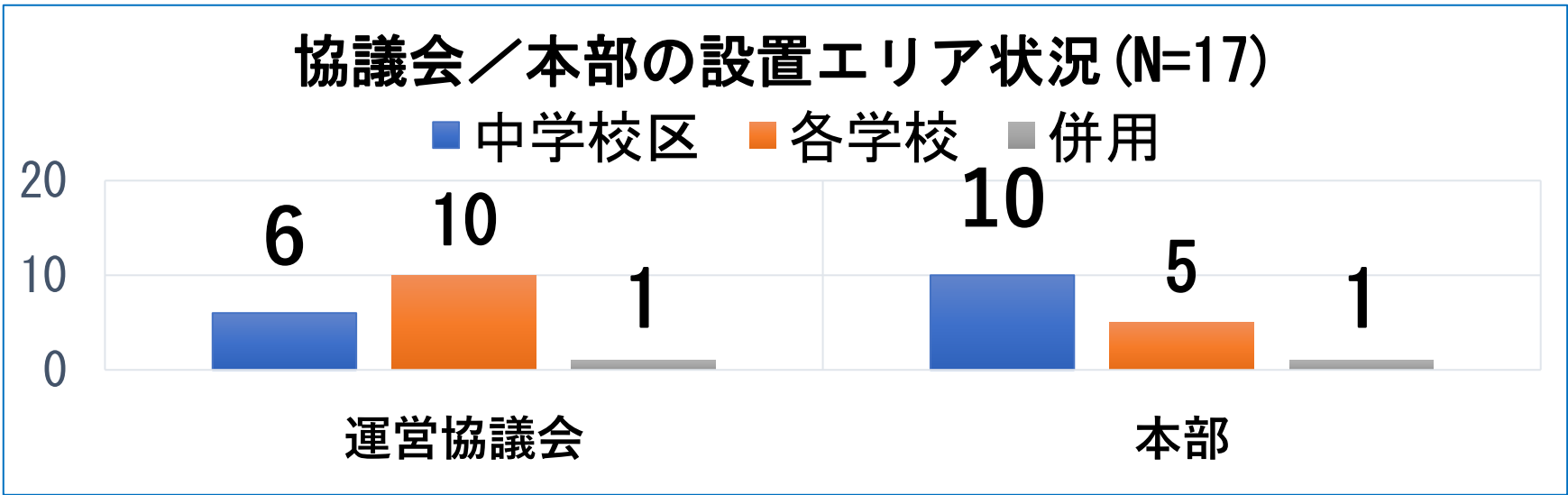
## 地域学校協働本部の整備

地域住民・団体等の緩やかなネットワーク



# Q3

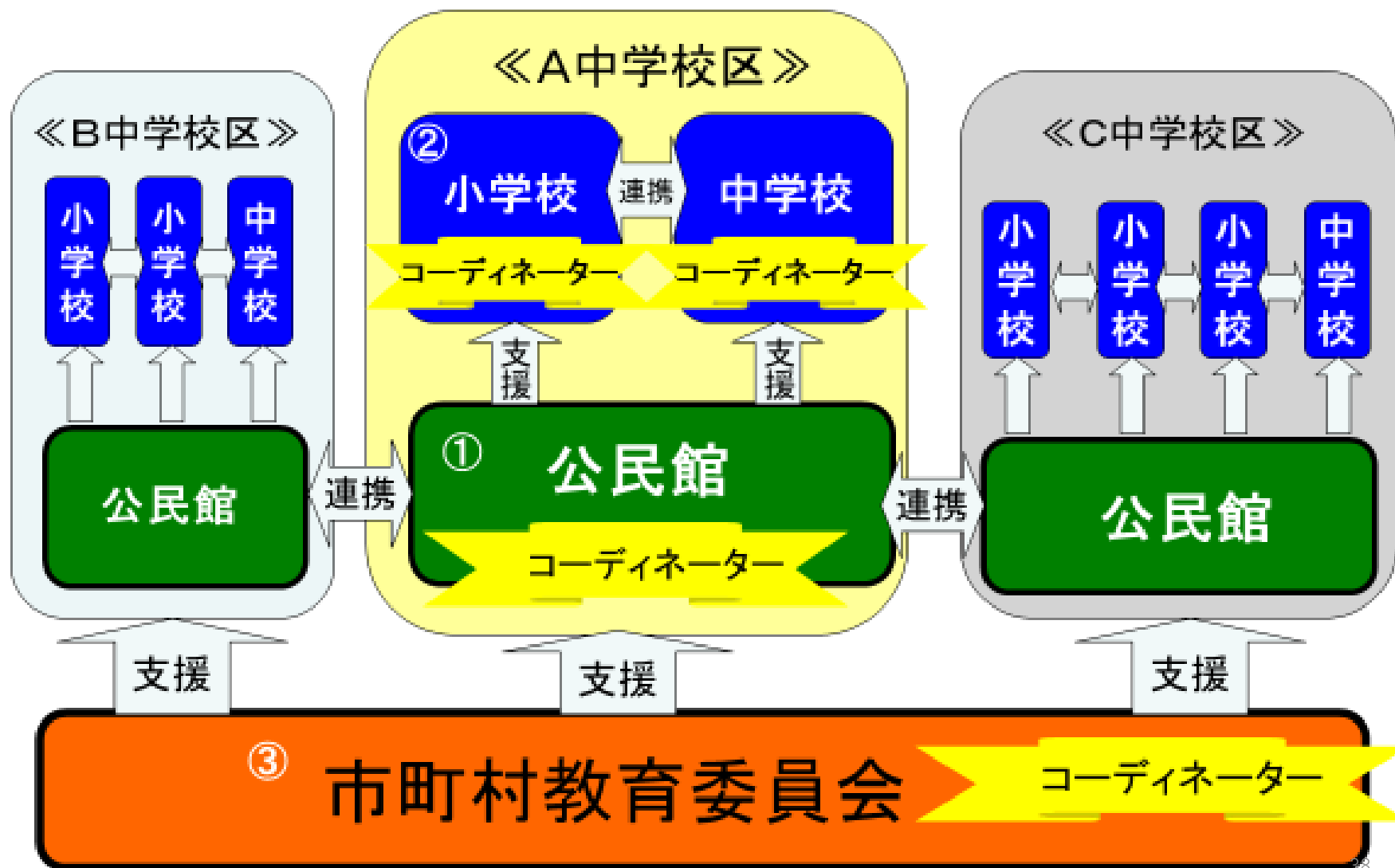
## 中学校区を対象にした学校運営協議会を設置するとは どういうことですか



☆学校運営協議会の設置は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」47条5（※1）において学校ごとに設置することとなっていますが、但し書きとして、「二以上の学校においても密接な連携を図る必要がある場合には、一の学校運営協議会を置くことができる」となっています。

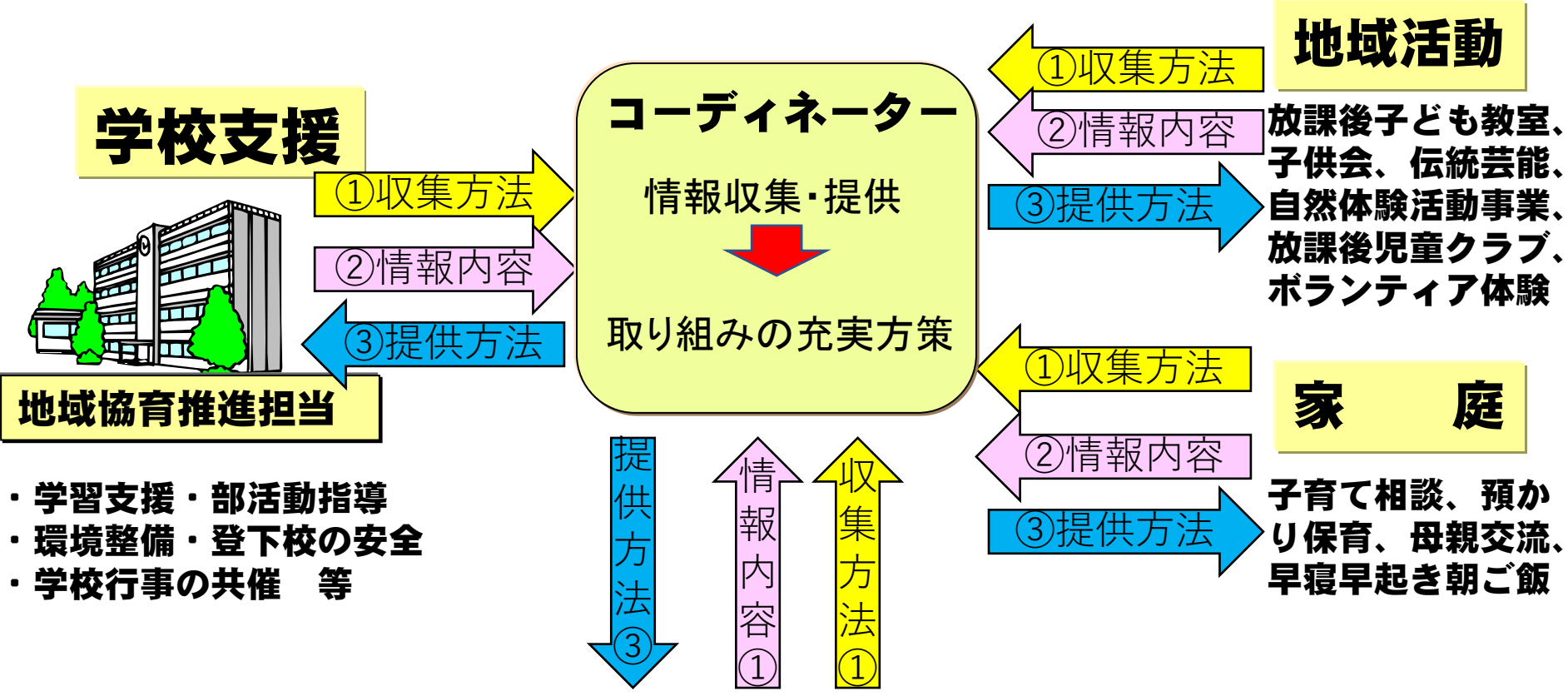
☆小中一貫教育の実施や小中の連携による教育課程の実施等に加え、地域からの協働システムとしての中学校区のネットワークや日常的な協働体制が有効である場合など、学校運営協議会の役割をより効果的に発揮できると判断した場合などが可能になります。ただし、中学校区の学校運営協議会の小中連携の目指すべき教育のビジョンの共有などの設置理由を明確にしておく必要があります。

# 三層構造の「協育」ネットワークシステム





# 情報収集・提供の現状を整理しよう



## 地域の住民

地域の団体、自治会、退職者、有資格者等、特技を持つ人、支援者等

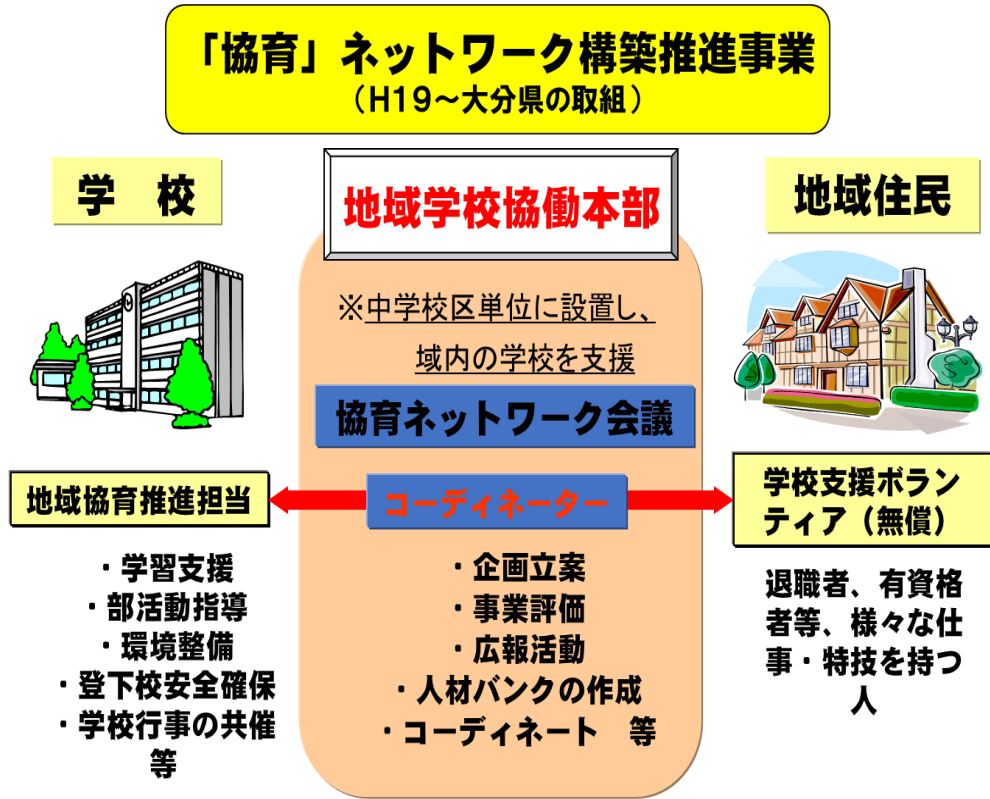
## 専門家・企業

職業人、文化人、企業各種機関 等

# Q4

## 中学校区の学校運営協議会を設置した場合に、各学校の運営への参画の仕方等についてどんなことに配慮する必要がありますか

☆小中一貫教育の実施や小中の連携による教育課程の実施等に加え、地域からの協働システムとしての中学校区のネットワークや日常的な協働体制が有効である場合など、学校運営協議会の役割をより効果的に発揮できると判断した場合などが可能になります。ただし、**中学校区の学校運営協議会の小中連携の目指すべき教育のビジョンの共有**などの設置理由を明確にしておく必要があります。



☆**学校運営協議会の委員の任命についても**、学校長は各中学校区にある組織・団体からどう選任するかを検討も必要で、**小学校と中学校との打ち合わせが必要です。**

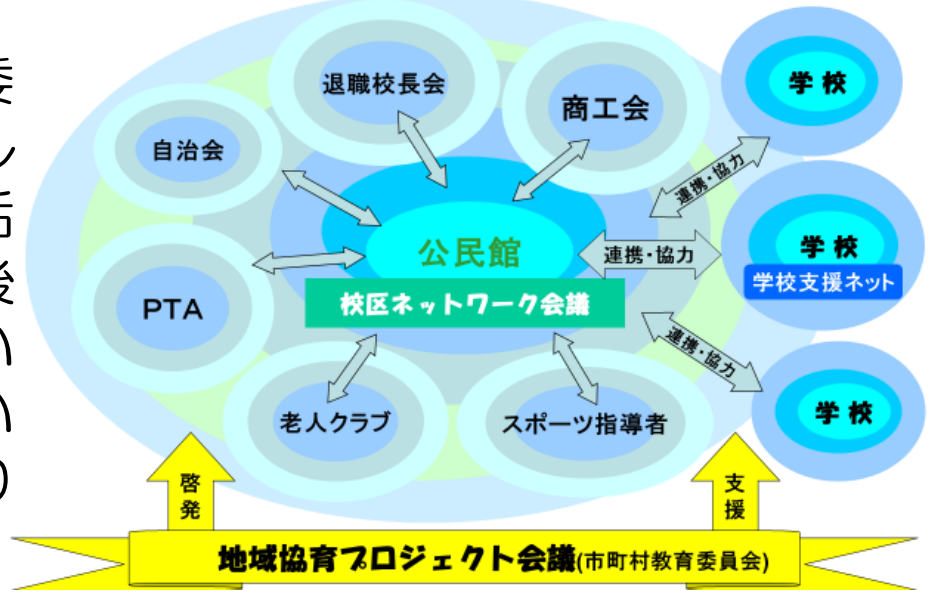


# Q5

## 中学校区は広範囲になるのですが、様々な組織・団体等との協働やネットワーク化のための取組をどう進めたらいいのですか

☆県内7自治体が中学校区や教育委員会内に地域学校協働本部を整備していますが、小学校と中学校の生活エリアが重なることなどから、今後整備していく場合は、学校毎がいいのか、中学校区等に整備するのがいいのかについて検討する必要があります。

◀ 人の波紋が広がる「協育」ネットワークシステム イメージ図 ▶



☆ネットワークの対象としては、**首長部局の管轄にもなりますが、自治会や文化伝承団体、老人クラブ、商店街組織、郵便局、地域消防団等に加えて、青少年健全育成組織、青年団、地域婦人会、読みきかせサークル、スポーツサークルなどの一定のエリアでの地域活動を目的とした組織団体等**が考えられます。

☆**学校運営協議会の設置との関係や、地域に組織されている行政の取組、これまでの学校支援の発展的な取組**などの検討が必要になります。

## 2. 学校運営協議会制度の導入について

「学校運営協議会制度」とは、「学校運営協議会を設置した学校」をコミュニティ・スクールとして、保護者や地域住民等が学校運営に参画することで、育てたい子ども像、目指すべき教育のビジョンを共有し、目標の実現に向けて協働する仕組みの制度です。

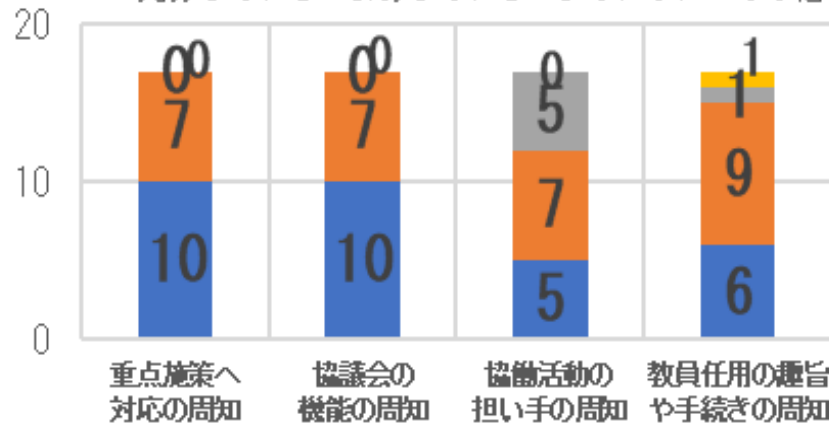
### ＜学校運営協議会制度に関する大分県の現状＞

資料3～資料7は大分県内市町村教育委員会へのアンケートから、すでに学校運営協議会制度によるコミュニティ・スクールの導入と、地域と学校の協働活動を推進するためのコーディネーターを配置した体制整備（地域学校協働本部等）をどちらの取組も実施している17自治体（本部は令和2年度からの実施を含む）の状況について示しています。この現状を基にして、学校運営協議会制度に関するQ&Aを作成しています。

# 学校運営協議会に関すること

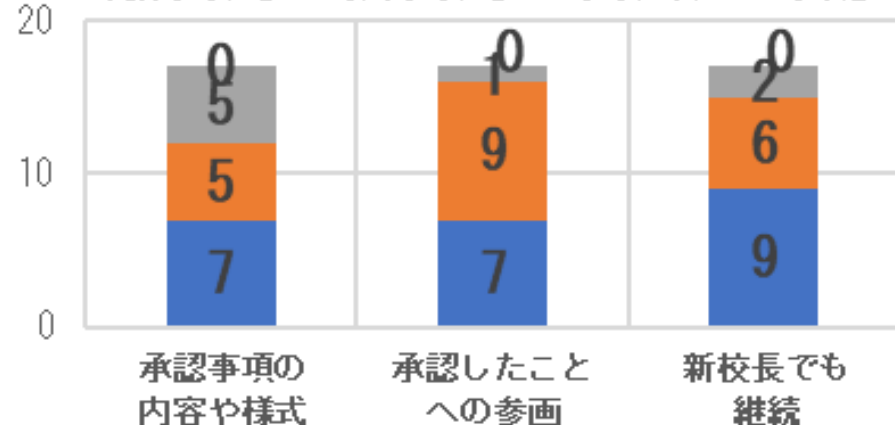
## 必要事項の周知(N=17)

■ 充分している ■ まあしている ■ していない ■ その他



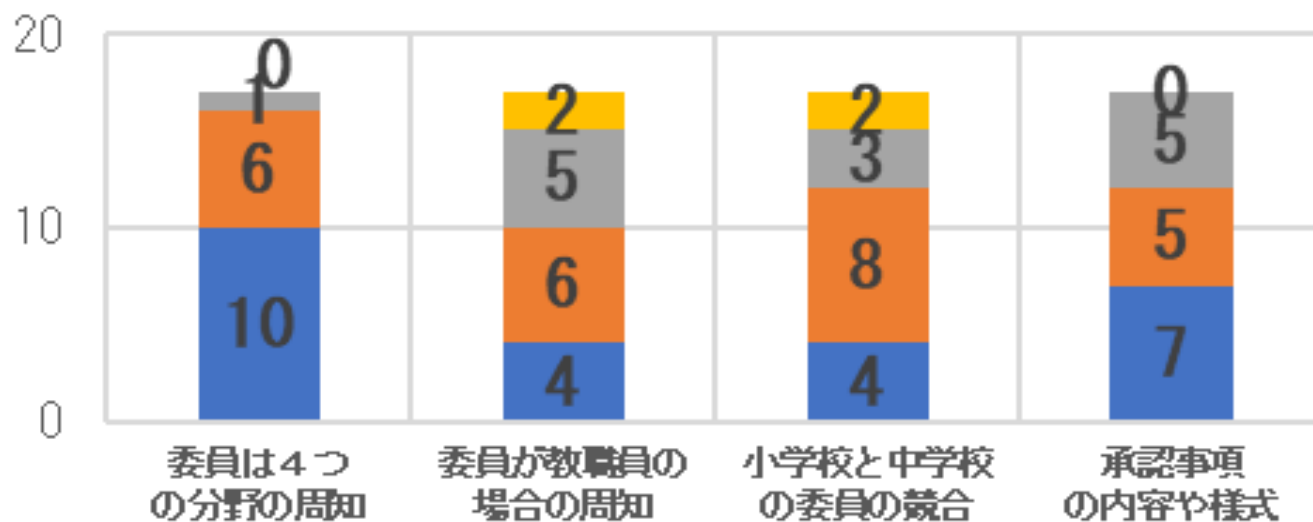
## 学校運営協議会が承認事項への責任 (N=17)

■ 充分している ■ まあしている ■ していない ■ その他

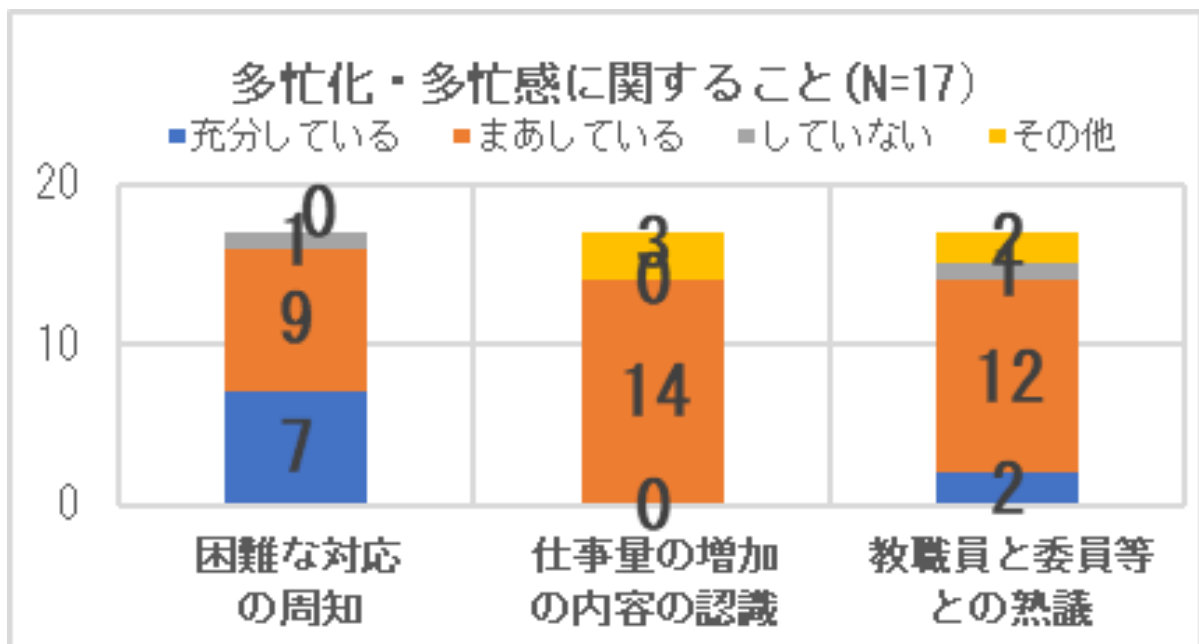
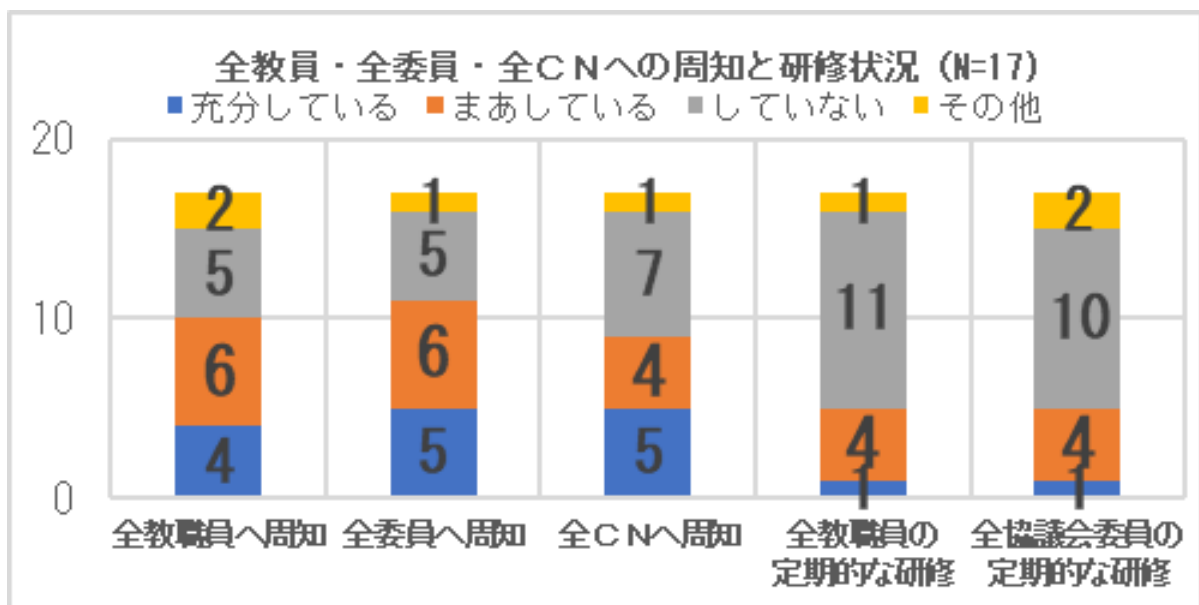


## 委員の任命に関すること(N=17)

■ 充分している ■ まあしている ■ していない ■ その他



# コミュニティ・スクールの周知に関すること



## 観点2. 学校運営協議会制度の導入について

### 1. 学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）の配慮事項について

① 学校運営協議会委員の選任（任命）に関すること

② 「学校運営の基本方針を承認する」ことの責任等

③ 職員の採用その他の任用に（略）意見を述べること

④ 教職員や学校運営協議会委員等への周知

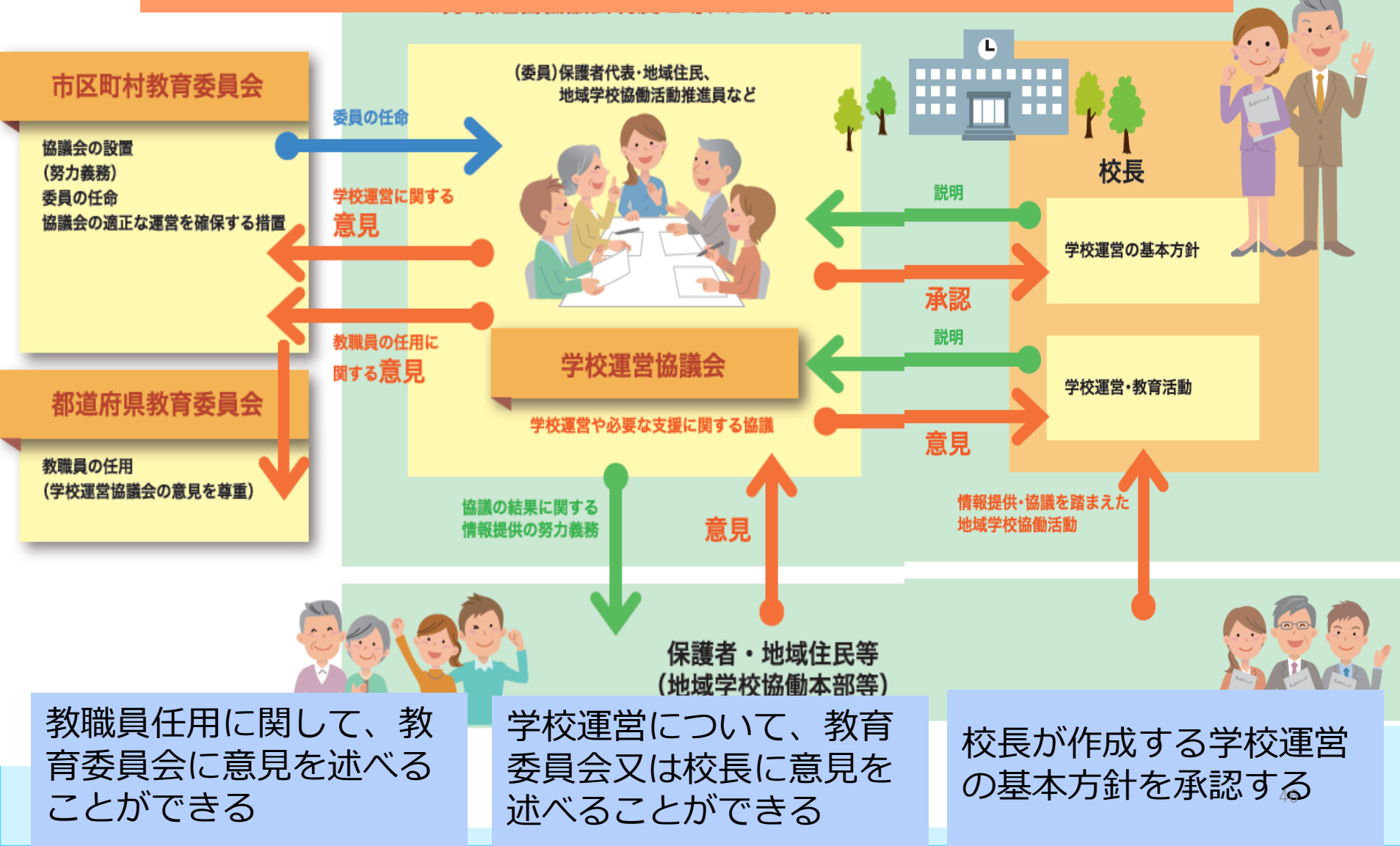
### 2. 学校運営協議会制度の導入の有効性について

### 3. 学校運営協議会制度の導入による教職員の多忙化や多忙感について

# コミュニティ・スクールとは

「学校運営協議会」設置の手引き  
(令和元年改訂版)

## 学校運営協議会制度を導入した学校



教職員任用に関して、教育委員会に意見を述べる  
ことができる

学校運営について、教育委員会又は校長に意見を  
述べるができる

校長が作成する学校運営の  
基本方針を承認する



# コミュニティ・スクールの拡大, 充実の姿

「学校運営協議会」設置の手引き  
(令和元年改訂版)

## 類似の仕組みからコミュニティ・スクールに発展する主なメリット

- ・事業としての類似の仕組みから、法に基づく学校運営協議会の仕組みに発展することで、組織的・継続的な連携・協働体制の確立が可能となる
- ・学校運営の当事者として委員から意見が得られ、学校運営の改善・充実が図られる
- ・学校・家庭・地域において共通したビジョンをもった教育活動等が可能となり、主体的・能動的な取組となる
- ・基本方針の承認を通じて、地域等に対する説明責任の意識が向上し、地域等の理解・協力を得た風通しのよい学校運営が可能となる
- ・学校運営の改善を果たすPDCAサイクルが確立しやすくなる

## 地域が学校運営に参画する持続可能な仕組みの構築へ

**コミュニティ・スクール**  
(学校運営協議会制度を導入する学校)

より魅力的な仕組みへと  
制度の在り方を見直し

3,600校  
(平成29年4月1日)

**自治体類似の仕組み (〇〇型コミュニティ・スクールなど)**

地域住民や保護者等が学校運営や教育活動について  
協議し意見を述べる会議体\*

※教育委員会の規則や、教育委員会の方針等に基づき学校が作成する要綱等により設置されている会議体で、校長の求めに応じた意見聴取にとどまらず、主体的に学校運営や教育活動について協議し、意見を述べることができる会議体（任用等に関する意見を主活動として位置づけていない協議会も含む。）

◆コミュニティ・スクールへの過渡的な  
段階 (コミュニティ・スクール化) の  
姿として捉えて推進

◆学校と地域の協働関係・信頼関係の  
土台となる大切な取組

**学校関係者評価委員会**

全公立学校の約94%で実施

学校運営協議会と一体的に推進

**学校評議員制度**

全公立学校の約80%で実施

学校運営協議会への移行を積極的に推進

**学校支援等の取組**

公立小中学校の約59%で実施

学校運営協議会と一体的に推進

学校・教育委員会が主体的に取り組んでいる「地域との連携に関する実践」を効果的に生かしていく視点が必要  
学校・教育委員会が自らコミュニティ・スクールの意義や成果等を理解し、その道を選ぶことが大切 47

## (Q) そもそもなぜ、コミュニティ・スクールが必要だと感じたのですか？

### < 「社会に開かれた教育課程」の実現のために >

これからの学校は、学校の教育課程を工夫し、子供たちの将来を見据えた教育活動を展開する必要があり、新学習指導要領の重要なポイントである「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて、まずは保護者や地域住民との情報や課題を共有し、共通の目標・ビジョンを設定し、同じ思いで日々の教育活動を進めていきたい

### < 義務教育9年間の学びの充実のために >

「小中一貫教育」を実現するためには、教育課程だけでなく、子供たちの家庭や地域での学び、発達段階に応じた「心の成長」等も一緒に考えていく必要が保護者や地域住民と子供たちの義務教育9年間について協議する場と

### < 連携・協働体制の構築に向けて(働き方改革の視点を含め) >

「社会教育関係団体」等と学校との関係を一度整理し、「依頼する⇔される」という関係ではなく、目標や役割分担等について話し合う場とし、学校と地域はパートナーとして連携・協働し、子供たちの学びとともに、地域づくりも必要である

### < 地方創生（学校を核とした地域づくり）を目指して >

町の人口減少は喫緊の課題です。学校と地域の両方を元気にするには、学校を核として地域全体で共通の目標・ビジョンをもって取り組む「コミュニティ・スクール」の仕組みが必要であり、「大人が学ぶ姿」から、「大人と共に町・地域は自分たちで創る」という活動へつなげたい

(Q) あなたが住んでいる地域や学校で、「このまま成り行きに任せていたら、**将来まずいこと**になるのでは？」ということはありませんか？真剣に向き合っていかなければならない「**課題**」はありませんか？

学力向上・不登校・部活動・少子高齢化・自治会未加入・地域行事・祭り・子供会の解散  
新学習指導要領・いじめ道德の教科化・外国語教育・プログラミング教育  
PTA 教育のICT化・働き方改革・子供の安心安全・地域の担い手・防災・防犯・  
人手不足・学校の再編統合・携帯電話・SNS・産業の撤退・日本語指導・小中一貫  
教育・放課後の居場所・キャリア教育・生徒指導・伝統文化の継承・空き家の増加・  
外国人居住者

(Q) その中で、

- ① すぐに対策・対応が必要なもの
- ② 時間をかけて対策・対応を講じる必要があるものは何ですか？
- ③ また、それらが複雑に絡み合っていないですか？

(Q) これらの課題の解決に向けて、

- ① 「学校」だけで対応できること
  - ② 「地域」だけで対応できること
  - ③ 「家庭」だけで対応できること
- はどれですか？

# 1. 学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）について

Q1

学校運営協議会制度の導入の根拠と目的はどんな内容ですか

「学校運営協議会」設置の手引き  
(令和元年改訂版)

子供たちや学校を取り巻く環境が複雑化・多様化する中、「社会総掛かり」での対応、**学校・家庭・地域による一体的な取組が必要であり、それを実現可能にする仕組みの一つがコミュニティ・スクール**です。保護者や地域住民の意見を**学校運営**に反映し、地域とともにある学校づくりを実現するための仕組みであり、**平成16年度に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正によって制度化され「開かれた学校」から「地域とともにある学校」へと転換していくことが重要です。**

<中央教育審議会答申（平成27年12月）>

→地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正（平成29年3月）

☆**令和2年度現在では「地教行法」47条5**において、<略>その所管に属する学校に設置する**努力義務**となっています。

☆学校運営協議会委員は地域住民の代表として、「**学校運営の基本方針の承認**」「**学校運営への意見**」「**教職員の任用への意見**」については学校運営協議会規則に規定された役割を担うこととなっています。

☆その他の「**予算等への意見**」「**地域学校協働本部との連携や広報活動**」及び「**日常の活動**」等も求められており、地域住民と学校の協働を推進する一定の権限と責任を担う目的で設置するものです。

Q2

学校運営協議会制度に求められる教育の重点的な課題はどんなことですか

＜「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」47条5＞

## コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度の導入）

### ＜学校の重点課題＞

\* 教職員の働き方改革

\* 社会に開かれた教育課程

\* 生きる力（命題知・体験知）

\* いじめ・不登校等

### ＜CSの取組の課題＞

①教職員の仕事量の増加 ②CSの効果の認識不足 ③学校教育への介入危惧

### ＜コミュニティ・スクールに求められること＞

①ビジョンの発信②教職員・委員・保護者の意識の共有③委員が学校を知る

教職員が子どもとゆとりを持って向き合うための働き方改革、様々な環境が引き金となるいじめ・不登校対策、子どもの主体的な学びによる学習意欲や学力の向上、地域とともに子どもを育てる社会に開かれた教育課程の実施などの、学校だけでは対応が困難な大きな課題をかかえています。



Q3

学校運営協議会に求められる基本的な機能はどんなことですか

## コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度の導入）

### ＜学校の重点課題＞

\* 教職員の働き方改革 \* 社会に開かれた教育課程 \* 生きる力（命題知・体験知） \* いじめ・不登校等

### ＜CSの取組の課題＞

①教職員の仕事量の増加 ②CSの効果の認識不足 ③学校教育への介入危惧

### ＜コミュニティ・スクールに求められること＞

①ビジョンの発信②教職員・委員・保護者の意識の共有③委員が学校を知る

## 学校運営協議会（住民代表としての学校運営への参画）



### ＜一定の権限と責任（合議体）＞

\* 学校運営方針の承認 \* 学校運営への意見 \* 教職員の任用に関する意見

### ＜学校運営協議会に求められるもの＞

①協議会の役割を理解 ②学校の教育課題を知る ③教職員の求めを知る  
④教職員との協働意識 ⑤地域住民への啓発・広報

☆学校だけでは対応できにくい様々な課題について一定の権限と責任をもって、地域の想いを学校運営に反映させるなど、地域住民の代表として学校教育に参画するための機能が求められています。

☆学校運営協議会で承認された「学校運営の基本方針」について地域住民の参加が必要となり、日常的に学校教育へ参加する地域住民や組織団体のネットワークづくりを進める機能が求められています。



# 学校運営協議会の主な役割

H30年度コンサルタント  
派遣事業報告資料

校長が作成する学校運営の  
**基本方針を承認**する

教育課程・組織編成  
学校予算・施設管理

学校と協議会が対等な立場に立ち、お互いに当事者意識を持って、目指すところを共有し、協働につなげていきます。

学校運営について、教育委員会  
又は校長に**意見を述べる**  
ことができる

広く地域住民等の意見を反映させる観点から、当該学校の運営全般について意見を申し出ることができます。

学校だけでは気づかなかった、地域社会からの視点、保護者の視点を加味した学校運営を進めることができます。

**教職員任用**に関して、  
教育委員会規則に定める事項に  
ついて、教育委員会に  
**意見を述べる**ことができる

実現しようとする教育目標等を達成するために、教職員の配置を求めることは重要な機能です。

目指す学校像、学校運営ビジョンの実現のための意見を示す機能があります。

# 学校運営協議会の主な役割

H30年度コンサルタント  
派遣事業報告資料

## 校長が作成する学校運営の基本方針を承認する

校長

この地域の子供たちを  
このように育てたい  
と思います。

校長

そのために、  
〇〇教育に力を  
入れます！

それでは皆さん  
承認ということで  
いいですね！



そうですね！  
地域にも理解を求め、  
協力を呼びかけます！

とてもよい方針です。  
地域連携の視点も  
入れていただくと、  
より良い活動に  
なるのでは？

# 学校運営協議会の主な役割

H30年度コンサルタント  
派遣事業報告資料

学校運営について、**<合議体での意見>**  
教育委員会又は校長に**意見を述べる**ことができる

校長

この中学校も  
万が一の災害の時の  
避難所に指定されました！

では、学校でも、  
生徒に呼びかけて  
みることにします！

それでは、  
中学生も地域の人と  
共に、防災訓練に  
参加しては  
どうでしょう？

当日は地域学校協働  
本部で生徒の対応を  
しましょう！

私は消防団の団員  
なので、中学生参加  
の段取りを  
考えますよ！



# 学校運営協議会の主な役割

H30年度コンサルタント  
派遣事業報告資料

教職員任用に関して、教育委員会規則に定める  
事項について、教育委員会に意見を述べるこ  
とができる

校長

プログラミング教育も導入されます。  
指導を充実させる必要があり、  
研究をしていこうと考えています！

それでは、  
情報教育に精通している  
先生の配置希望を  
意見として出したら  
どうでしょう？

そうですね！  
これからの時代を生きる  
子供たちには必要な力を  
育てることになりますね。



# 地域住民の願いとネットワークによる活動 <地域学校協働活動>

## 「地域とともにある学校づくり活動」 地教行法47条5 <推進する仕組み（制度）>

### 学校運営協議会

住民代表としての学校運営への参画

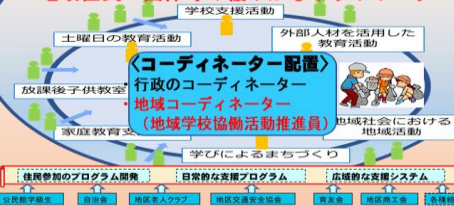
<一定の権限と責任>

- \* 学校運営方針の承認
- \* 学校運営への意見
- \* 教職員の任用に関する意見

「学校を核とした地域づくり」  
<推進する仕組み（体制）>

#### 地域学校協働本部

地域住民・団体等の緩やかなネットワーク



学校地域協働部会

評価部会

広報・行事部会

連携



地域学校協働本部

連携



学校関係者  
評価委員会

連携

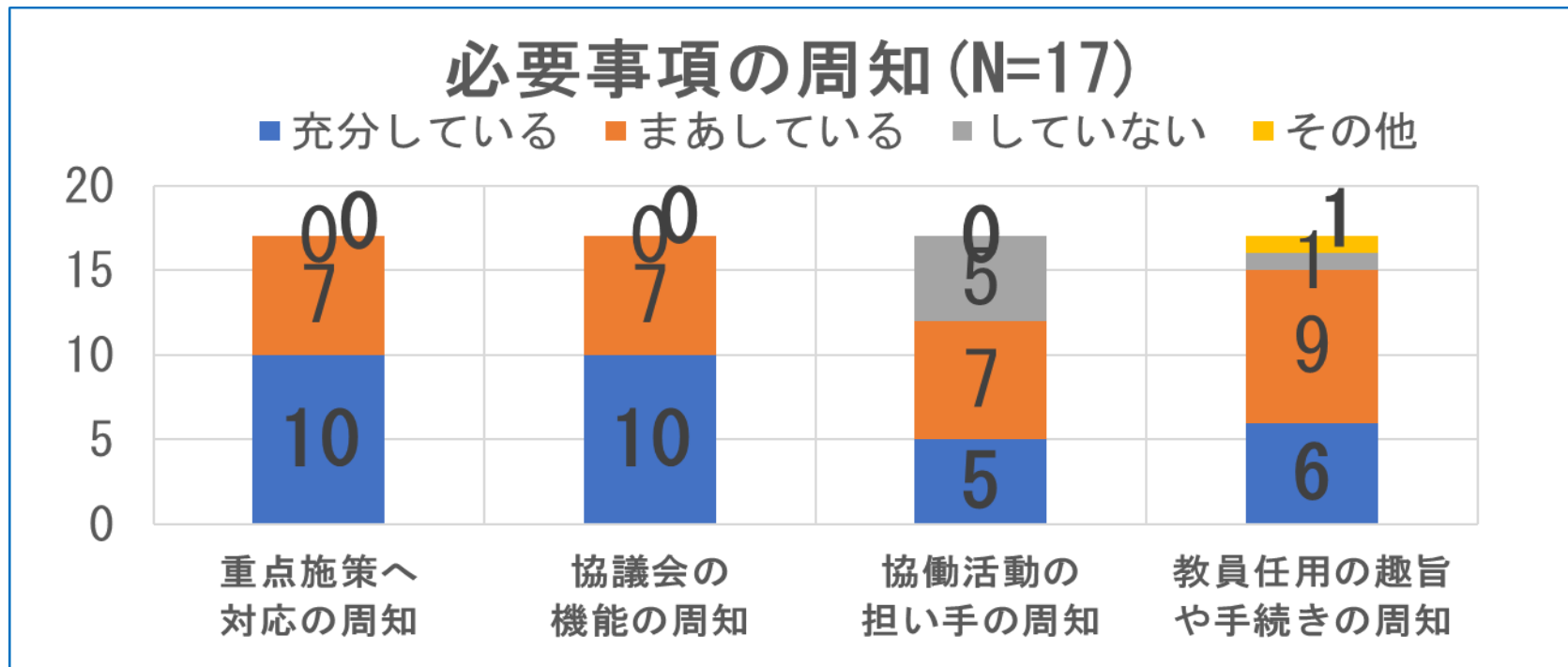


P T A ・ 自治会



# Q4

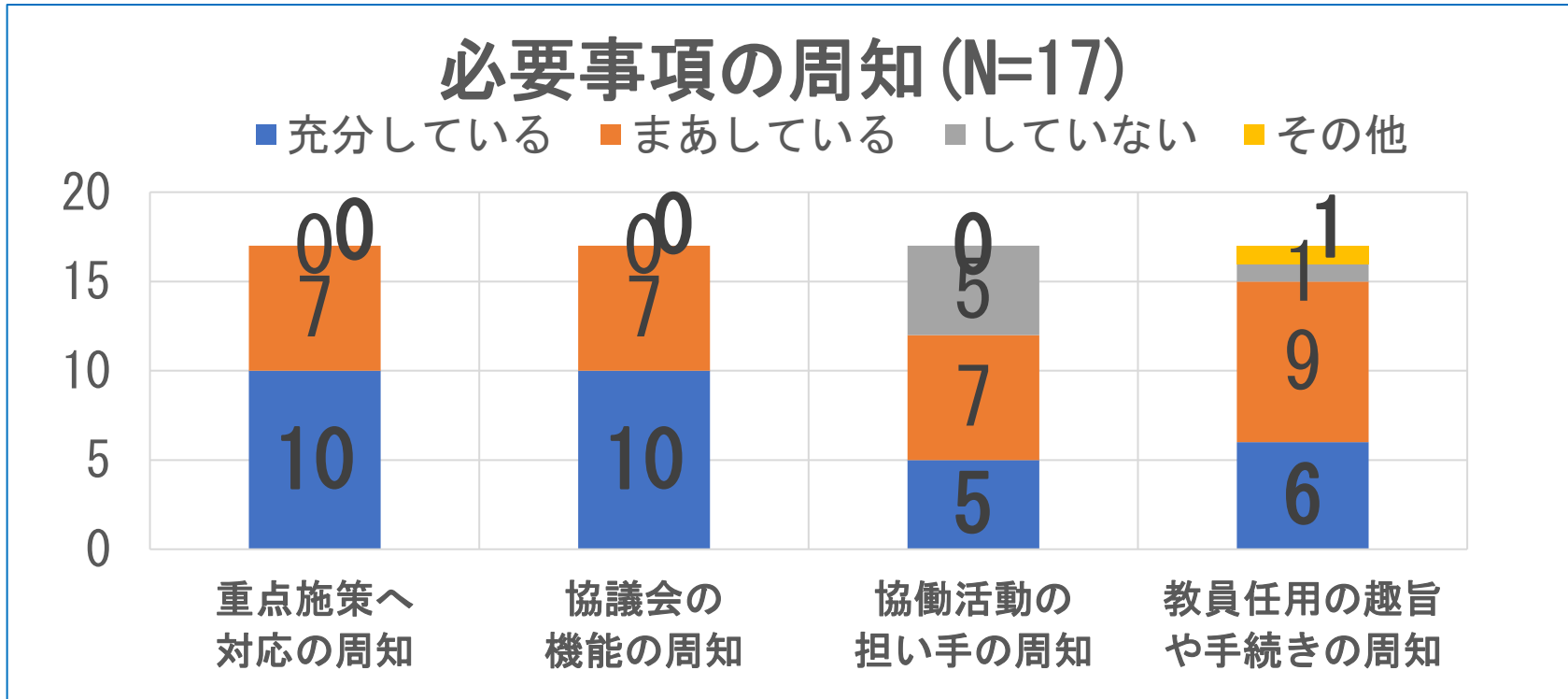
## なぜ、学校運営協議会の役割を教職員に周知する必要があるのですか



- ☆ 学校運営協議会制度は地域からの押しつけや監視ではないこと、学校教育のゆとりと充実のための制度あることを教職員が理解することから始まります。
- ☆ 学校運営協議会制度の目的は、学校だけでは対応できない教育課題の対応であり、教職員の理解が得られないと、学校運営協議会の機能が発揮されません。
- ☆ 学校運営協議会委員が、学校だけでは対応できない教育課題を理解するためには教育活動の見学や情報交換、同じテーブルでの熟議等が不可欠です。

# Q5

## なぜ、学校運営協議会の役割を学校運営協議会委員に周知する必要があるのですか



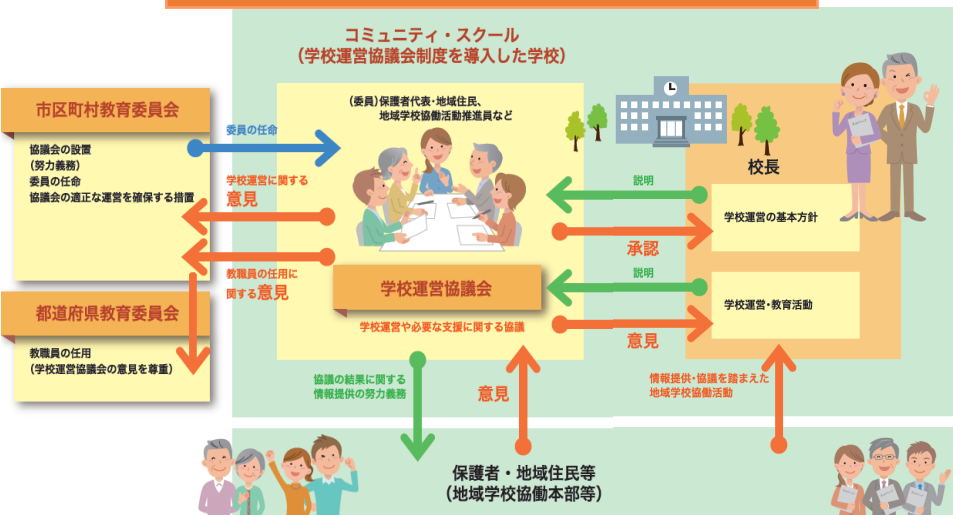
☆学校運営協議会制度は、これまでの「校長の求めに応じて意見を言う」学校評議員制度とは違い、一定の権限と責任をもって学校教育課題について協議し、学校教育の運営に参画していく「合議制」の制度です。

☆言い換えれば、地域住民の代表として学校運営に責任を持つ立場にあることを認識した上での一定の権限と責任について理解し、会議だけに参加する委員ではなく、日常的な活動も積極的に関わる委員になっていただく必要があります。

# コミュニティ・スクールと学校評議員会

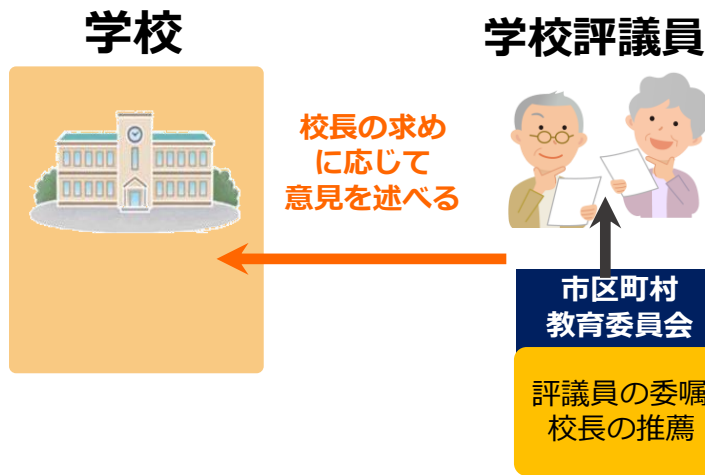
「学校運営協議会」設置の手引き  
(令和元年改訂版)

## コミュニティ・スクール



保護者や地域住民が一定の権限をもって学校運営に参画することにより、「目標やビジョン」を共有して、社会総掛かりで子供たちの健全育成や学校運営の改善に取り組むことを目的としている

## 学校評議員会



校長が、必要に応じて学校運営に関して、保護者や地域住民の意見を聞くことを目的としている

合議体としての機能

協議体による組織的な活動の広がり

法令等に基づき役割(権限)が明確化

主体的参画による連携・協働性が向上

学校運営の継続性

組織的活動の観点

役割の明確化の観点

連携・協働性の観点

校長の異動に左右

個人の意見を論じる

校長の運用

第三者的関わり

# 学校評議員の仕組みから「学校運営協議会」に移行することによる主な魅力・メリット

「学校運営協議会」設置の手引き  
(令和元年改訂版)

法的に位置づけられたコミュニティ・スクールにおいて、学校運営協議会委員は、学校と「**対等な立場**」で**学校運営の当事者**として協議を行うことができる立場にあります。保護者や地域住民等の意見が学校運営に反映されることで、学校運営の改善・充実が期待できます。

☆学校・家庭・地域において、**共通の目標やビジョンを目指した取組（活動）が可能**となります。（一方的な支援にとどまらない、主体的・能動的な取組の展開）

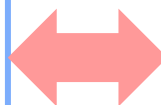
☆コミュニティ・スクールの機能である「校長が作成する学校運営の基本方針の承認」を通じて、校長は、保護者や地域住民等に対する**説明責任の意識が向上**するとともに、保護者や地域住民等の理解・協力を得た**風通しのよい学校運営**が可能となります。

☆コミュニティ・スクールの場合には多様な人材の英知を結集することができるため、学校運営の改善に資するより確かな**PDCAサイクルを確立**しやすくなります。

# 相互理解と信頼関係を深めるために

H30年度コンサルタント  
派遣事業報告資料

**学校運営協議会での協議**  
(学校運営協議会委員)



**多くの当事者による熟議**  
(保護者・地域住民・教職員)

＜地域とともにある学校の運営において大切な視点＞

- ①関係者が当事者意識をもって「**熟議**（熟慮と議論）」を重ねること
- ②学校と地域の人々が「**協働**」して活動すること
- ③学校が組織として力を発揮するための「**マネジメント**」



## 熟議

関係者がみな当事者意識を持ち、子供たちがどのような課題を抱えているのかという実態を共有するとともに、  
地域でどのような子供を育てていくのか、何を実現していくのかという目標・ビジョンを共有するために「熟議（熟慮と議論）」を重ねることが大切です。

## 協働

学校と地域の信頼関係の基礎を構築した上で、  
学校運営に地域の人々が「参画」し、共有した目標に向かってともに「協働」して活動していくことが大切です。

## マネジメント

その中核となる学校は、校長のリーダーシップのもと  
教職員全体がチームとして力を発揮できるよう、組織としてのマネジメント力を強化していくことが大切です。

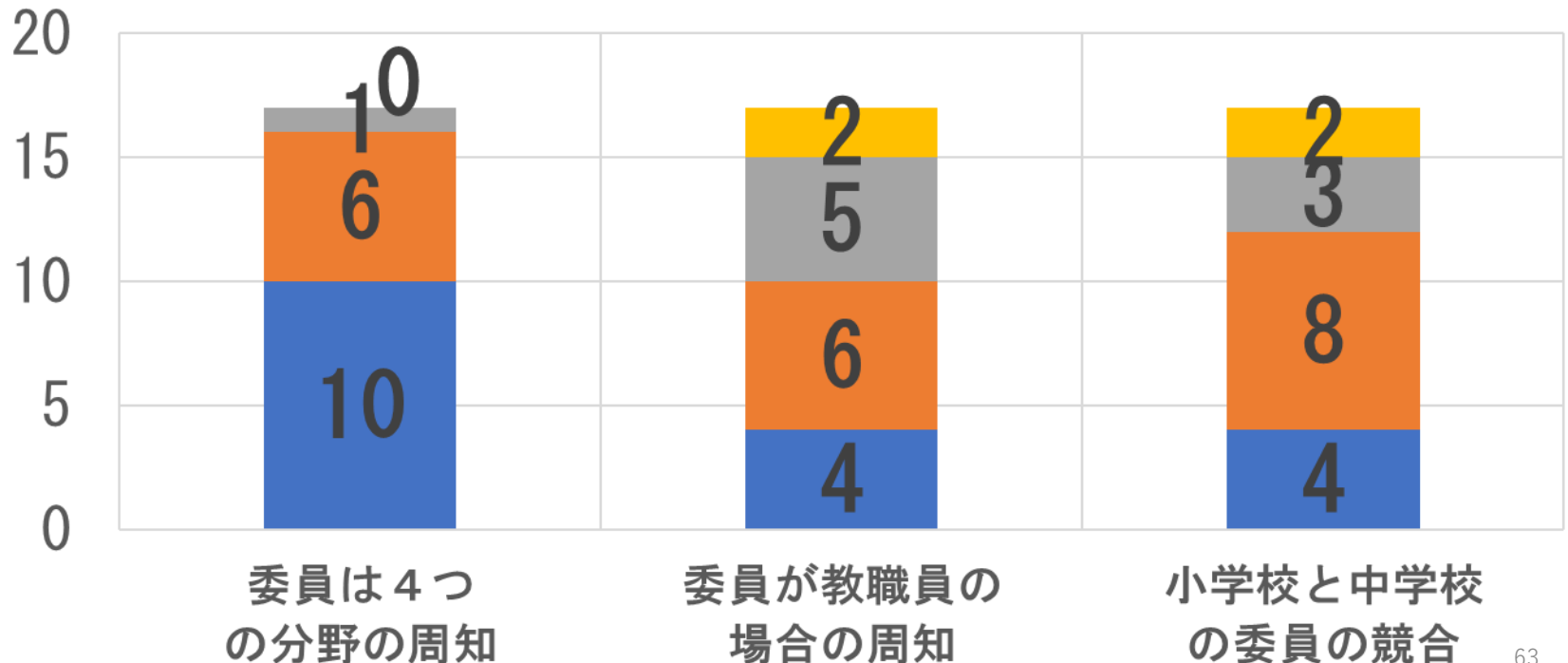


# ①学校運営協議会委員の選任（任命）の配慮事項の周知

- ①学校運営協議会委員は4つの分野から任命することの周知
- ②教職員を学校運営協議会委員に任命する時の配慮事項の周知
- ③学校運営協議会委員の選任の際に、小学校と中学校で重複して選任する場合の配慮事項の周知

## 委員の任命に関すること(N=17)

■ 充分している ■ まあしている ■ していない ■ その他



## Q6

なぜ、学校運営協議会委員は4つの分野から任命する必要があるのですか

### 地教行法に記載されている学校運営協議会委員の条件

※委員の任命にあたっては、校長が意見を申し出ることができる

- 対象学校の所在する地域の住民
- 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者
- 地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者
- その他当該教育委員会が必要と認める者

☆学校運営協議会の委員は「地教行法」47条5の2項において「次に掲げる者について」任命することと規定されていますが、教育委員会では「次に掲げる者の中から」と解釈して、4つの分野の全てから任命されていないケースが見られます。

☆4つの分野は、当該校が所在する地域の住民、当該校に在籍する児童生徒又は幼児の保護者、その他必要と認めた場合の学識経験者や校長等の教職員を任命することとなっています。加えて、平成29年の「地教行法」47条6の改正によって、地域学校協働活動推進員等の学校の運営に資する活動を行う者（NPOや学校応援団等）が追加されました。地域学校協働活動推進員は学校運営協議会の委員に任命することが求められます。

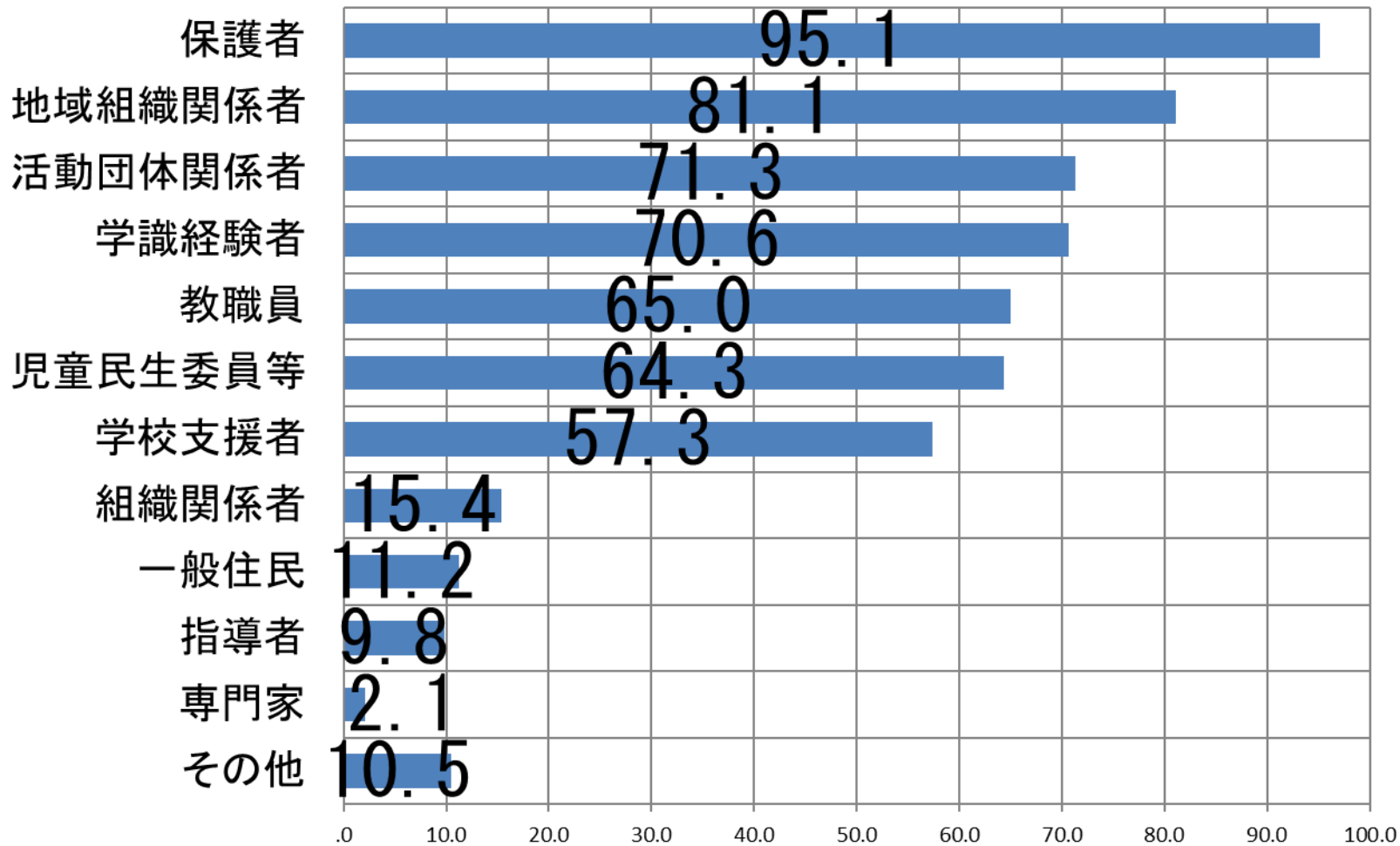
☆学校運営協議会の委員は、制度の趣旨から必要な4つの分野から任命することとなっています。よって、各委員は、委員としての最善の役割を担うために任命された趣旨を理解して、それぞれの立場からの協議と協働が求められるのです。類似の例としては社会教育委員の「1号議員、2号議員・・・」のような仕組みを参考にしてみてもはいかがでしょうか。

# H26全国調査：コミュニティ・スクール導入後3年以上経過校

大分大学 中川調査

## 運営協議会委員の立場(N=133)

(%)



# 学校運営協議会の委員について

H30年度コンサルタント  
派遣事業報告資料

非常勤特別職の公務員として、教育委員会から任命される。

合議体の協議会運営として、当事者意識を持って臨むことができる。

協議会運営としては…自立した運営を行えることも大切

\* 司会 \* 記録 \* 事務 等を委員が率先する

司会進行  
ファシリテート

地域学校協働  
活動推進員



記録担当

成功の秘訣は、  
多様な委員選出

Q7

# 教職員を学校運営協議会委員に任命する時の配慮事項 はどんなことですか

H30年度コンサルタント  
派遣事業報告資料

## 学校運営協議会の主な役割

校長が作成する学校運営の**基本方針を承認**する  
(教育課程・組織編成学校予算・施設管理)

学校と協議会が対等な立場に立ち、お互いに当事者意識を持って、目指すところを共有し、協働につなげていきます。

学校運営について、教育委員会又は校長に**意見を述べる**ことができる

広く地域住民等の意見を反映させる観点から、当該学校の運営全般について意見を申し出ることができます。学校だけでは気づかなかった、地域社会・保護者の視点を加味した学校運営を進めることができます。

**教職員任用**に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に**意見を述べる**ことができる

実現しようとする教育目標等を達成するために、教職員の配置を求める重要な機能です。目指す学校像、学校運営ビジョンの実現のための意見を示す機能があります。

☆教職員の任命は、学校運営協議会**委員の任命に関する4に規定**されている「その他当該教育委員会が必要と認める者」に該当する学識経験者等の分野に該当し、学校運営協議会の設置の目的に必要なと教育委員会が認めた者とされますので、必要に応じて校長及び教諭を委員に任命することができますが、**一定の規定等が必要**と考えられます。

☆学校運営協議会が「合議制」の組織であることから、**校長は学校経営の責任者として、学校の立場から意見を述べるとともに、学校運営協議会で議論されたことについて、当該校の教育への還元が求められます。**ただし、校長本人の任用等に関しては配慮が必要と考えられます。

☆当該校にとって重要な専門的分野等における**教員を学校運営協議会の委員に任命する場合は、その専門的な分野等における委員としての役割を認識して意見を述べるとともに、校長と協力して当該校の教育への還元が求められます。**その際、**公務員としての上司（校長）の監督下にあることから、「合議体」の一員として、「地教行法」47条5の4項、6項、7項の規定については一定の配慮が必要**と考えられます。



Q8

## 学校運営協議会委員の選任の際に、小学校と中学校で重複して選任する場合の配慮事項はどんなことですか

☆校長は委員の選任に当たって、学校運営の基本的な方針に基づく日常的な学校運営への必要な支援に関して有効な人材を選任する必要があります。その際、**小中学校間の重複がおきる場合がありますが、依頼する組織団体等への適切な説明が必要**になります。

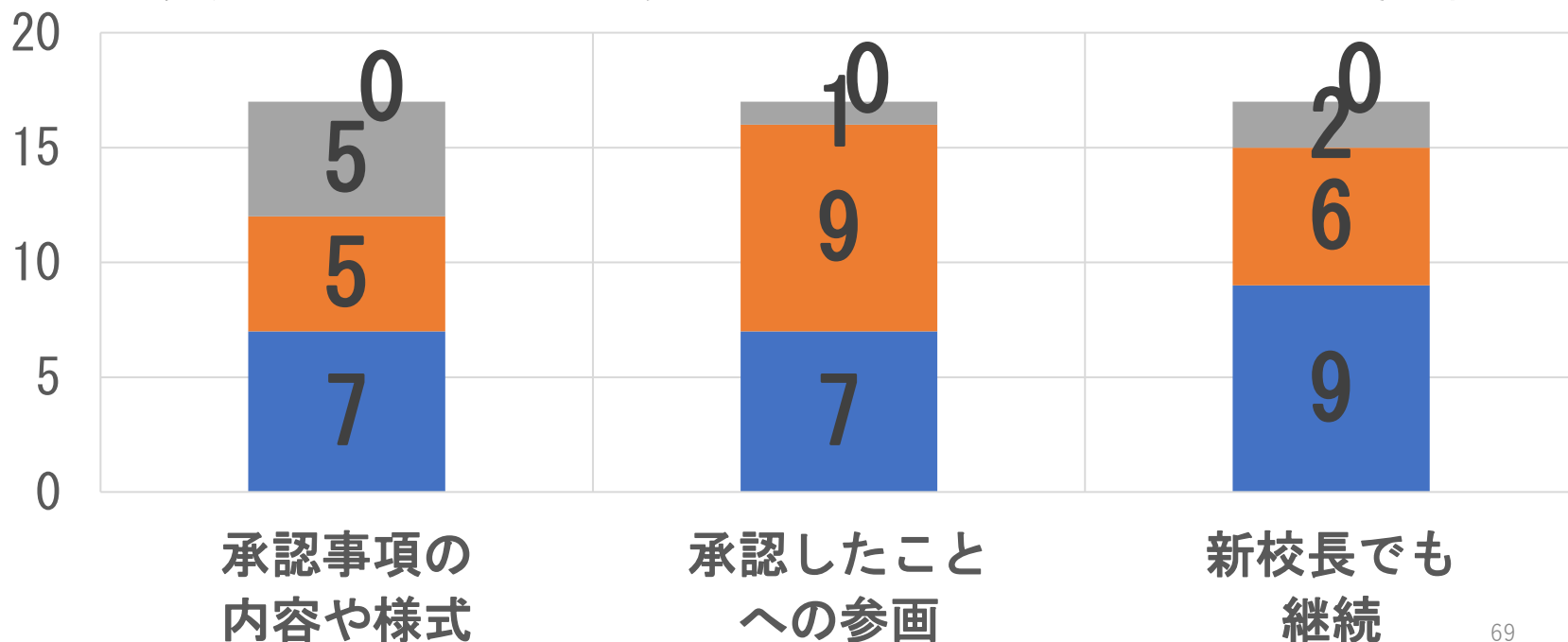
☆商工会や自治会など、1つの組織団体から小学校と中学校の委員になる場合は、特定の人が両方の委員になる例や、学校の求める内容によって違う人材を推薦するなどの例がありますので、**学校としての考え方をしっかり説明する必要**があると考えられます。

## ② 「学校運営の基本方針を承認する」ことの責任等

- ① 「学校運営の基本方針を承認する」という主な承認事項の内容や様式の教育委員会での作成状況
- ② 「学校運営の基本方針を承認した」ことへの学校運営協議会の責任や役割の周知状況
- ③ 校長が替わっても、「社会に開かれた教育課程」の基本的な運営を継続する必要性の周知状況

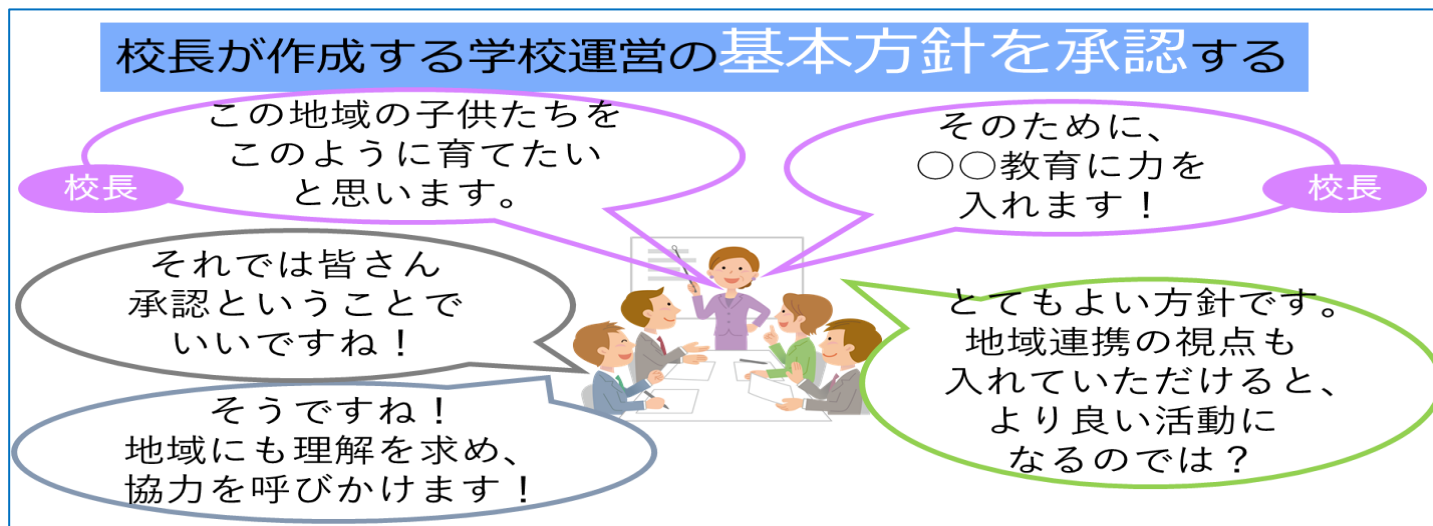
### 学校運営協議会が承認事項への責任 (N=17)

■ 充分している ■ まあしている ■ していない ■ その他



Q9

## 「学校運営の基本方針を承認する」という主な承認事項はどんな内容ですか



☆「**学校運営の基本方針の承認事項**」については、「学校の運営に関しての、教育課程の編成、その他教育委員会規則で定める事項についての基本的な方針」（地教行法47条5）と規定されており、**市町村の学校運営協議会設置規則等に規定する必要がある**と考えられます。

☆承認に必要な内容や様式を教育委員会で作成することが、**全ての学校で共通の取組が可能になる**ことや、校長や教職員が異動した際の新任校においても有効になります。

☆承認する基本方針は、教育課程、組織編成、学校予算、施設管理が主な内容になりますが、**学校教育法第37条で「校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する」と規定されており、学校運営の責任者は校長であり、地域と学校は対等の立場のパートナーであることが前提**となります。

### ビジョンの明確な発信

育てたい子供像、目指す学校像等のビジョンを示す

### 教職員への情報提供

- \* 地域との連携・協働の必要性を示す
- \* 協議会での協議の内容を情報提供する

### 教職員と委員・保護者との交流機会を企画

交流会や熟議の場を設け、一体となって進むための機運を高める

### 委員への「学校を知る」機会の提供

委員が学校理解をすることが基本である

- \* 学校公開や行事等への参加機会を提供
- \* 教職員による学校の現状等のレクチャー会を実施<sup>71</sup>

校長のビジョンを受け、内容を共有  
育てたい子供像、目指す学校像等のビジョンを示す

「学校を知る」ために動く

- \* 学校公開や行事等への参加
- \* 子供たちの現状と課題、学校教育の内容等を学ぶ

教職員、保護者との交流機会をもつ

交流会や熟議の場を設け、一体となって進むための  
機運を高める

広報活動を行う

- \* 教職員に地域との連携・協働の必要性を示す
- \* 協議会の内容等を保護者、地域にも発信する



# 協議会で検討・評価すべきこと

H30年度コンサルタント  
派遣事業報告資料

P

- \* 学校運営の基本方針の承認  
教育課程・組織編成  
学校予算・施設管理

- \* 地域学校協働活動に関する協議



地域学校協働活動に関する協議は

- 何を目的・目標にして行うのか
- どのように行うのか
- 学校の教育課程とどのように関連づけるのか

等の検討を行う

C

- \* 学校評価  
(自己評価・学校関係者評価)
- \* 授業評価

- \* 地域学校協働活動の評価



地域学校協働活動が

- コーディネート機能を持っているか
- 多様な活動をしているか
- 継続的な活動になっているか

等の評価を行う

A

## 次年度に向けた

- \* 学校運営に関する意見
- \* 教職員の任用に関する意見
- \* 地域学校協働活動の改善



学校運営協議会では次年度に向けて

- 目的・目標はこれで良いか
- 具体的な手段・方法をどう工夫・変更するか
- 何をスクラップ・統合するか
- 新たな課題への対応
- どのように業務改善するか

等の検証を行い、<sup>73</sup>改善へ

## Q10

# 「学校運営の基本方針を承認した」ことへの学校運営協議会の責任や役割はどんなことですか

☆教職員との熟議等を行いながら、**学校と地域が協働してどのような子どもを育てたいのか、どんな方法で実現するのか**等の具体的な方針について共有する責任が生まれます。

☆教職員や地域の関係者等とともに協働活動を明確にして、**日常の学校運営に地域住民が参加した活動を推進**する役割があります。

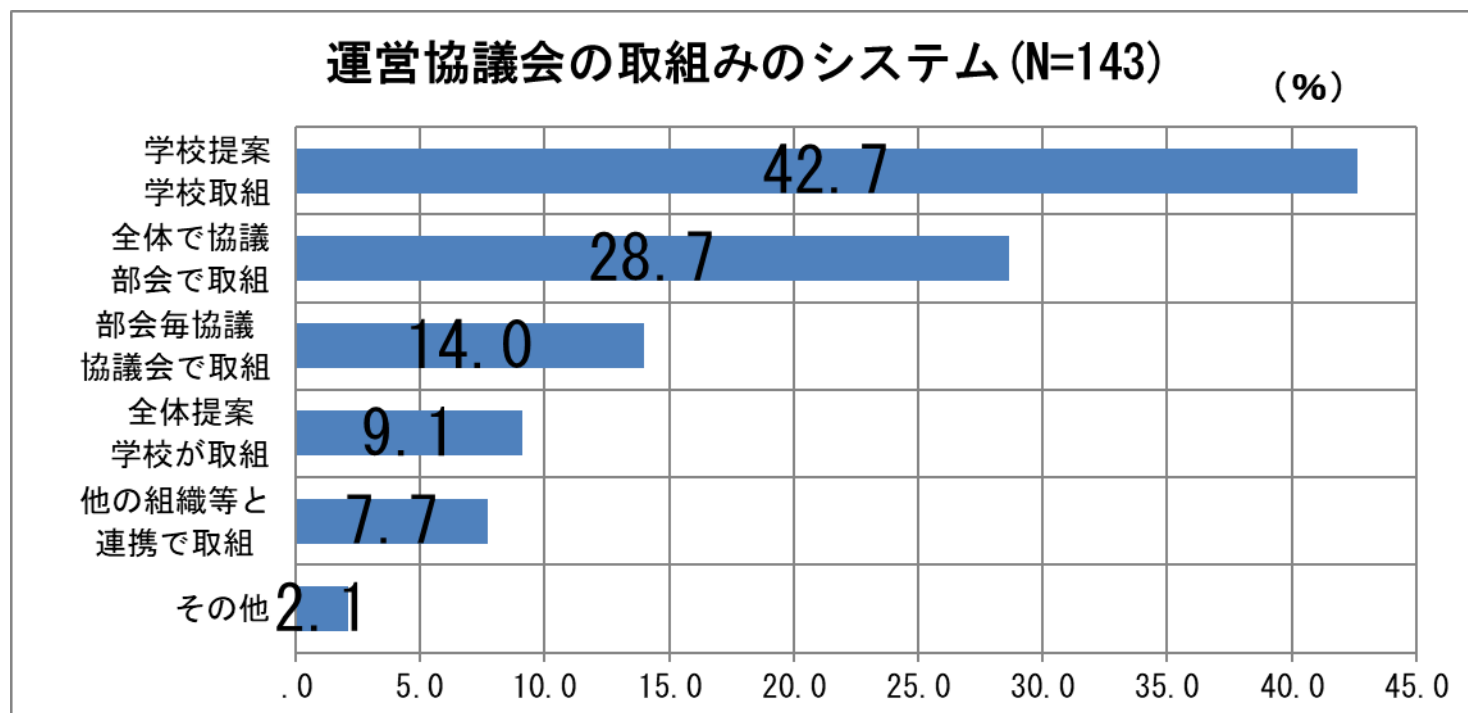
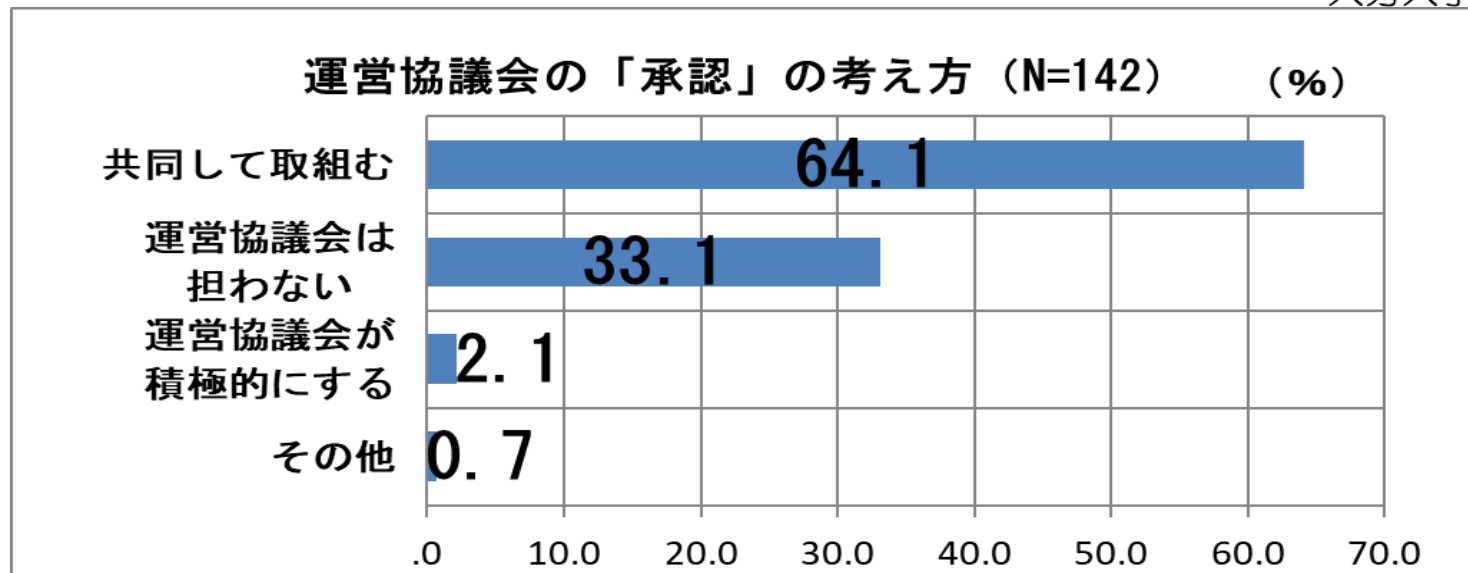
☆**校長は「基本方針を承認」されたこと**の責任から、マネジメント力を発揮して、**校長のリーダーシップの元に、教職員の意識の共有を進めるとともに、地域との協働による学校運営を行う**ことが求められます。

☆学校運営協議会と校長の意見が異なり、**学校運営の基本方針の承認を得られない場合**、校長と運営協議会は成案を得るように努め、承認を得られない場合は、校長は承認を得ずに学校運営を行うことができますが・・・

☆これからの学校は、**「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて**、保護者や地域住民と**「これからの時代を生きる子どもたちのために」**という**共通の目標・ビジョンを設定**して教育活動を進めていく。

# H26全国調査：コミュニティ・スクール導入後3年以上経過校

大分大学 中川調査



## Q11

なぜ、校長が替わっても、「社会に開かれた教育課程」の基本的な運営を継続する必要があるのですか

☆学校運営協議会は、地域の代表者として学校運営の責任者である校長と「対等な立場」で協議することが必要です。

☆学校は学習指導要領という法律で教育活動が行われますが、そのための学校運営の責任者は校長であるため、それまでに築かれた「社会に開かれた教育課程」の運営が校長によって変わることは、これまでの活動が崩壊し、地域の信頼をなくすこととなります。

☆新校長の学校運営はこれまでの学校運営を基盤にした、より豊かな学校教育が期待されるはずです。

# ③職員の採用その他の任用に(略)意見を述べること

Q12

「職員の採用その他の任用に関して意見を述べることができる」という趣旨はどのようなことですか <参考：文部科学省資料より>

## 学校運営協議会の主な役割

教職員任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べるができる

校長  
プログラミング教育も導入されます。  
指導を充実させる必要があり、  
研究をしていこうと考えています！

それでは、  
情報教育に精通している  
先生の配置希望を  
意見として出したら  
どうでしょう？

そうですね！  
これからの時代を生きる  
子供たちには必要な力を  
育てることになりますね。



## 教職員任用の意見を正しく理解しよう

教職員任用に関して、  
教育委員会規則に定める事項について  
教育委員会に意見を述べるができる

教育委員会規則にて、  
意見の申出内容を決められる

任用に関する意見は  
分限処分、懲戒処分、勤務条件  
等の決定に関わる事項ではない

実現しようとする教育目標に沿った  
教職員の配置を求めるものであり  
目指す学校像・学校運営ビジョンを  
実現させるための意見である

☆学校の課題解決や特色ある学校づくり等の教育の充実のために**校内体制の整備充実を図る観点**から述べられるものです。

☆学校運営を充実していくために教職員の人事（採用、昇任、転任）に関して、**教育委員会を通じて任命権者に意見を述べる**ことができます。

☆校長の**意見具申権**に変更が生じるものではない。

☆意見の対象となる事項は**教育委員会規則で定めることができる**とされています。

# Q13

「職員の採用その他の任用に関して意見を述べる」ことについて、教職員や運営協議会委員に周知する必要があるのですか

☆制度実施の当初は、学校運営協議会制度の導入にあたって、校長の具申権を越えるものであるという反発から、この制度の導入が拒否され、「〇〇版コミュニティ・スクール」という自治体独自の規則で取組を始めた自治体も多くあります。

☆教職員の人事に関することについては、学校の抱える課題の解決や特色ある学校づくりに必要な校内体制の整備・充実が図られるなどの意義があります。

☆実際に教職員の任用については、学校長の具申権との関係など、教職員に不安を招いてきたことは事実です。

☆教育委員会においてこのようなことがないように、各自治体が学校運営協議会制度を有効に活用するために、平成29年度に「地教行法」47条5の規定の一部を改正しました。その後については、市町村の定める規定によって行われており、大きな問題となったという情報はありません。

☆学校運営協議会委員や教職員がこのような趣旨を理解した上で、この規定を有効に活用することが大切です。



「教職員の任用に関する意見の申出」についての不安は、導入後にほぼ解消されています。22.5%→0.6%

実際に「教職員の任用に関する意見の申出」があったのは、約16%の学校です。

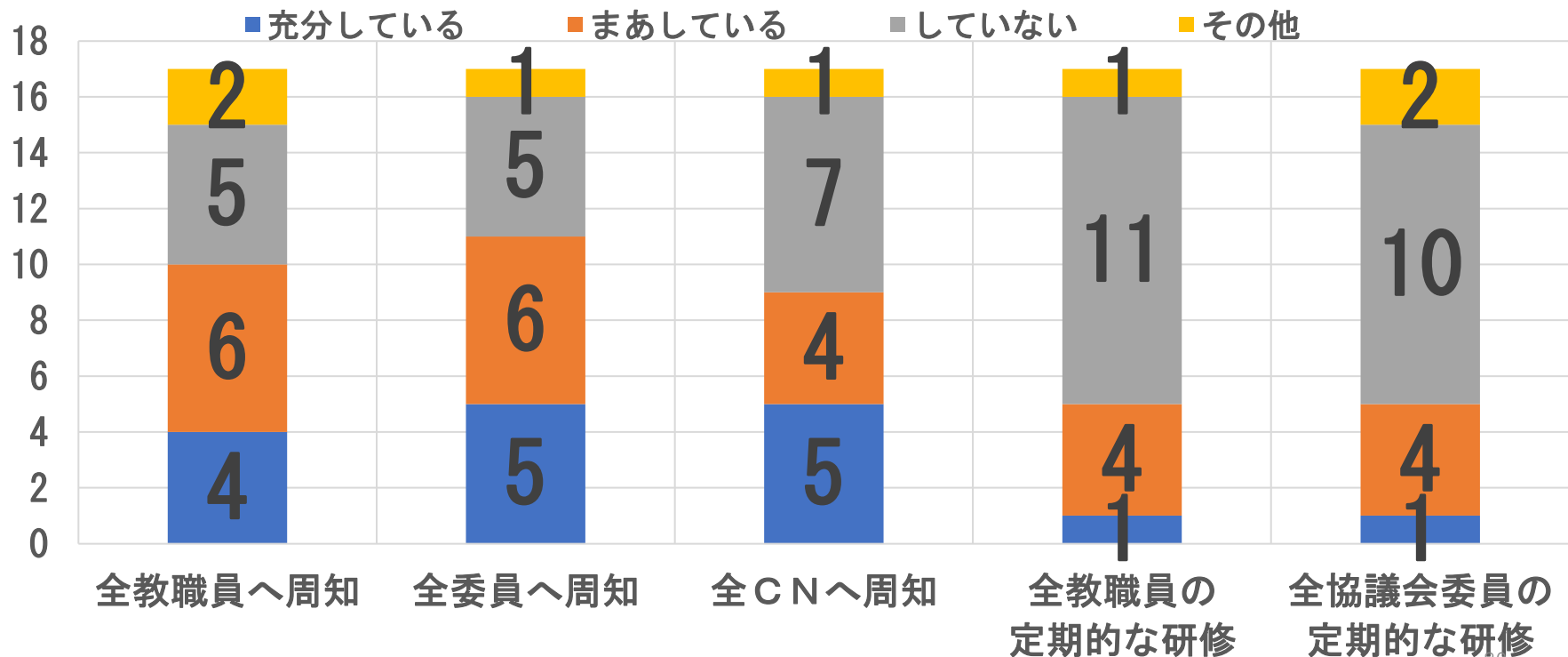
### (要望：例)

- 地域連携の核となる「社会教育主事」の資格を有する教員の配置
- 小学校における外国語活動の充実のために、「中・高の英語の免許」を持った教員の配置
- 若手教職員の人材育成のために、「学年主任ができるリーダー性を持った教員」の配置
- 「地域に根ざしたスポーツ」に関連する部活動の専門的指導ができる教員の配置
- 次年度は複数の学年で個別指導が必要な児童がいることから、学習支援員の複数配置

## ④コミュニティ・スクールに関する必要事項の周知

- ①全教職員へコミュニティ・スクールの導入の趣旨、効果等についての周知
- ②コミュニティ・スクールとの協働について、地域学校協働本部の各種コーディネーターへの周知
- ③教職員や学校運営協議会委員への定期的な研修の実施状況

全教員・全委員・全CNへの周知と研修状況 (N=17)



## Q14

全教職員へコミュニティ・スクールの導入の趣旨、効果等について、どんな内容を周知すればいいのですか

☆学校現場の課題である、教職員が子どもとゆとりを持って向き合うための働き方改革、様々な環境が引き金となるいじめ・不登校対策、子どもの主体的な学びによる学習意欲や学力の向上、地域とともに子どもを育てる社会に開かれた教育課程の実施など、**学校だけでは対応が困難な大きな課題について、地域とともに子どもを育てる制度であることを全教職員が認識する必要があります。**

☆学校運営協議会の活動が充実することによって、**地域住民や保護者からのクレームが減少したこと、地域の方々からの支援・協力が簡単に得られるようになったことなど、「ゆとり」が生まれたという報告も多くあります。**

# Q15 学校運営協議会の学校関係者評価とはどんな内容ですか

☆現在、全ての学校において教育目標の設定と取組及びその教育成果の評価が求められており、**教職員が行う「自己評価」と、保護者、地域住民などの学校関係者により構成された委員会等が行う「学校関係者評価」**の2つがあります。

☆**学校関係者評価は、その学校の教育活動の観察や意見交換等を通じて、自己評価の結果について評価することを基本**にして行うものです。

☆**学校運営協議会が行う際には「学校評価」にならないことが必要**です。

## <参考：文部科学省資料>

学校関係者評価とは、平成19年6月の学校教育法42条の4規定を受けて、平成19年10月に学校教育法施行規則を改正し、学校が自ら行った「自己評価」の評価結果を踏まえ、その評価が適切に行われているか自己評価の客観性・透明性を高めるとともに、学校・家庭・地域が学校の現状と課題について共通理解を深めて相互の連携を促すために、当該学校の関係者が行う評価であり、学校関係者の学校への理解促進と連携協力により、学校運営の改善を図ることを目的としています。

## Q16

コミュニティ・スクールとの協働について、地域学校協働本部の各種コーディネーターへどんな内容を周知すればいいのですか

☆地域学校協働本部は、これまでの学校支援や学校応援団という発想からさらに進んで、**学校運営協議会で承認された「学校運営の基本方針」**について、日常的に学校教育へ参加する地域住民や組織団体の**ネットワークづくりを進める役割**があることを周知する必要があります。

☆そのためにはコーディネーター個人の活動ではなく**「コーディネートチームである地域学校協働本部」**という発想、**各地域学校協働本部のネットワークによる活動**といった発想が必要となります。

## Q17

# 教職員や学校運営協議会委員への定期的な研修では どんな内容が必要ですか

☆学校運営は前年度の学校評価やPDCAサイクルの評価によって改善されますので、その「チェック」を基にした新年度の学校運営を理解する必要があります。学校では自己評価を毎年行っており、その成果が生かされる必要があります。

☆教職員の異動、学校運営協議会委員の交代は毎年考えられます。学校運営協議会やコミュニティ・スクールの方向性については毎年確認する必要があります。

☆特に、教育委員会の方針の変化や追加、その年の重要施策に関しては、年度当初に両者が共有する必要があります。



## 2. 学校運営協議会制度の導入の有効性について

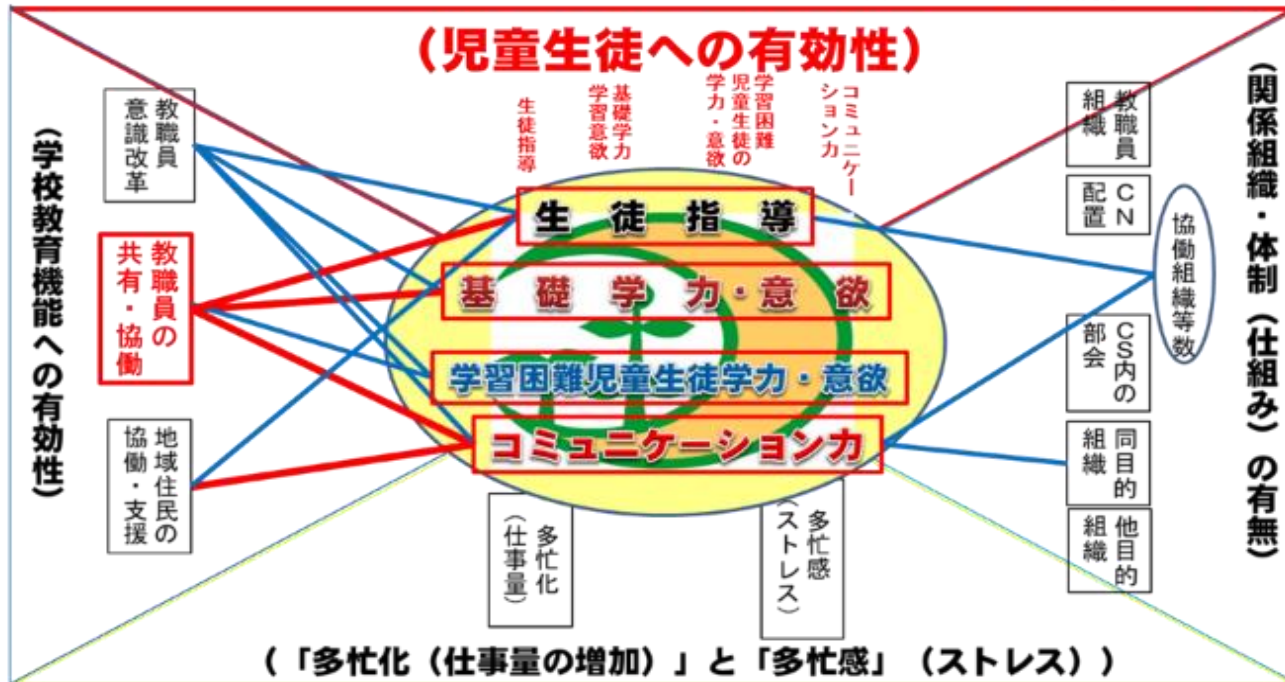
**Q18** コミュニティ・スクールの導入によって学校の教育課題へのどんな効果が期待できますか

☆学校は学習指導要領に従って、地域や児童生徒の実態に即した教育活動が行われており、**当該校での効果を整理して継続、改善が必要**でしょう。

☆全国のコミュニティ・スクール導入の143校の**児童生徒への成果と「教職員の意識の共有・協働」**が高い優位な相関関係があります。

パースンの相関係数から見る「有意な相関関係図」:「児童生徒への有効性」N:143  
 .300\*\*~: — .400\*\*~: —

大分大学 中川調査

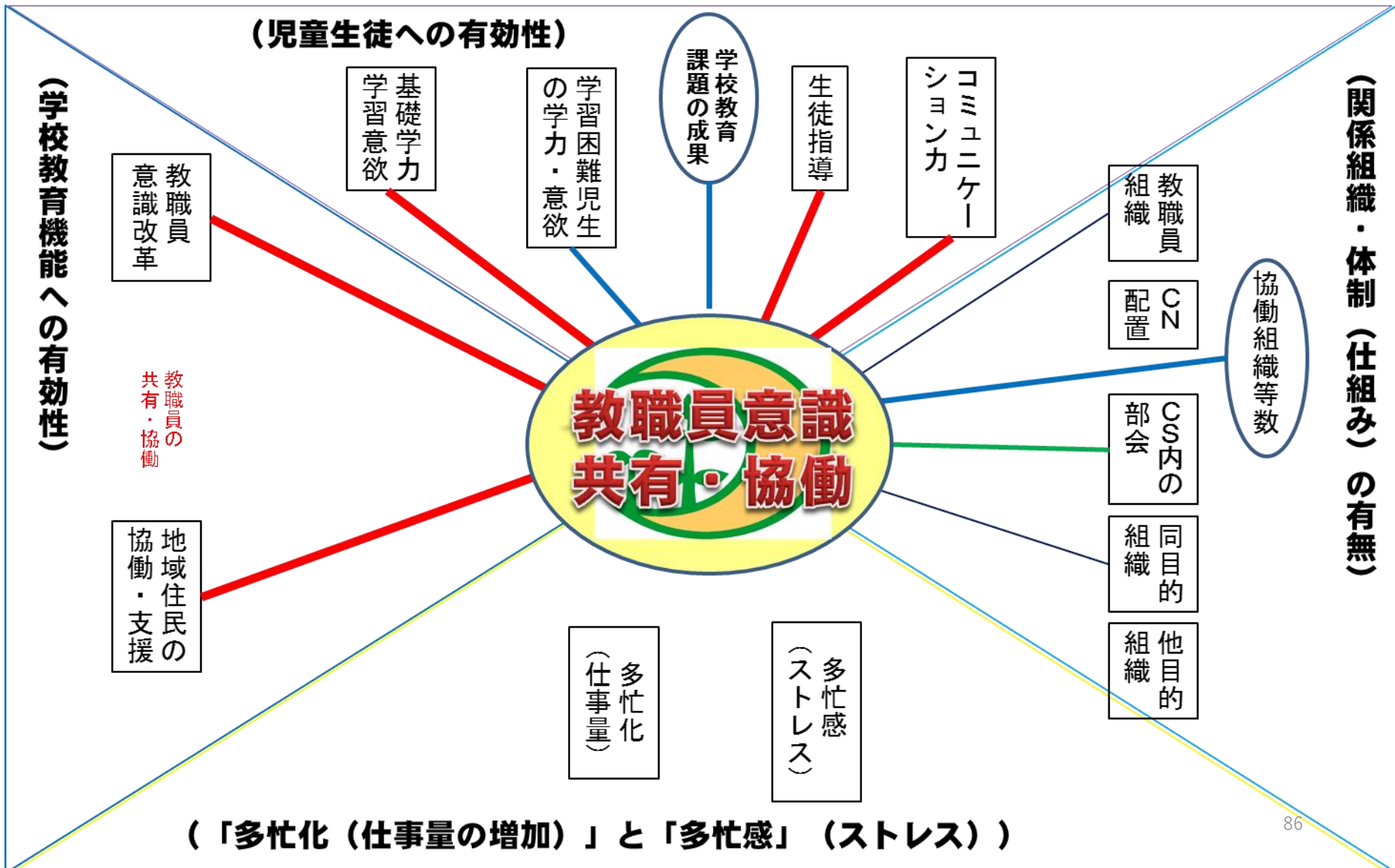


# パースンの相関係数から見る「有意な相関関係図」:「教職員の意識の共有・協働」

大分大学 中川調査

\*大分大学高等教育開発センター資料  
(小中学校種・学校規模には有意な相関は見られない)

1% 水準で有意 (両側) .274\*\*~: — .300\*\*~: — .400\*\*~: —  
5% 水準で有意 (両側) .210\*~ .274\* : —

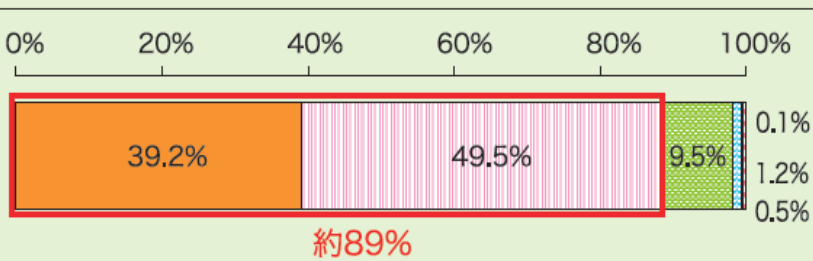


# 学校運営協議会制度の導入の有効性について

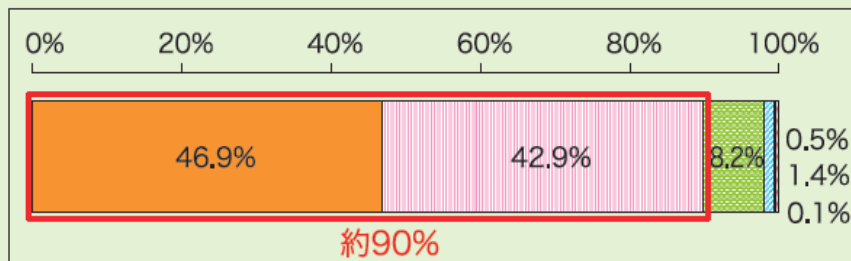
## 子供たちへの効果

H30年度コンサルタント  
派遣事業報告資料

◆実際に本部事業に参加してみて、子供たちが地域住民と交流することにより、様々な体験や経験の場が増え、**コミュニケーション能力の向上**につながった。



◆実際に本部事業に参加してみて、子供たちが地域住民と交流することにより、様々な体験や経験の場が増え、**地域への理解・関心が深まった**。



とてもそう思う    ややそう思う    どちらともいえない    あまりそう思わない    まったくそう思わない    無回答

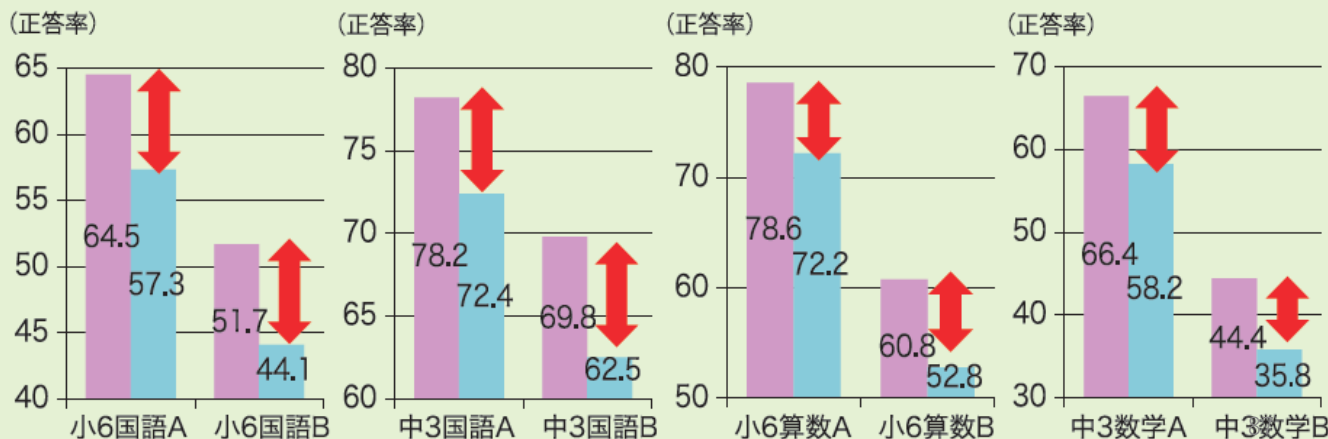
(「平成27年度地域学校協働活動に関するアンケート調査」文部科学省・国立教育政策研究所。上記は学校を対象とする調査結果。)

◆保護者や地域住民の学校支援ボランティア活動が進んでいる学校ほど学力が高い。

「地域には、ボランティアで学校を支援するなど、**地域の子供たちの教育に関わってくれる人が多いと思うか**」への回答と学力テストの正答率

■ そう思う    ■ そう思わない

(「平成25年度全国学力・学習状況調査(きめ細かい調査)の結果を活用した学力に影響を与える要因分析に関する調査研究」国立大学法人お茶の水女子大学 平成26年3月)

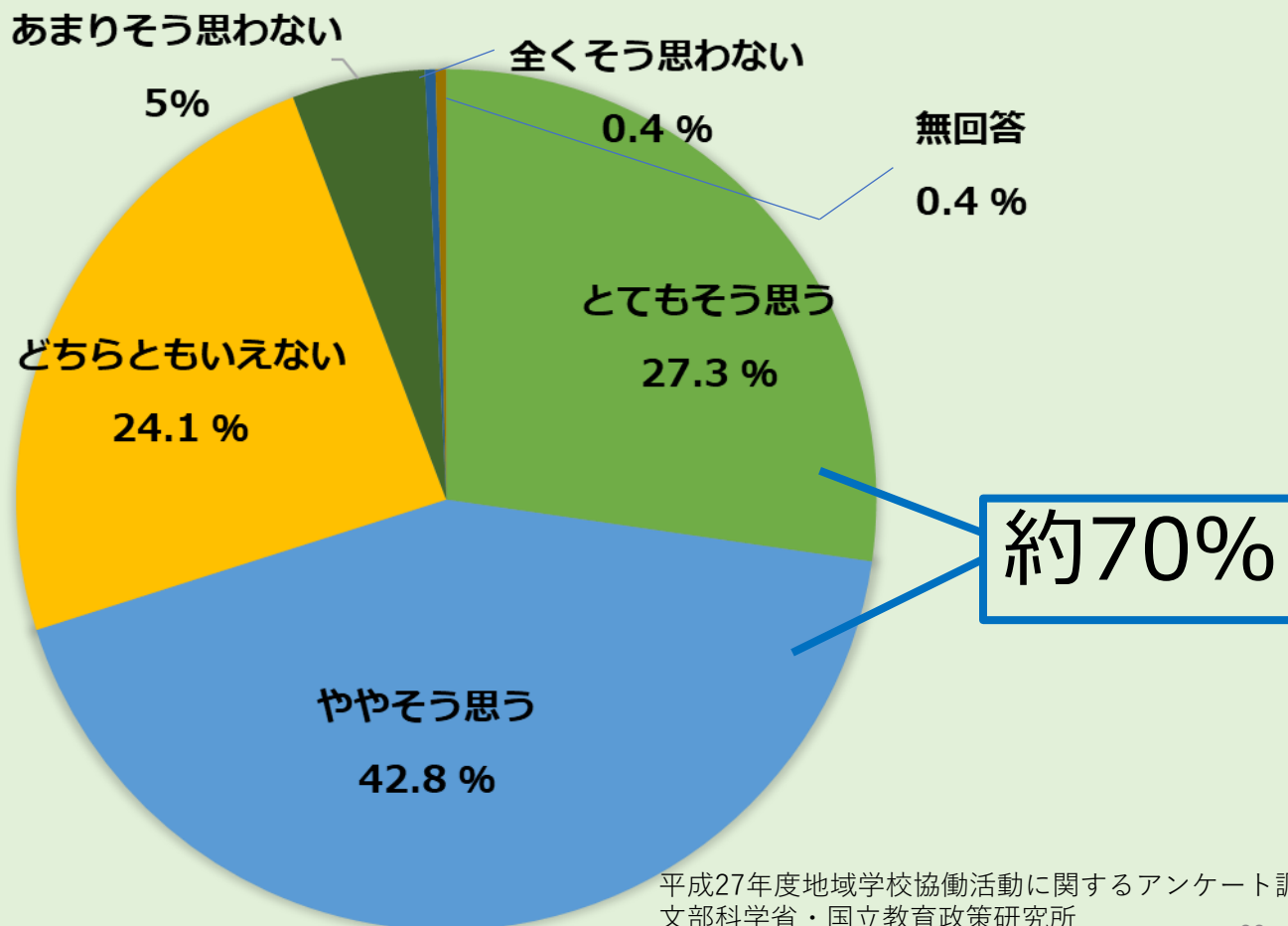


# 学校運営協議会制度の導入の有効性について

## 学校・教職員への効果

H30年度コンサルタント  
派遣事業報告資料

地域住民や学校を支援することにより、  
教員が授業や生活指導などにより力を注ぐことができた



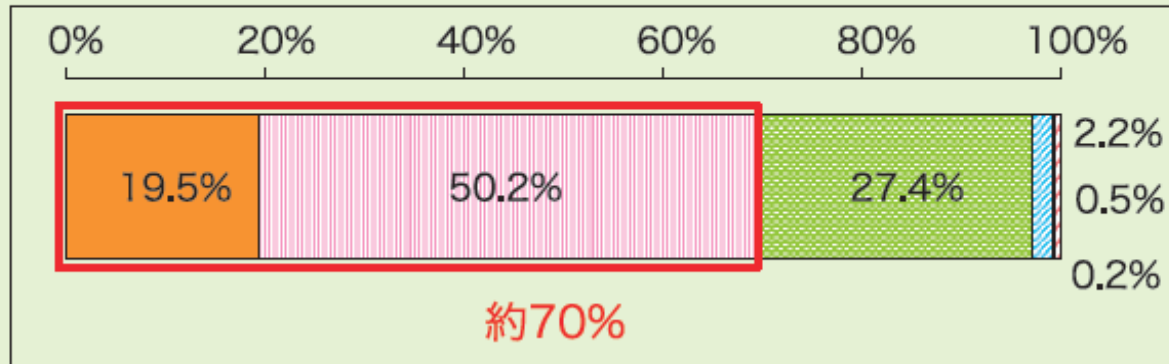
平成27年度地域学校協働活動に関するアンケート調査  
文部科学省・国立教育政策研究所  
上記は学校を対象とする調査結果

# 学校運営協議会制度の導入の有効性について

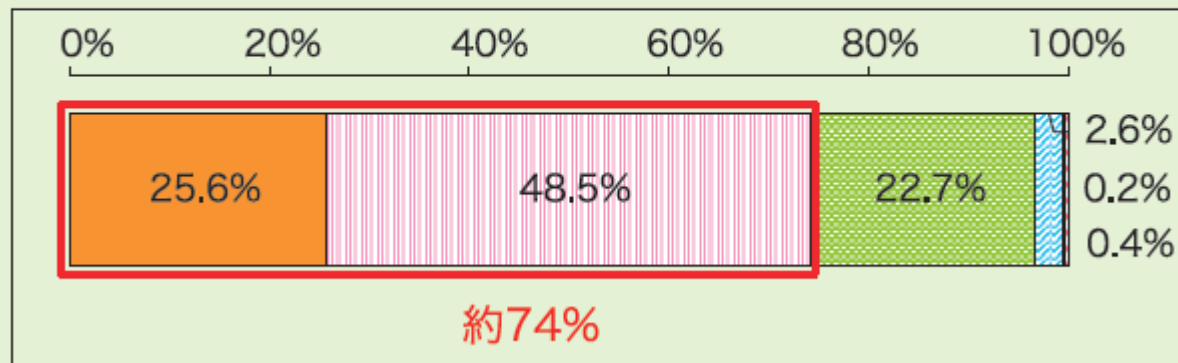
## 地域への効果

H30年度コンサルタント  
派遣事業報告資料

◆実際に本部事業に参加してみて、地域住民が学校を支援することにより、**地域の教育力が向上し、地域の活性化**につながった。



◆実際に本部事業に参加してみて、地域住民の**生きがいづくりや自己実現**につながった。



とてもそう思う    ややそう思う    どちらともいえない    あまりそう思わない    まったくそう思わない    無回答

### 3. 学校運営協議会制度の導入による教職員の多忙化や多忙感について

- ①コミュニティ・スクールの導入による教職員の仕事量の増加（多忙化）の内容の教職員の認識状況
- ②コミュニティ・スクールの導入は、学校だけでの取組が難しいことへの対応が可能になるという制度であることの教職員への周知状況
- ③各学校での教職員と学校運営協議会委員等との熟議等によって教育課題への対応を考える取組の実施状況

多忙化・多忙感に関すること (N=17)

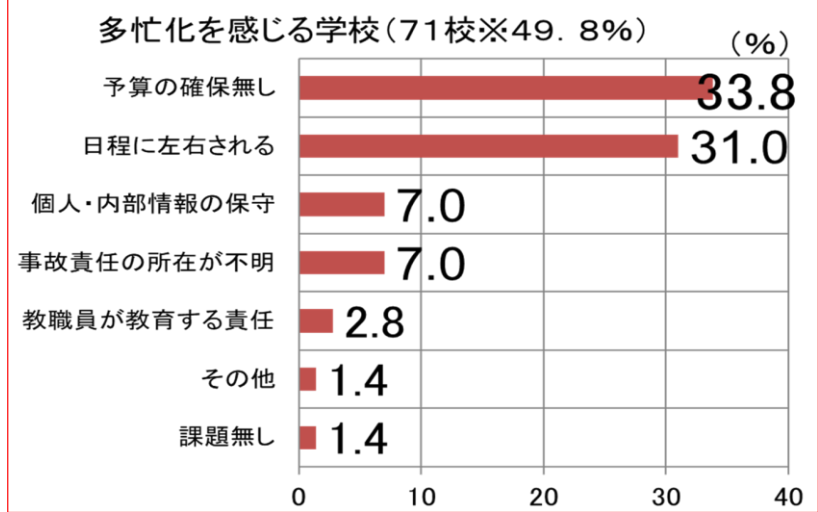
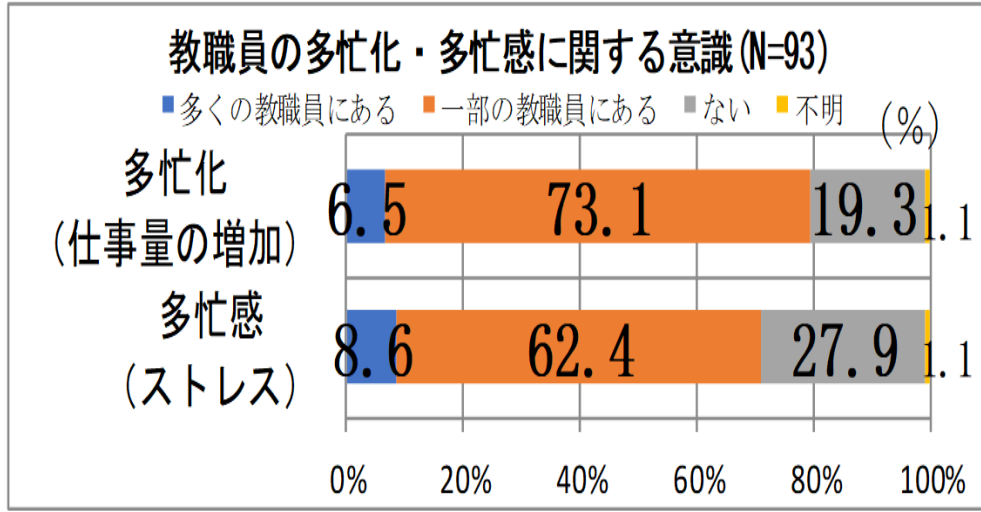




# Q19

## コミュニティ・スクールの導入による教職員の仕事量の増加（多忙化）を感じている教職員はどれくらいいますか

\*大分大学高等教育開発センター資料



- ☆「仕事量の増加（多忙化）とストレス（多忙感）」についての全国調査の図の茶色が示すように、多忙化・多忙感は一部の担当教員です。
- ☆青で示した「多くの教員を感じる」という背景には、学校運営協議会が学校に要望をするものの、日常的には教職員が対応せざるをえない状況を作っている現状があるようです。
- ☆教員全体では90%以上が「多忙化・多忙感はない」と回答しており、その理由は学校運営協議会や地域学校協働本部が機能している場合と、学校運営協議会を設置したものの、これまでの「学校評議員」と変わらない「意見を述べる」だけで学校運営には変化がないことなどが考えられます。

Q20

教職員が、仕事量の増加(多忙化)やストレス(多忙感)を乗り越えて主体的に参画するためにはどうしたらいいのですか

☆「多忙化」等につながっていると教職員自身が「思う」だけで、何かについての具体的なことは整理できていないことが感じられます。

### ＜多忙化への対応としての4つの視点＞

- \* これまでの教育活動や様々な業務の精選
- \* コミュニティ・スクール運営のための役割分担や運営システム改善
- \* コミュニティ・スクール運営の業務が勤務時間外にどれくらい行われるか
- \* 指導者への依頼、急な日程変更等による外部人材への対応

### ＜「多忙感」への対応としての3つの視点＞

- \* 成果が教職員に見えることにより意識の変化が生まれる
- \* 教職員が地域となじみ、地域の学校という意識を生み出す
- \* コミュニティ・スクールは今の学校教育（教職員）に求められている学校教育の方策であることを教職員が活用する

本当の「多忙化」「多忙感」を教職員自身で整理し、その多忙化の内容を教職員で分担することや、学校運営協議会が担うなどの整理が必要になります。

# 「多忙化」と「ゆとり」の関係

の増加  
仕事量(事務量)

CSの課題として  
言われる**多忙化**

- 殆どの教職員： 6. 5%
- 一部の教職員： 73. 1%  
\* CS担当教員・教頭
- 多忙化無し： 19. 3%
- ※担当者を除く教職員は  
多忙化は無い： 92. 4%



～CS導入のストーリー～  
〈意識改革と推進体制整備〉



CSの活動による  
**課題解決**

- 地域住民からのクレームの減少  
\* いい情報の増加
- 地域での問題行動の減少  
\* 事前の連絡や住民の直接指導
- 学校内外の環境整備時間の減少  
\* 補習や草花の提供
- 地域支援による朝・放課後の学習指導  
\* 地域の「先生」による学習の見守り
- 挨拶等のコミュニケーション育成の指導  
\* 住民からの直接指導

課題の減少に  
よる「ゆとり」

その他、これまで教職員が関わってきた指導（仕事量）の軽減が進む



# \* \* 別府市立石垣小学校学校運営協議会の取組の方向性 \* \*

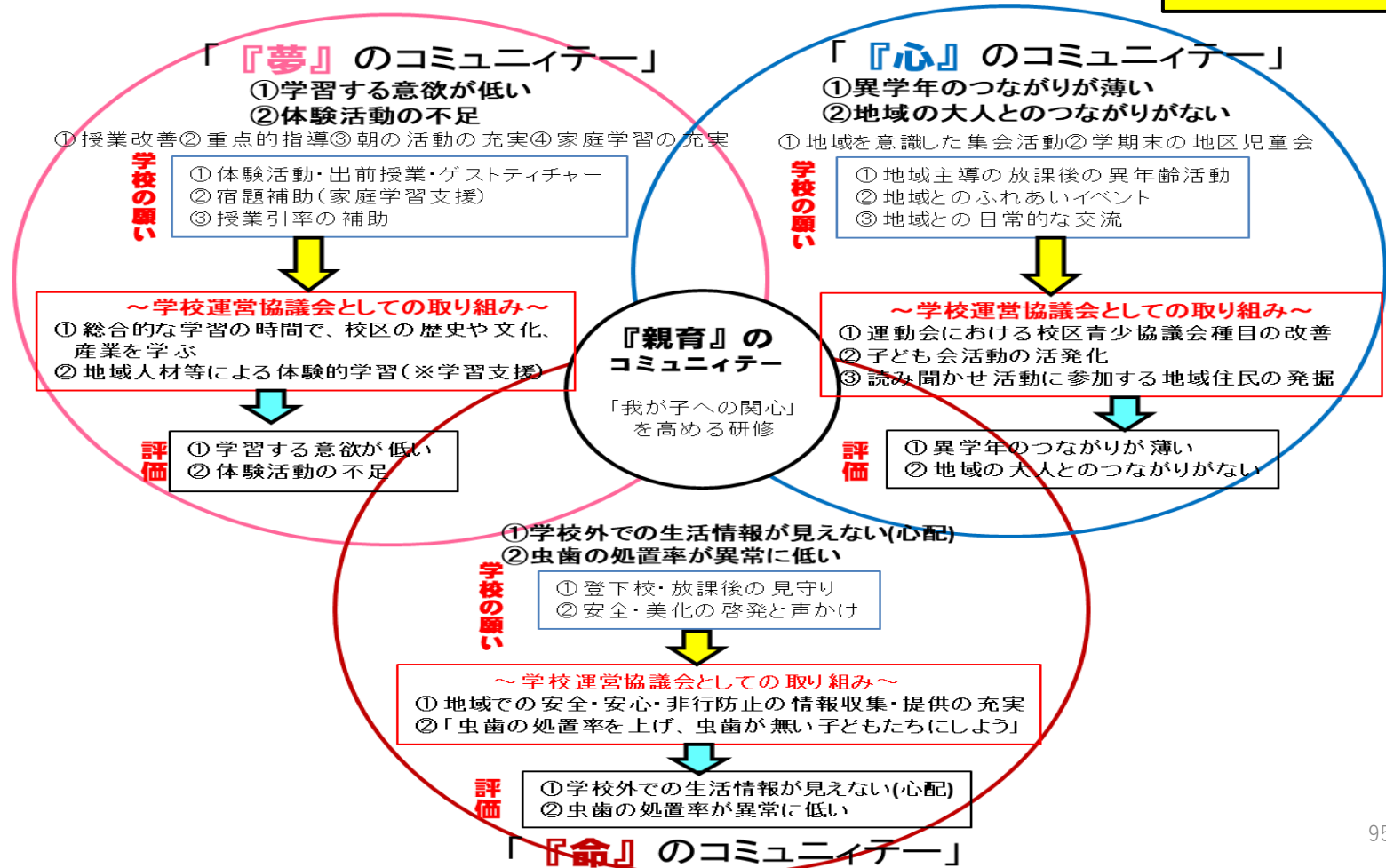
＜教職員のゆとりと充実による学校運営のために！＞

- ①教職員と一体となった「地域にひらかれた教育課程」の検討
- ②地域住民の参加と関係団体・組織との協働＜PTAの役割の確認＞
- ③学校運営協議会（合議体）の役割を共有＜出来る人が、出来る時に、出来ることを＞

平成28年度実施～7年目

**R2年:事業計画の見直しと確認の年**

令和3年度～  
＜5年計画＞





### 3. 地域学校協働本部の体制整備について

学校教育は校長が策定する経営方針や運営方針によって教育活動が行われます。その学校運営の中に包括された形で、学校運営協議会が設置されますが、地域住民とともに学校運営に参画することが求められています。このことから、学校運営協議会制度は、コーディネーターを配置して地域住民のネットワーク化による、日常的な学校と地域住民の協働活動を運営するシステムである地域学校協働本部と協働するシステムであり、この2つの取組の日常的な情報の共有と連携が必要なのです。学校運営協議会は社会教育機能を持った組織であり、社会教育の範疇であるとも考えられます。ただし、地域の事情やこれまでの取組から、学校運営協議会が地域学校協働本部の役割も担う、という仕組みの自治体もあります。

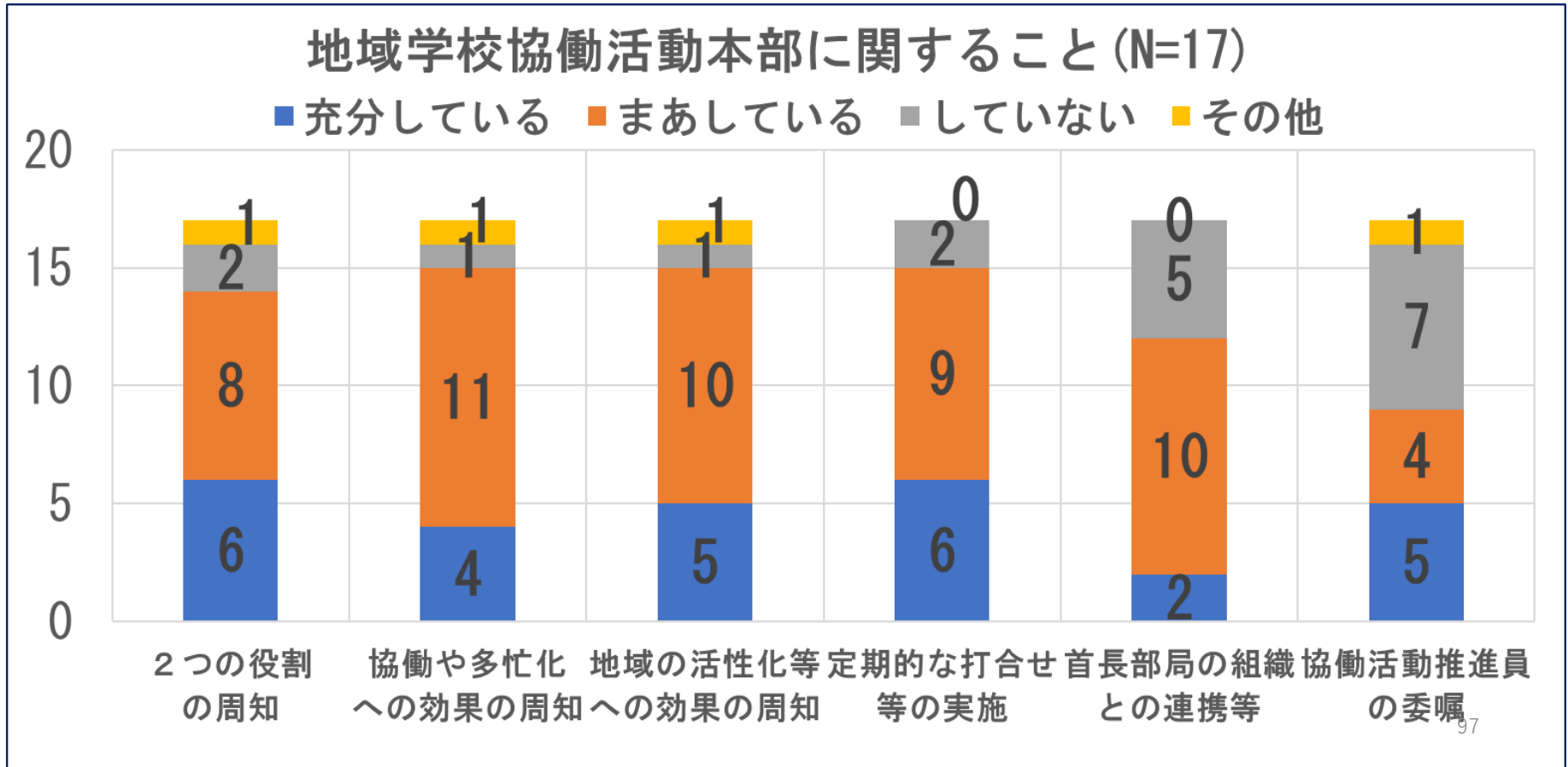
#### ＜地域学校協働本部の体制整備に関する大分県の現状＞

大分県内市町村教育委員会へのアンケートから、すでに学校運営協議会制度によるコミュニティ・スクールの導入と、地域と学校の協働活動を推進するためのコーディネーターを配置した体制整備（地域学校協働本部等）をどちらの取組も実施している17自治体（2自治体は令和2年度から実施を含む）の状況について示しています。



# 地域学校協働本部の体制や取組状況

- ①地域学校協働本部にはネットワークづくりと日常的なコーディネートであることの周知状況
- ②地域住民との協働の可能や、教職員の多忙化への対応や子どもたちの学びの充実、地域の活性化等が可能になることの周知状況
- ③本部内の情報共有や、様々な組織団体との情報共有状況
- ④「地域学校協働活動推進員」の委嘱状況



# 観点3. 地域学校協働本部の体制整備

1. 地域学校協働本部の体制について
2. 地域学校協働本部の役割の2つの観点
3. 地域学校協働活動推進員の「委嘱」と役割
4. 地域学校協働本部の充実に関すること

「地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働」

<コミュニティ・スクール>

学校(経営・運営)

学校運営への支援・協力

地域貢献活動

地域住民の願いとネットワークによる活動 <地域学校協働活動>

「地域とともにある学校づくり活動」

<推進する仕組み(制度)>

地教行法47条5

学校運営協議会

住民代表としての学校運営への参画

<権限と責任>

- \* 学校運営方針の承認
- \* 学校運営への意見
- \* 教職員の任用に関する意見

「学校を核とした地域づくり」

<推進する仕組み(体制)>

地域学校協働本部

地域住民・団体等の緩やかなネットワーク



公民館学級生 自治会 地区老人クラブ 地区交通安全協会 育友会 地区商工会 各種組織

## 学校支援活動から地域学校協働活動へのポイント例

地域による学校の「支援」という一方向性から  
地域と学校のパートナーシップに基づく**双方向性**へ。

地域と学校が互いの役割を認識し、共通の目標に向かい  
**対等な立場で**、共に活動をする。

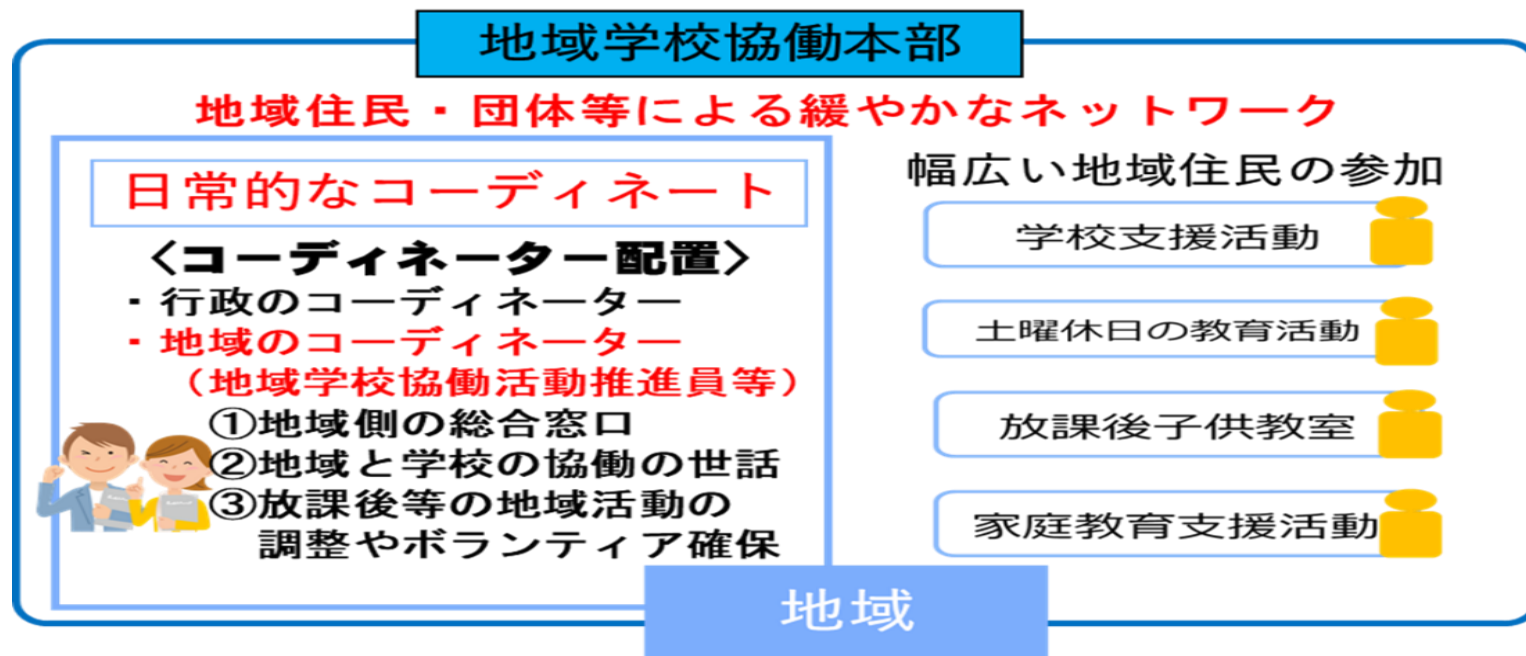
地域は、学校を核として**地域教育力の再構築**を進める。  
また、学校支援に加え、地域支援をも意識する。

地域が抱える課題、実情など、**特色を把握**したうえで、  
地域と学校の連携・協働を考える。

地域の活性化のために子供たちも地域を創っていく一員  
として、**主体的に考える学習活動**を進める。

Q1

地域学校協働本部の体制整備とは、具体的にはどんな体制づくりをすればいいのですか



☆地域学校協働本部のコーディネーターは次の4つの種類が考えられます。

\*一定エリアの地域学校協働本部を統括するコーディネーター

\*行政職員（社会教育主事や嘱託職員等）が、地域学校協働本部の役割を担うコーディネーター

\*地域住民が地域学校協働本部の役割を担う一員として委嘱されたコーディネーター（地域学校協働活動推進員）

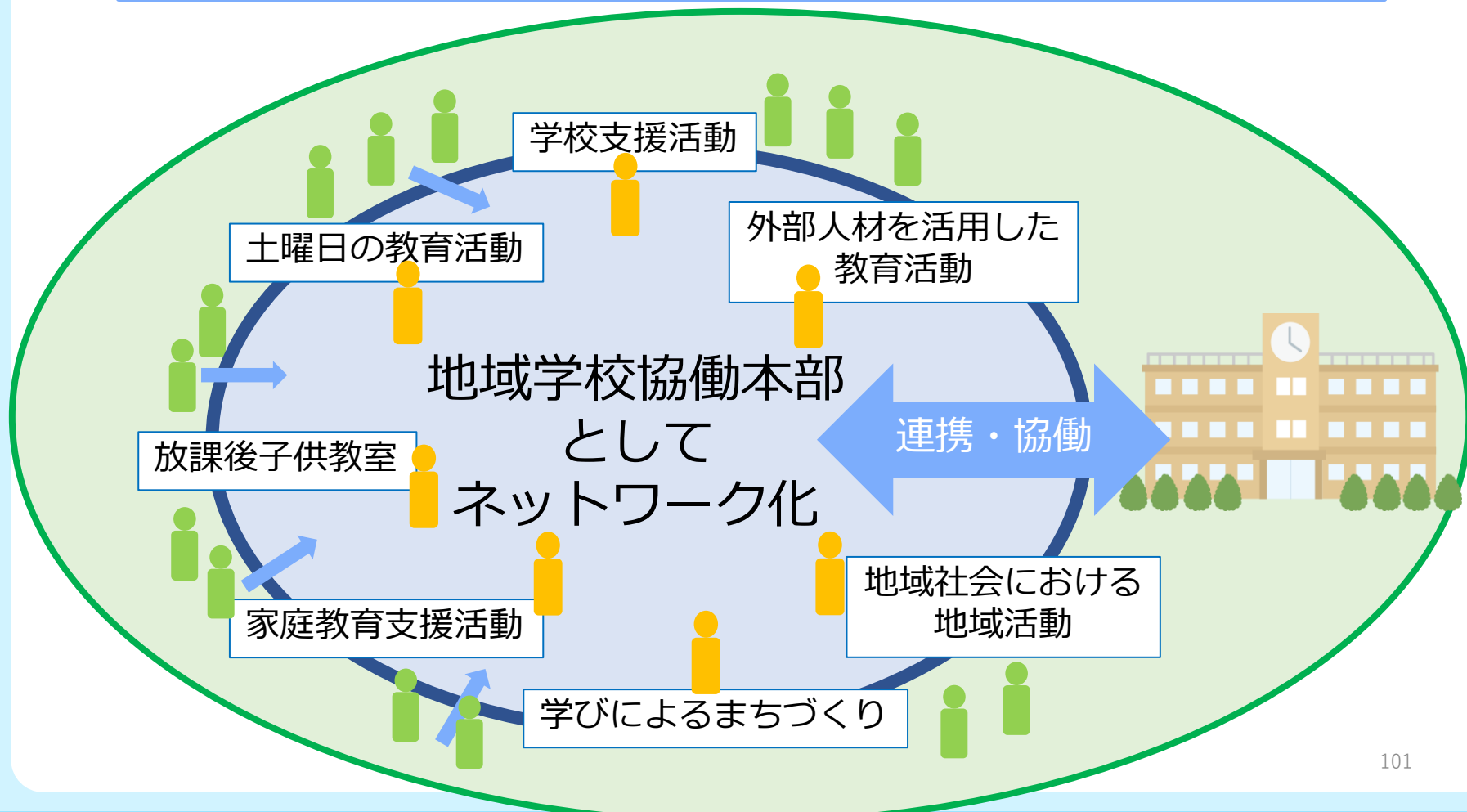
\*その他の地域ボランティアコーディネーター

☆こうしたコーディネーターが一体的になったネットワークづくりと日常的な活動が求められています。

# コーディネーターチームである地域学校協働本部

H30年度コンサルタント  
派遣事業報告資料

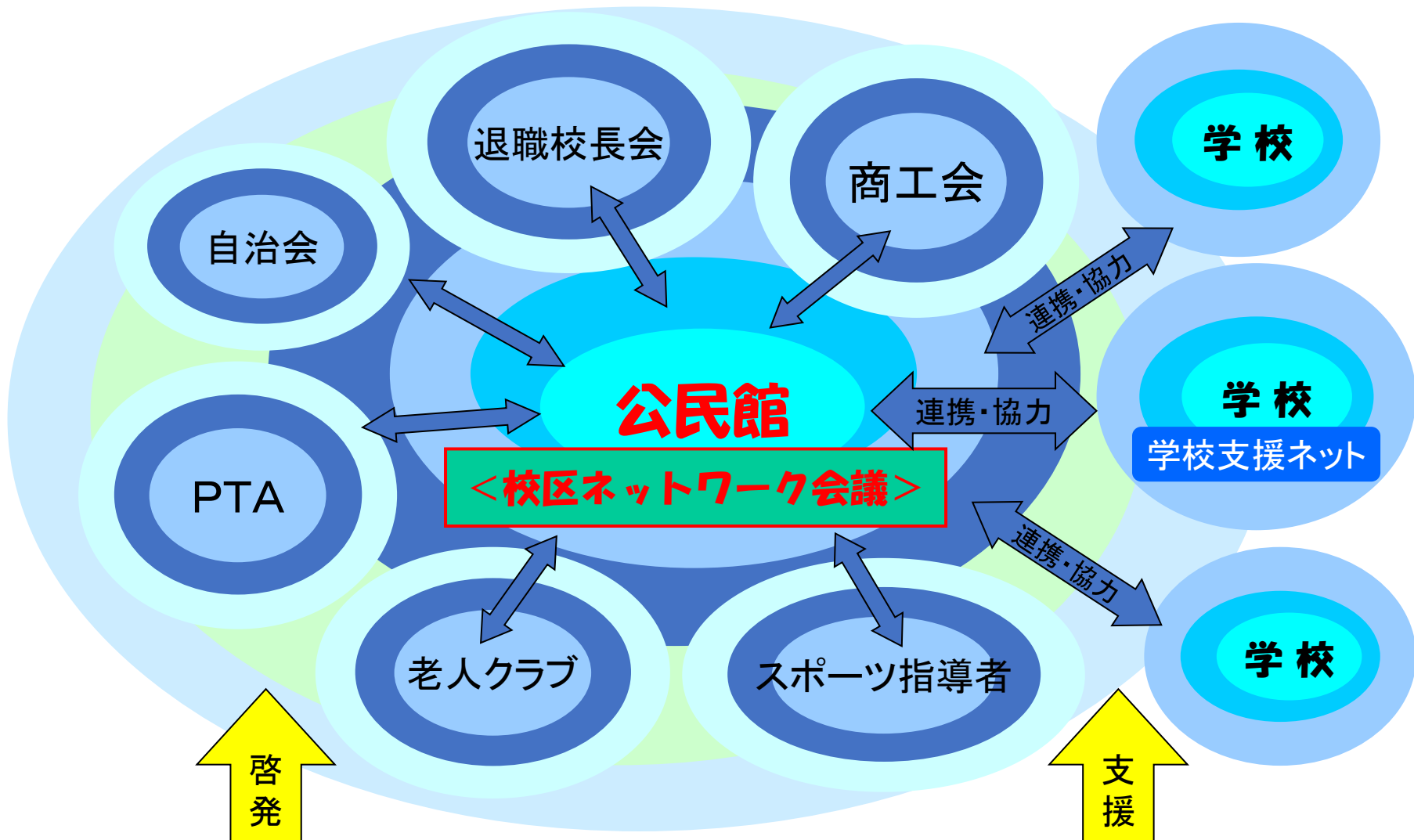
「個別」から「総合化・ネットワーク化」へ





# <大分県構想>

## 人の波紋が広がる「協育」ネットワークシステム



地域協育プロジェクト会議(市町村教育委員会)



# 地域学校協働本部のネットワーク化が重要

## コミュニティ・スクール：教職員と地域住民の協働

### 学校（教職員）

- \* 教職員の働き方改革
- \* 地域に開かれた教育課程
- \* 生きる力（命題知・体験知）
- \* いじめ・不登校 等

### 学校運営協議会

住民の代表としての学校運営への参画

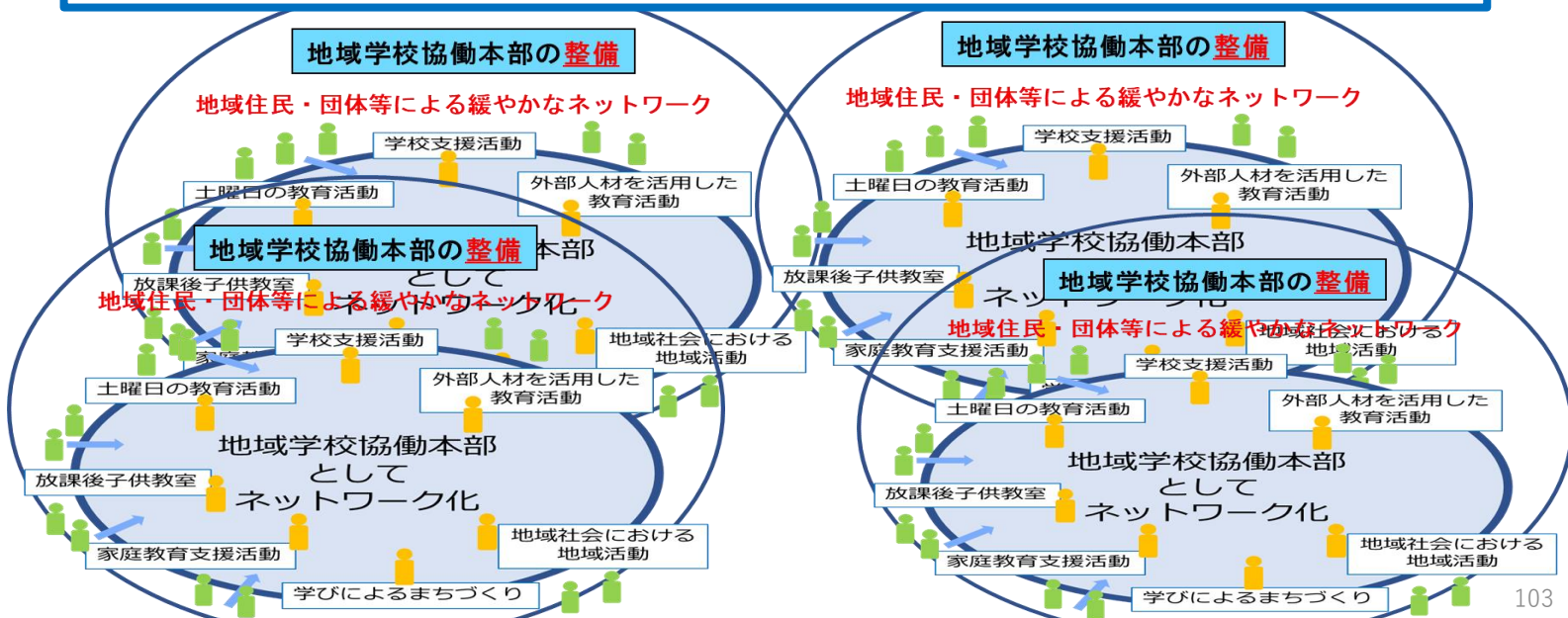
#### <権限と責任>

- \* 学校運営方針の承認
- \* 学校運営への意見
- \* 教職員の任用に関する意見



「まちづくり」の施策との一体化

## 地域学校協働本部のネットワーク：統括コーディネーター



Q2

地域学校協働本部の体制整備による重要な2つの役割はどんなことですか

①地域住民の協働ネットワーク

②ネットワークを稼働させる

☆「地域の様々な取組と連携しながら、組織団体や住民の緩やかなネットワーク」を地域学校協働本部と文部科学省は説明していますが、そうしたネットワークづくりを進めるとともに、そのネットワークを使った日常的なコーディネートを行うという2つの役割があります。

☆コーディネートチームが、既存の地域の組織団体のネットワークづくりを行うことが地域学校協働活動にとって重要です。その中で「連携ミーティング」等の名称で情報を共有し、活動のネットワークを広げることも求められています。

☆特に地域住民のネットワークづくりで重要な組織としては、住民の生活の仕組みとしての「自治会」とのつながりをどう作るかが重要です。

# ①地域住民の協働ネットワーク

H30年度コンサルタント  
派遣事業報告資料

より多くの、より幅広い層の地域住民、団体等が参画し、目標を共有した

## 「緩やかなネットワーク」



活動を工夫しながら・・・

すべての活動は

2 : 6 : 2

(蟻の法則)

率先

同調

傍観

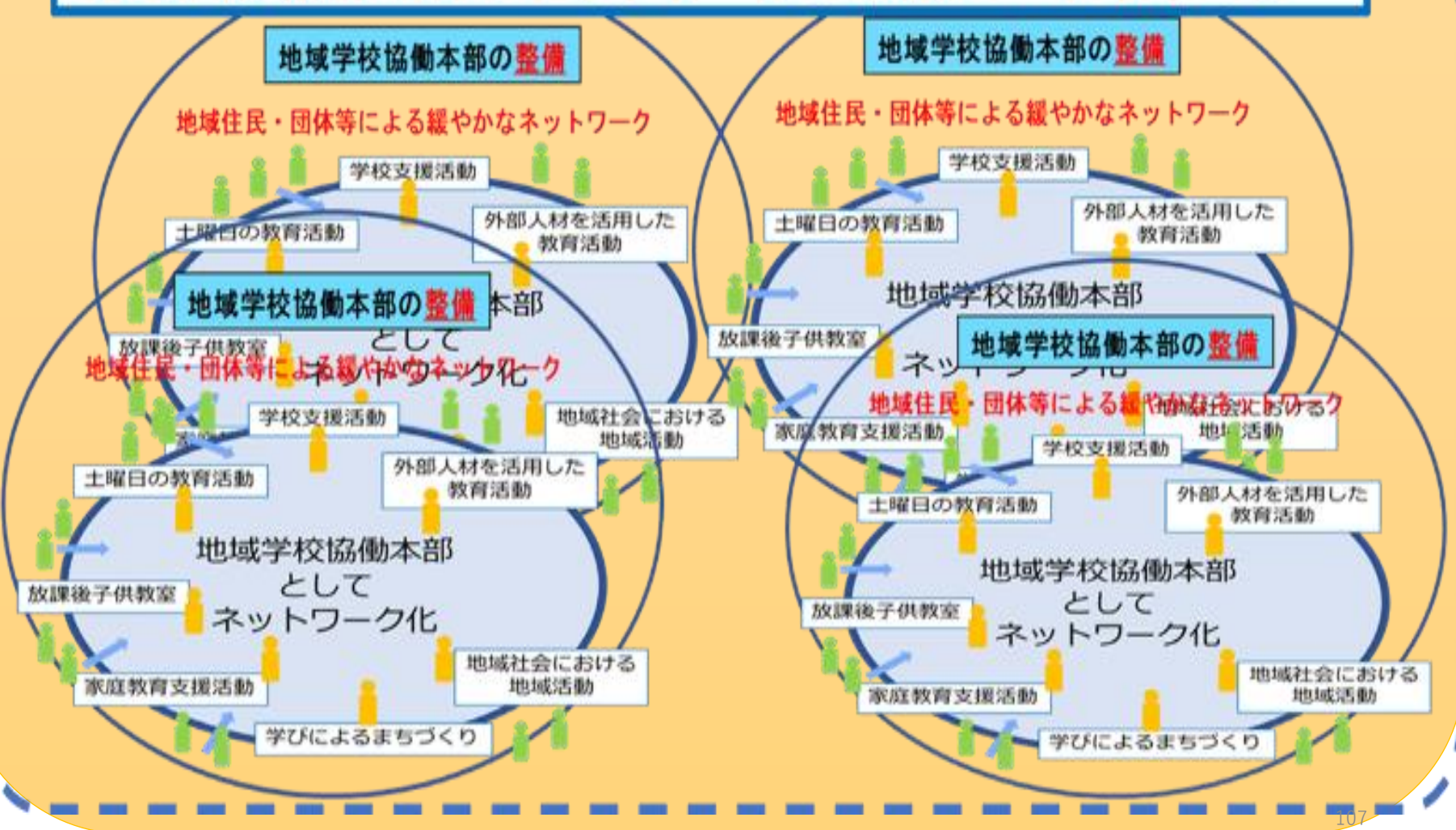
**まちづくり成功の7人の侍** (おやじの会発案者: 濱砂清)

- ①発案者
- ②同調者(いいなー。やろうえ！)
- ③リーダー(牽引者)
- ④仕掛け人(調整する人)
- ⑤推進者(汗をかく人)
- ⑥後援者(側面支援者)
- ⑦仲立ち人(情報収集・発信者)

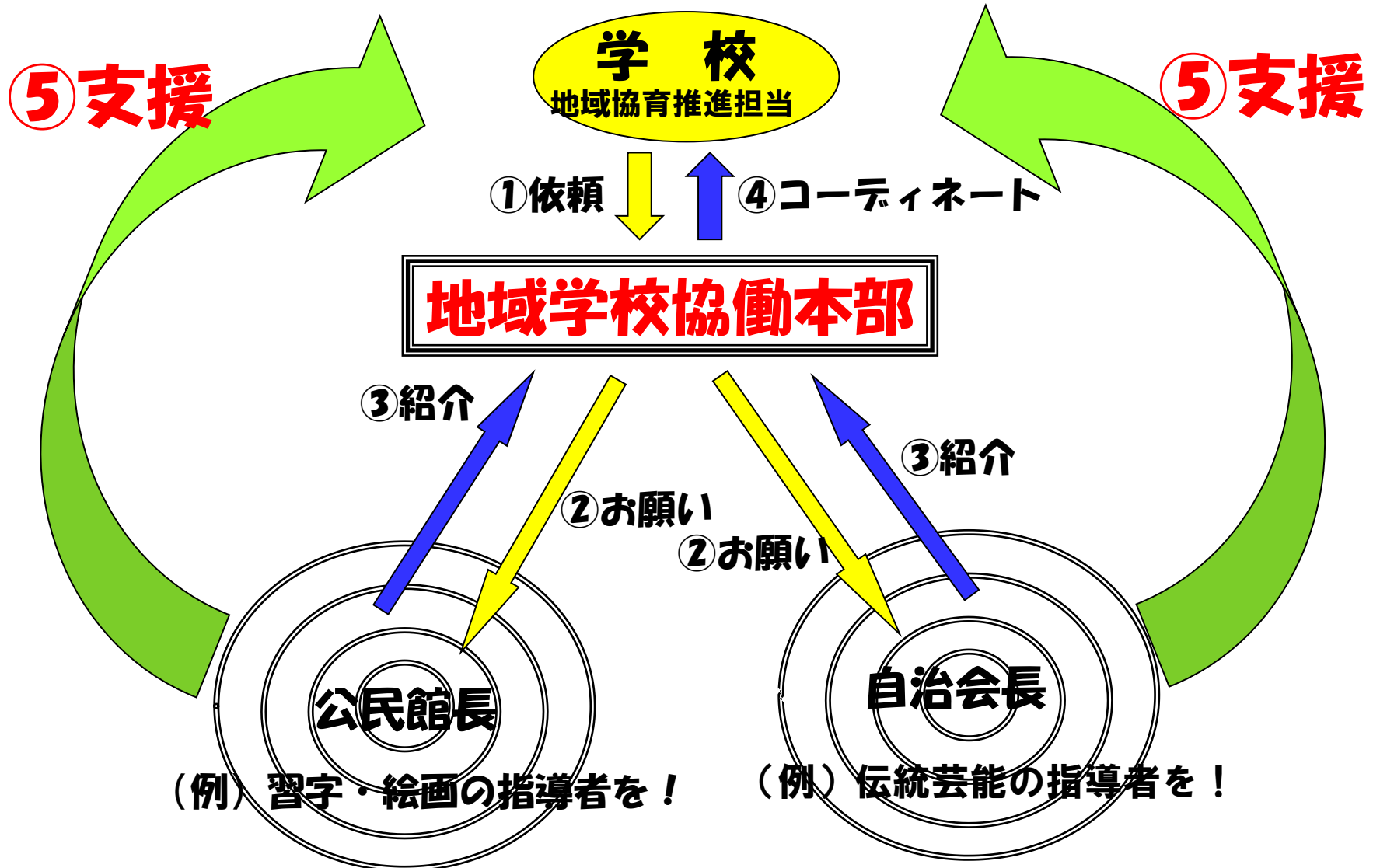


# ①ネットワークの拡大と共有

## 地域学校協働本部のネットワーク：統括コーディネーター



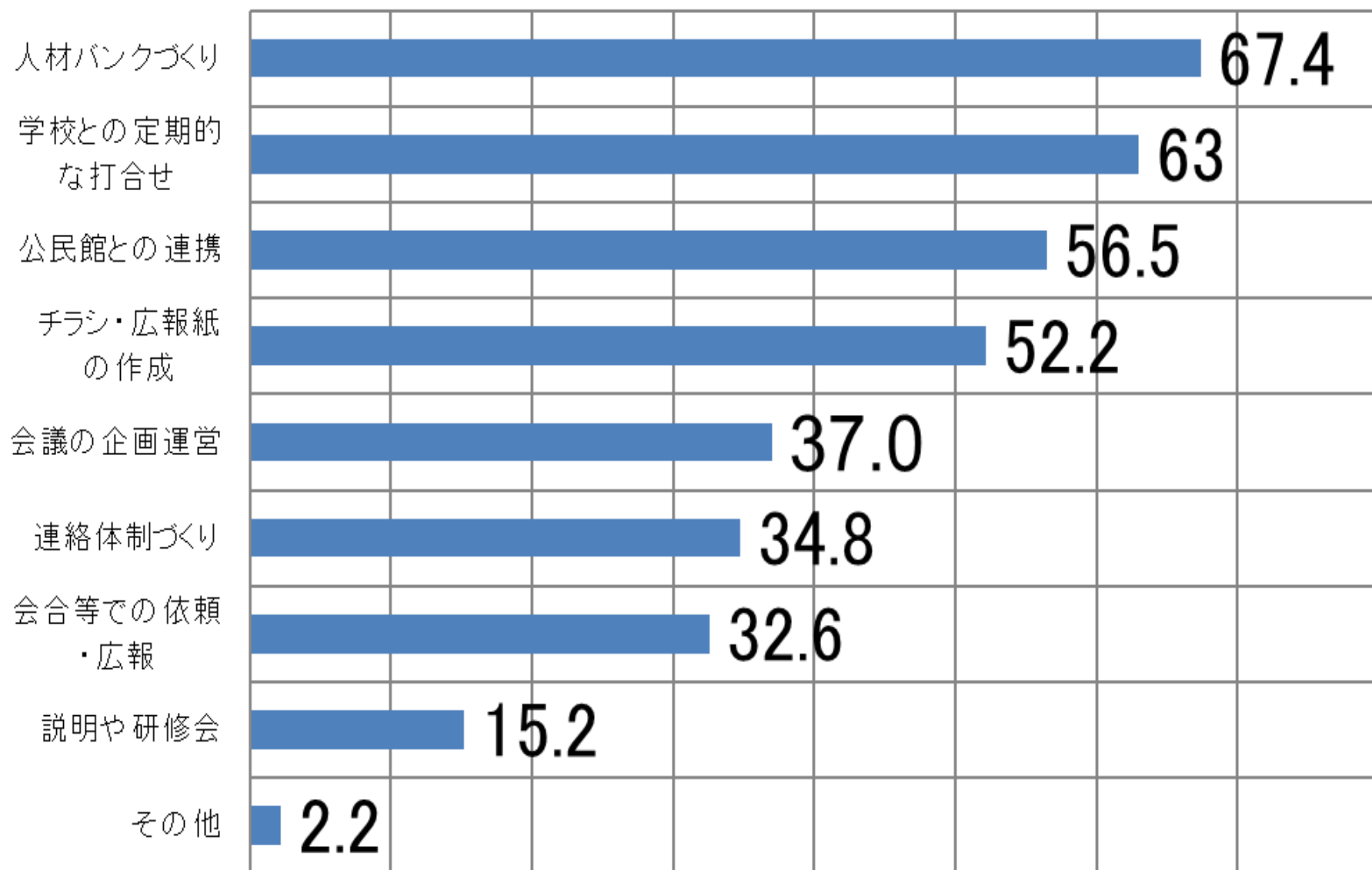
## ②ネットワークを稼働させる



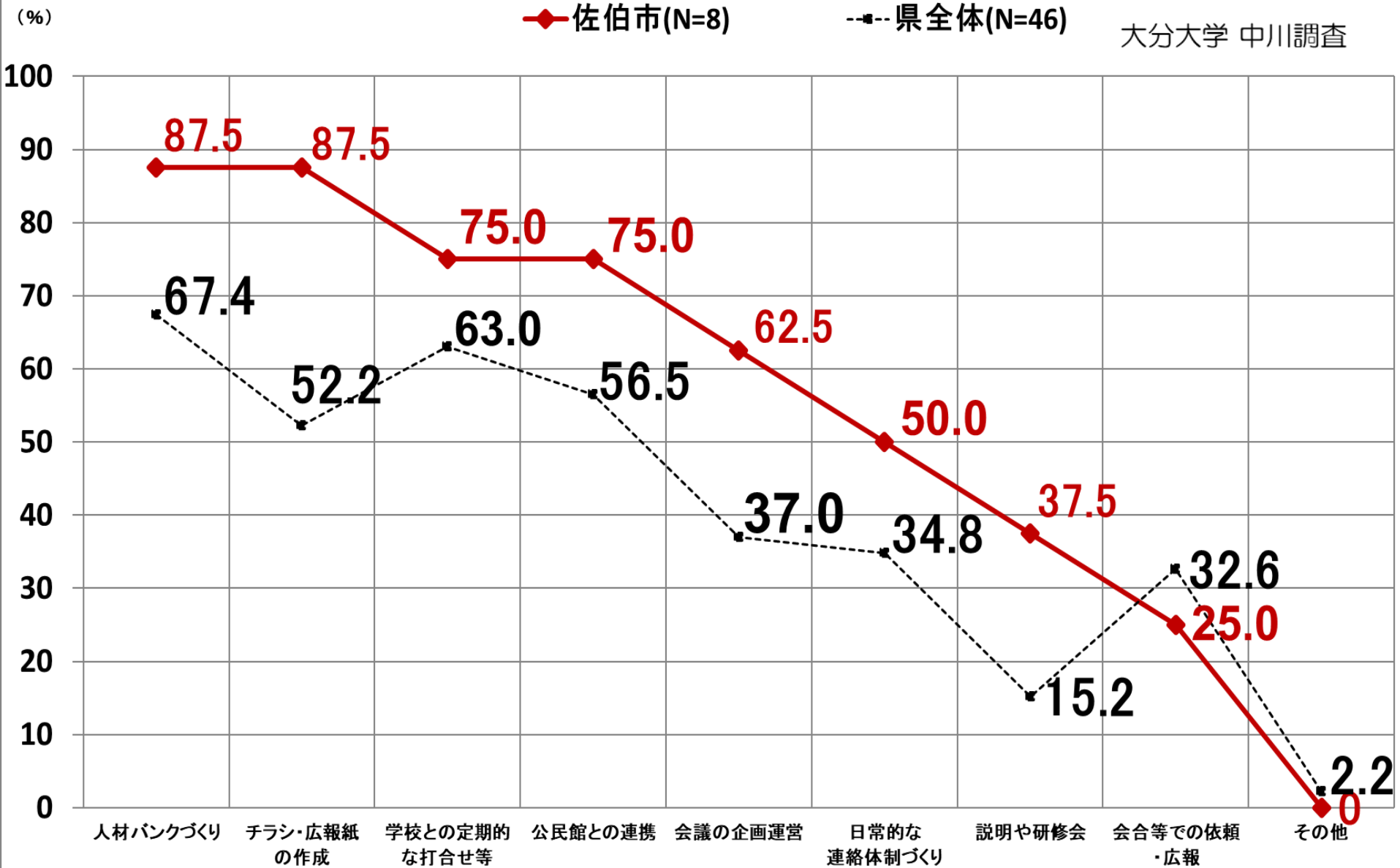


# 基本的な職務(N=46・全て)

大分大学 中川調査

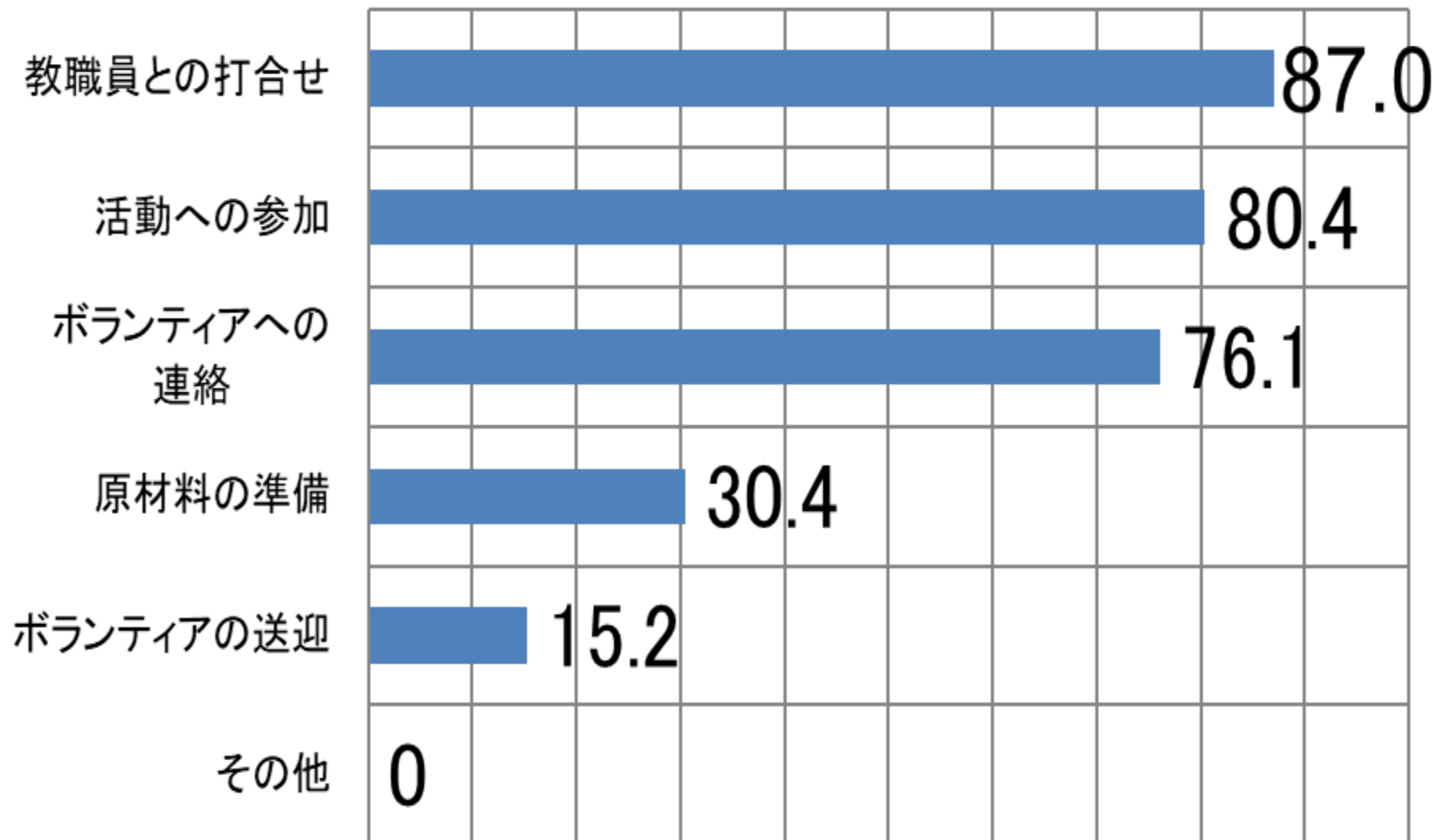


# コーディネーターとしての基本的な職務(全て選択)



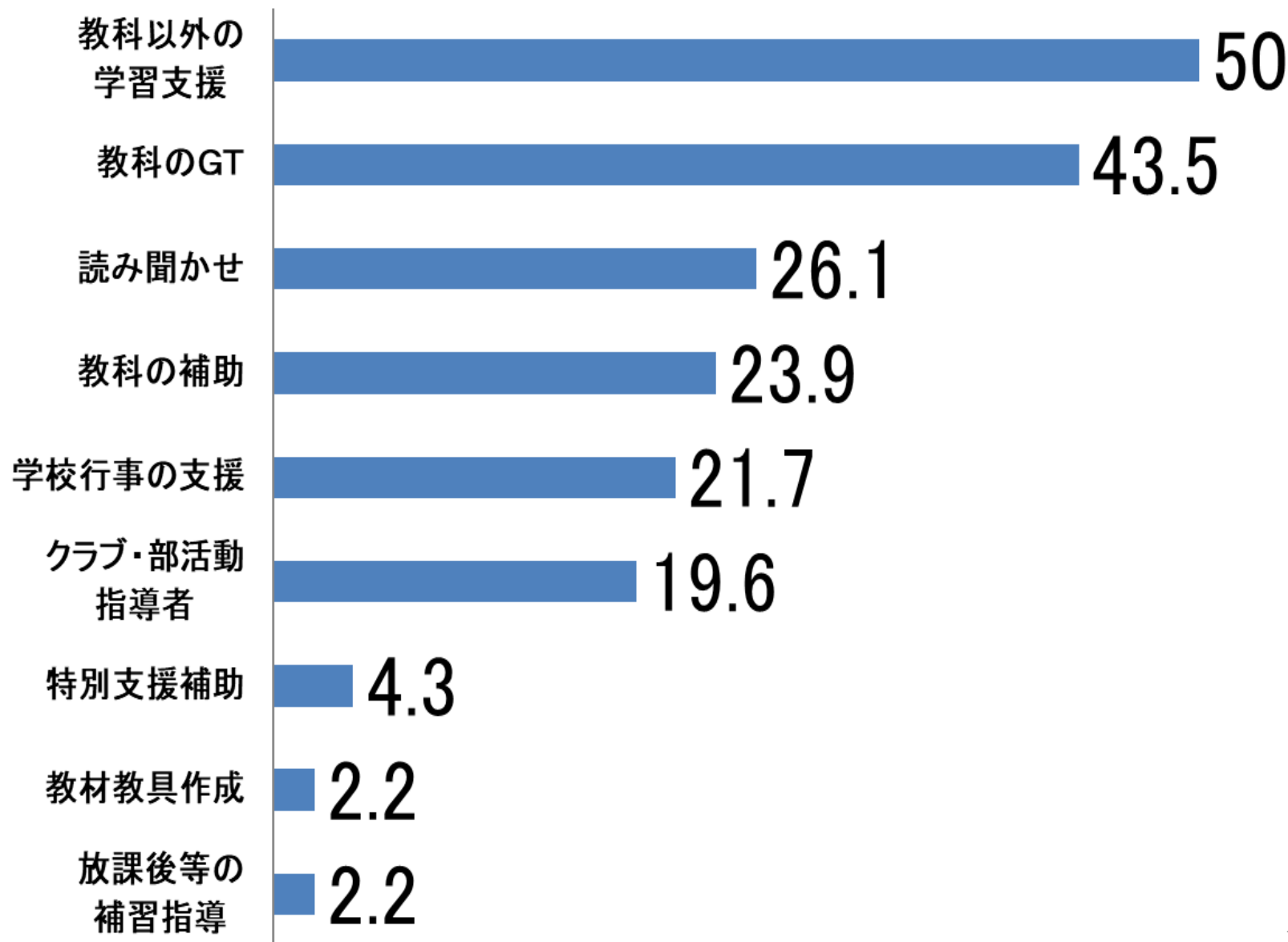
# 実際の活動への関わり(N=46・全て)

大分大学 中川調査



# コーディネートした活動内容(N=46・全てに○)

大分大学 中川調査

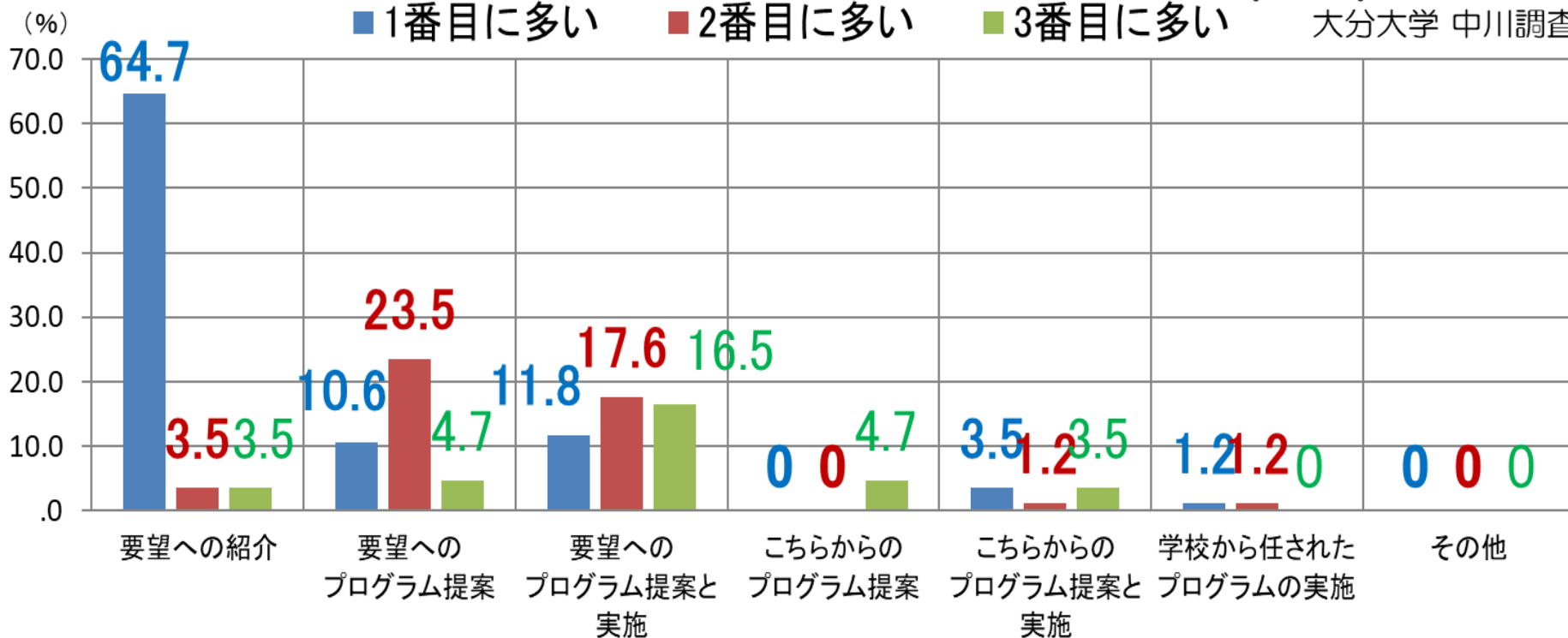


軸ラベル

# 大分県の学校支援内容(3つまで選んで順位を付ける)(N=85)

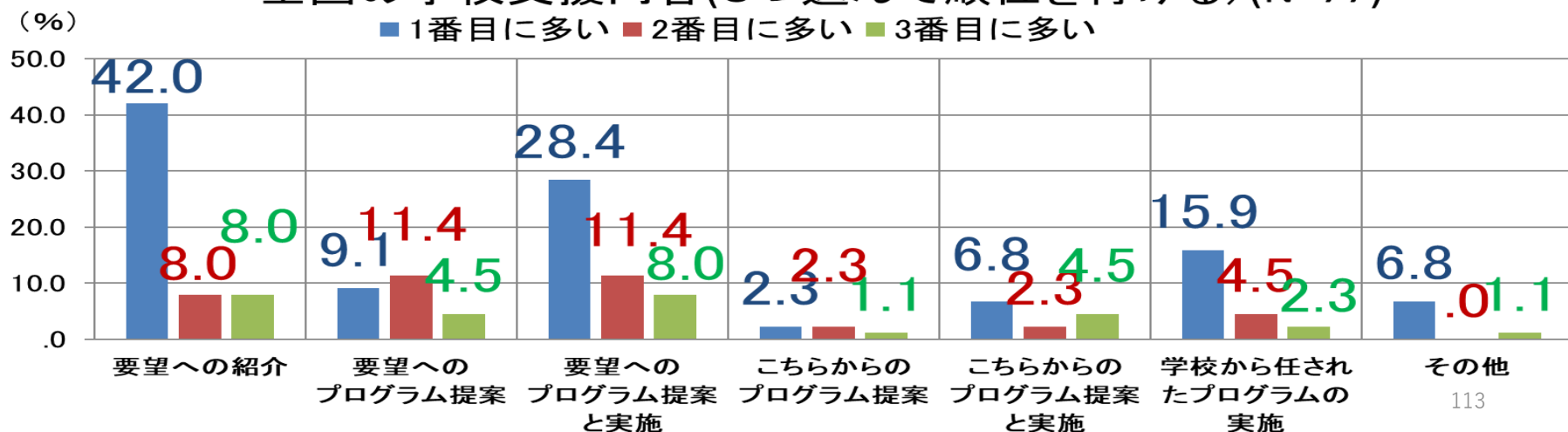
■ 1番目に多い ■ 2番目に多い ■ 3番目に多い

大分大学 中川調査



# 全国の学校支援内容(3つ選んで順位を付ける)(N=77)

■ 1番目に多い ■ 2番目に多い ■ 3番目に多い



全国：H23学校支援等に関する文部科学大臣賞受賞校

大分：県内の学校支援地域本部

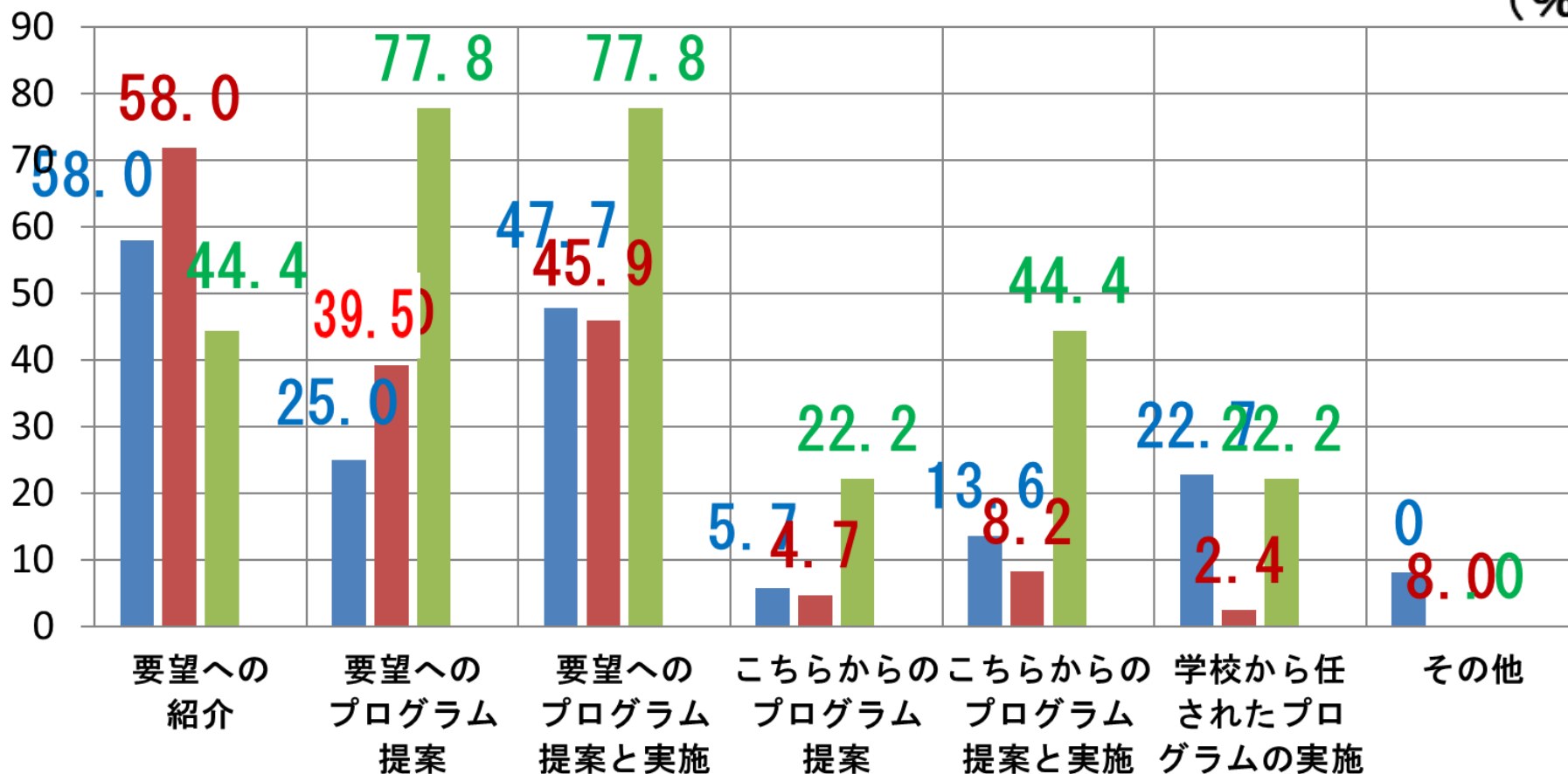
大分大学 中川調査

先進地：特に優れた学校

## 学校支援内容の比較

■ 全国 (88) ■ 大分県 (85) ■ 先進地 (9)

(%)



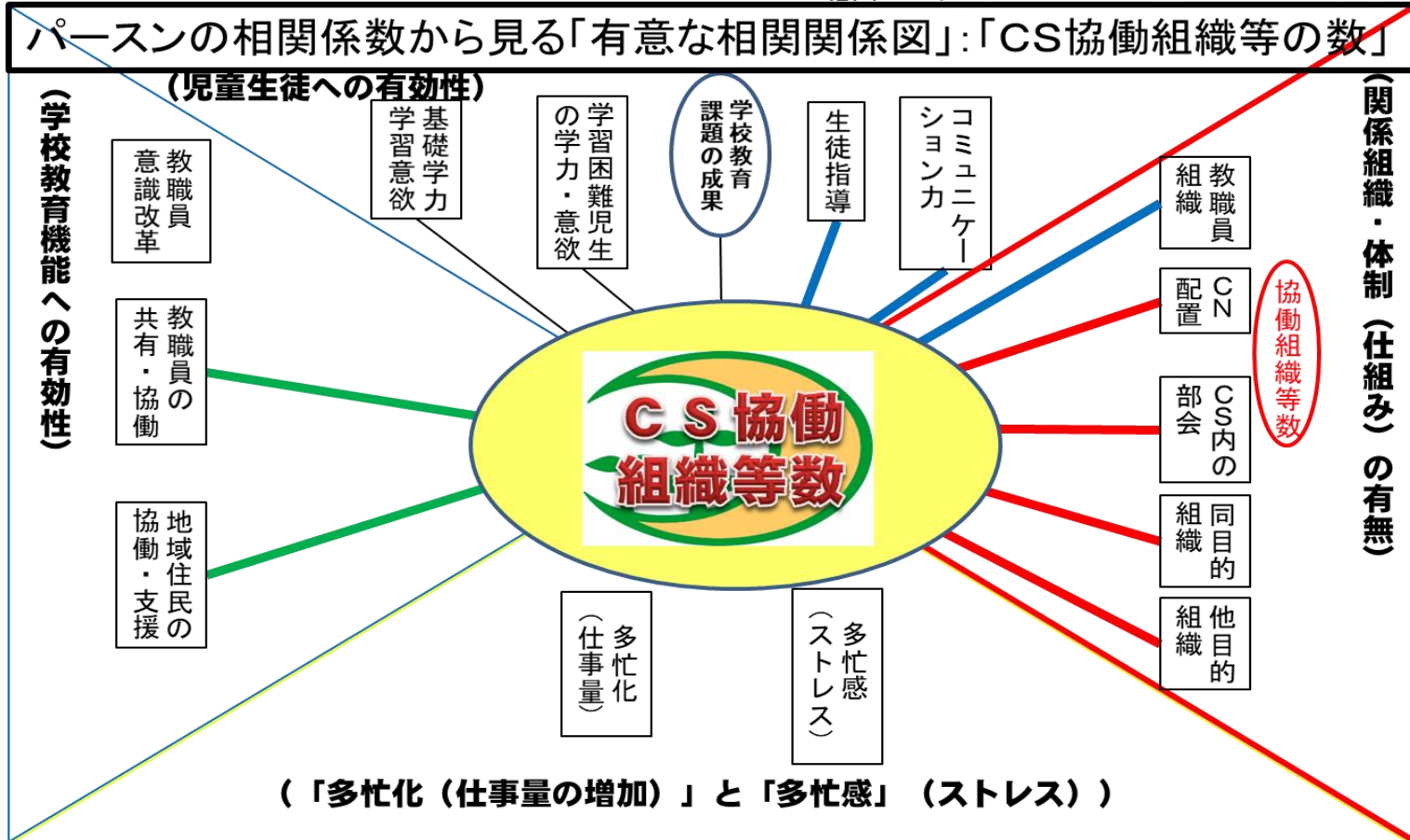


# Q3

## 地域学校協働本部の体制整備のための、地域の既存の組織団体等との連携・統合・融合等はある効果があるのですか

☆地域学校協働活動を進める上で、既存の組織や活動はとても大切です。新しく地域のネットワークづくりを進めることは大変ですので、それぞれの組織団体の取組を連動させることによって、それぞれの組織団体の活動を生かして活性化し、様々な効果を得ることが可能になります。

.210\*\*~.270\* : — .274\*\*~ : — .300\*\*~ : — .400\*\*~ : — 大分大学 中川調査



	学校教育機能への有効性		関連組織	運営のための組織・体制「有」				
	教職員の協働	住民の協働・支援	教職員の組織	専任CN	協議会内部組織	同目的組織	他目的組織	組織の数
専任CN	.031	.122	.296**	1	.387**	.298**	.043	.639**
協議会の内部組織	.274**	.096	.358**	.387**	1	.279**	.018	.668**
同じ目的の組織	.229*	.182	.293**	.298**	.279**	1	.293**	.731**
他の目的の組織	.145	.381**	.072	.043	.018	.293**	1	.519**
上記の4つの中の「有」の数	.283**	.291**	.394**	.639**	.668**	.731**	.519**	1

大分大学 中川調査

- ☆学校支援地域本部等の「同じ目的の組織との連携・協働」がある場合は、「教職員の組織がある」(.298\*\*), 「他の目的で活動する組織との連携・協働」(.293\*\*)などに有意な相関が見られます。
- ☆「他の目的で活動する多くの組織との連携・協働」については、「地域住民の協働・支援」(.381\*\*)と「同じ目的の組織との連携・協働」(.293\*\*)に有意な相関があることがわかります。
- ☆連携する組織の数は最下段のように他の全ての項目との優位な高い相関があることから、日常的な活動をおこなう様々な組織・団体との協働は地域住民との協働・支援の拡大にとって不可欠です。

Q4

# なぜ、地域学校協働本部の地域コーディネーターへの「地域学校協働活動推進員」の委嘱が必要なのですか

☆「地域学校協働活動推進員は社会的信望があり、地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する」地域住民を地域学校協働活動推進員に委嘱することは、**地域の状況を熟知するとともに、学校運営協議会の委員としても活動するなども可能になります。地域住民や学校関係者等に認知され、活動しやすくなるという大きなメリット**があります。

## 社会教育としての地域住民の組織による活動 < 地域学校協働活動 >

「地域とともにある学校づくり活動」

< 推進する仕組み（制度） >

地教行法47条5

学校運営協議会

住民代表としての学校運営への参画

< 権限と責任 >

- \* 学校運営方針の承認
- \* 学校運営への意見
- \* 教職員の任用に関する意見

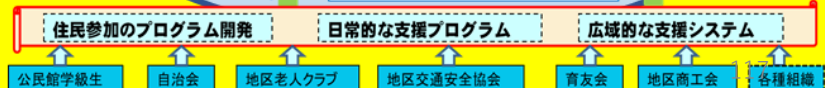
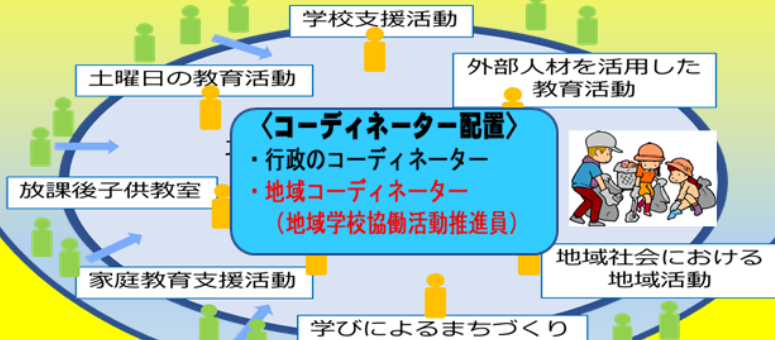


「学校を核とした地域づくり」

< 推進する仕組み（体制） >

地域学校協働本部

地域住民・団体等の緩やかなネットワーク



## 地域学校協働活動推進員の委嘱（社会教育法第9条の7）

第九条の七 教育委員会は、**地域学校協働活動の円滑かつ効果的な実施**を図るため、社会的信望があり、かつ、地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから、**地域学校協働活動推進員を委嘱**することができる。

2 地域学校協働活動推進員は、地域学校協働活動に関する事項につき、教育委員会の施策に協力して、**地域住民等と学校との間の情報の共有**を図るとともに、**地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言**その他の援助を行う。

①地域学校協働活動推進員は**社会的信望があり、地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する**地域住民であること（社会教育法第9条の7）

※推進員の委嘱が出来ない場合は、地域住民や公民館職員等をコーディネーターとして位置づけることも可能

②地域学校協働活動推進員の役割を明確にする必要がある。

### 地域学校協働活動推進員に期待される役割

- 地域や学校の実情に合わせた地域学校協働活動の**企画・立案**
- 学校や地域住民、民間企業・団体・機関等の関係者との**連絡・調整**
- 地域ボランティアの**募集・確保**
- 地域学校協働本部の事務**処理**・経理**処理**
- 地域住民への**情報提供**・助言・活動促進

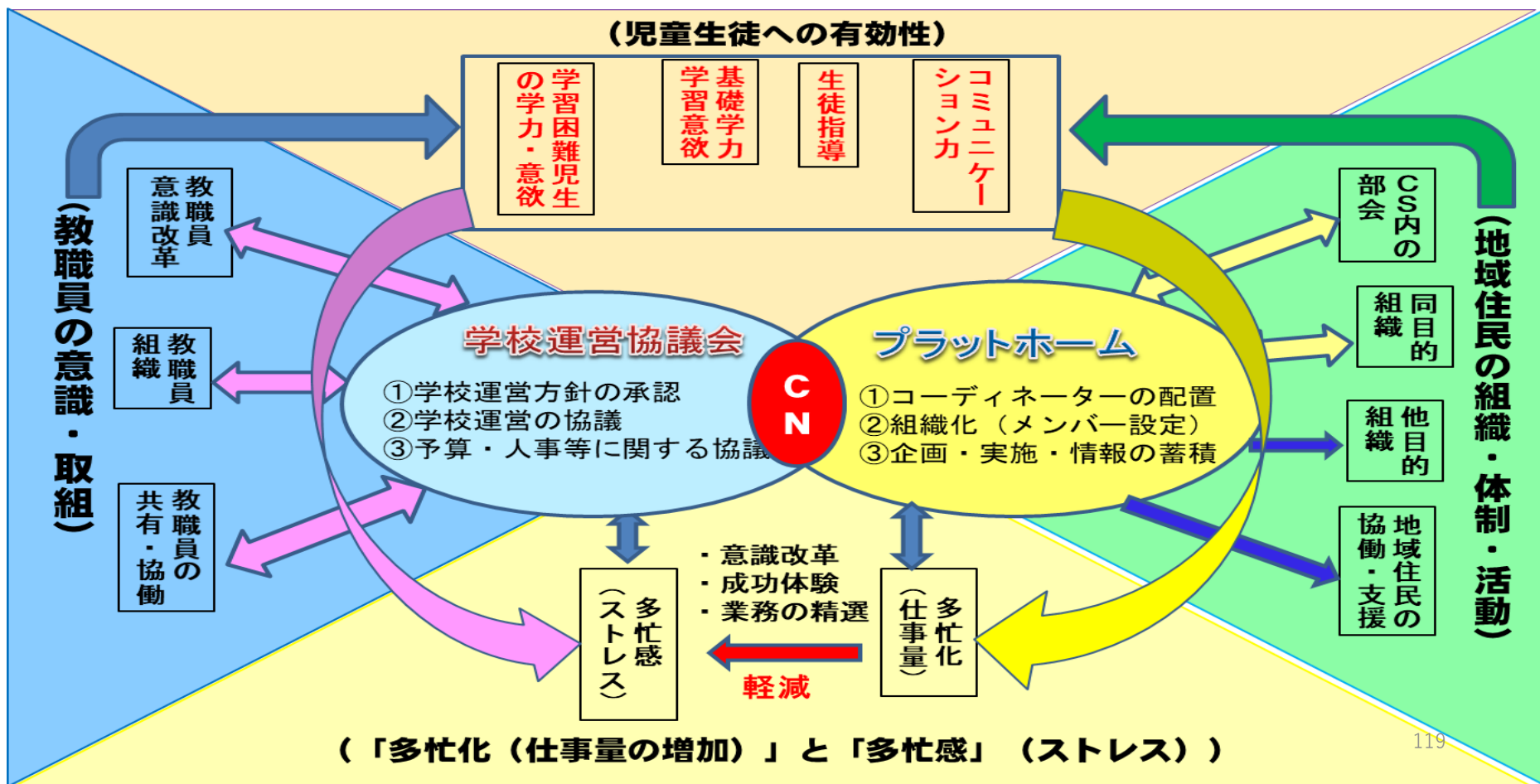


# Q5

## 地域学校協働本部の活動が充実することによって学校教育へ期待できる効果はどんなことですか

☆地域学校協働本部は、学校運営協議会との連携・協働で活動を行うシステムですので、単に地域人材の紹介に止まりません。

☆地域住民のネットワークを活用した幅広い人材を学校運営全体の教育活動の充実につなぐとともに、地域住民の願いである「地域文化の継承」等と、学校教育がめざす「地域に開かれた教育」が可能になります。

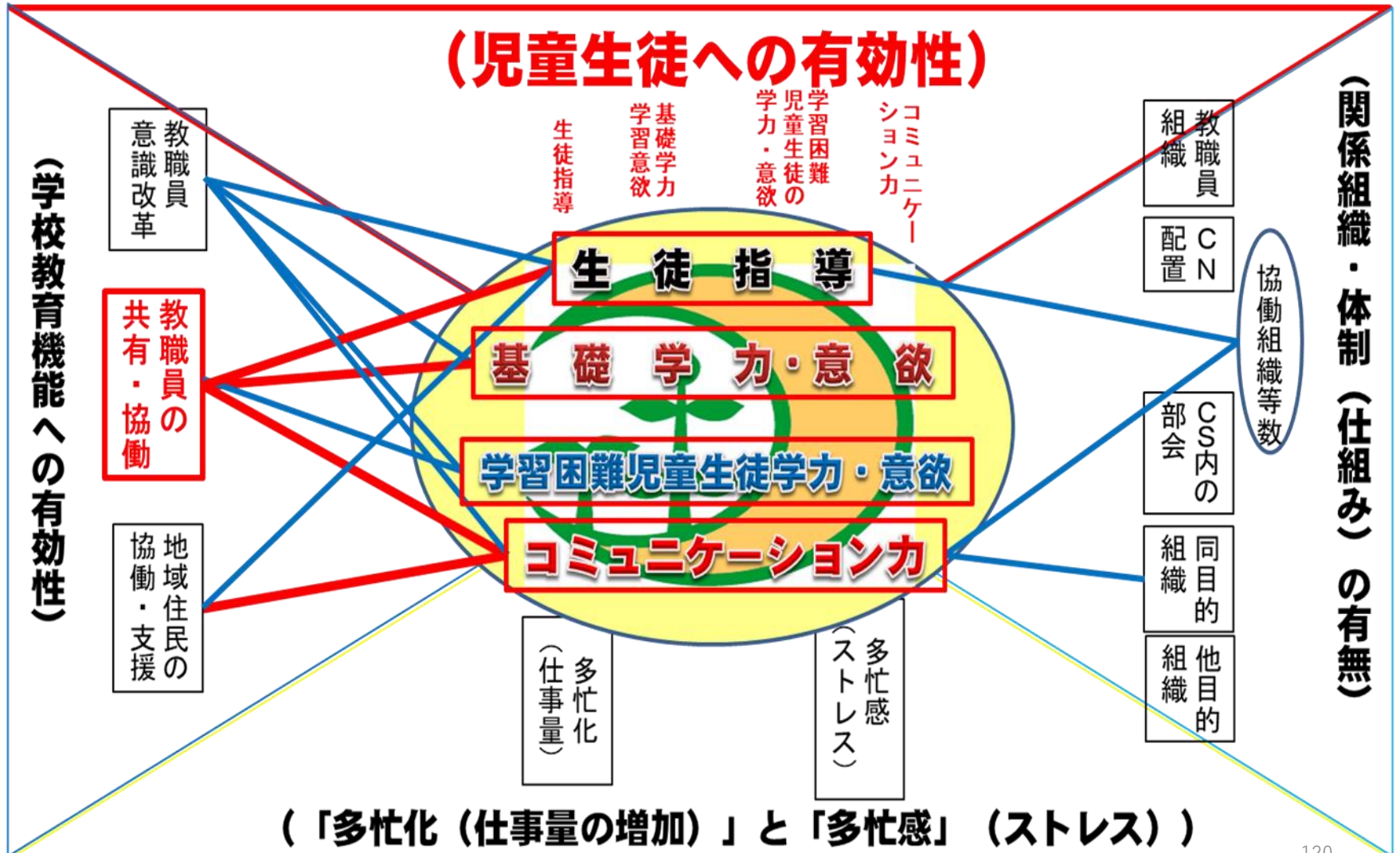


# 地域学校協働本部の活動が充実することによって期待できる効果の関連

大分大学 中川調査

パースンの相関係数から見る「有意な相関関係図」:「児童生徒への有効性」N:143

.300\*\*~: — .400\*\*~: —

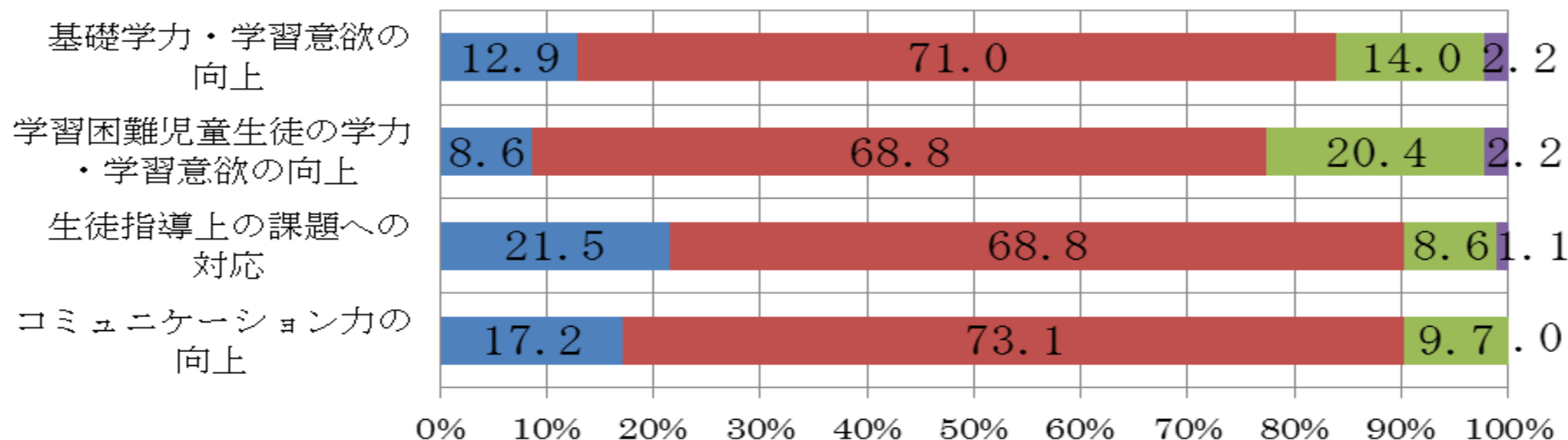




### 児童生徒への有効性 (N=93)

大分大学 中川調査

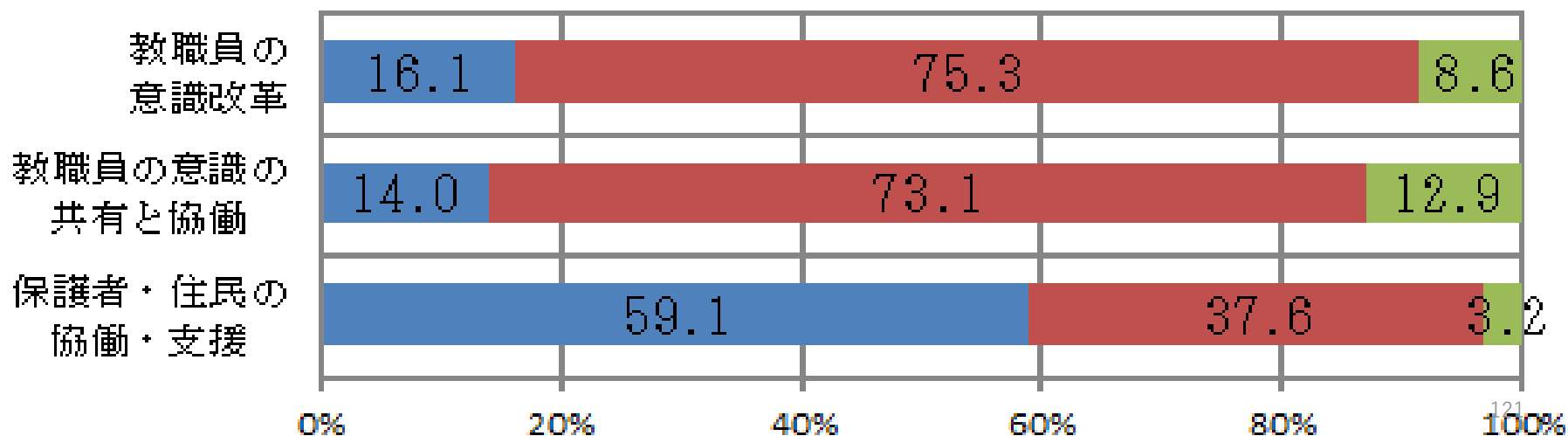
■ とても有効である ■ 有効である ■ あまり有効でない ■ 不明 (%)



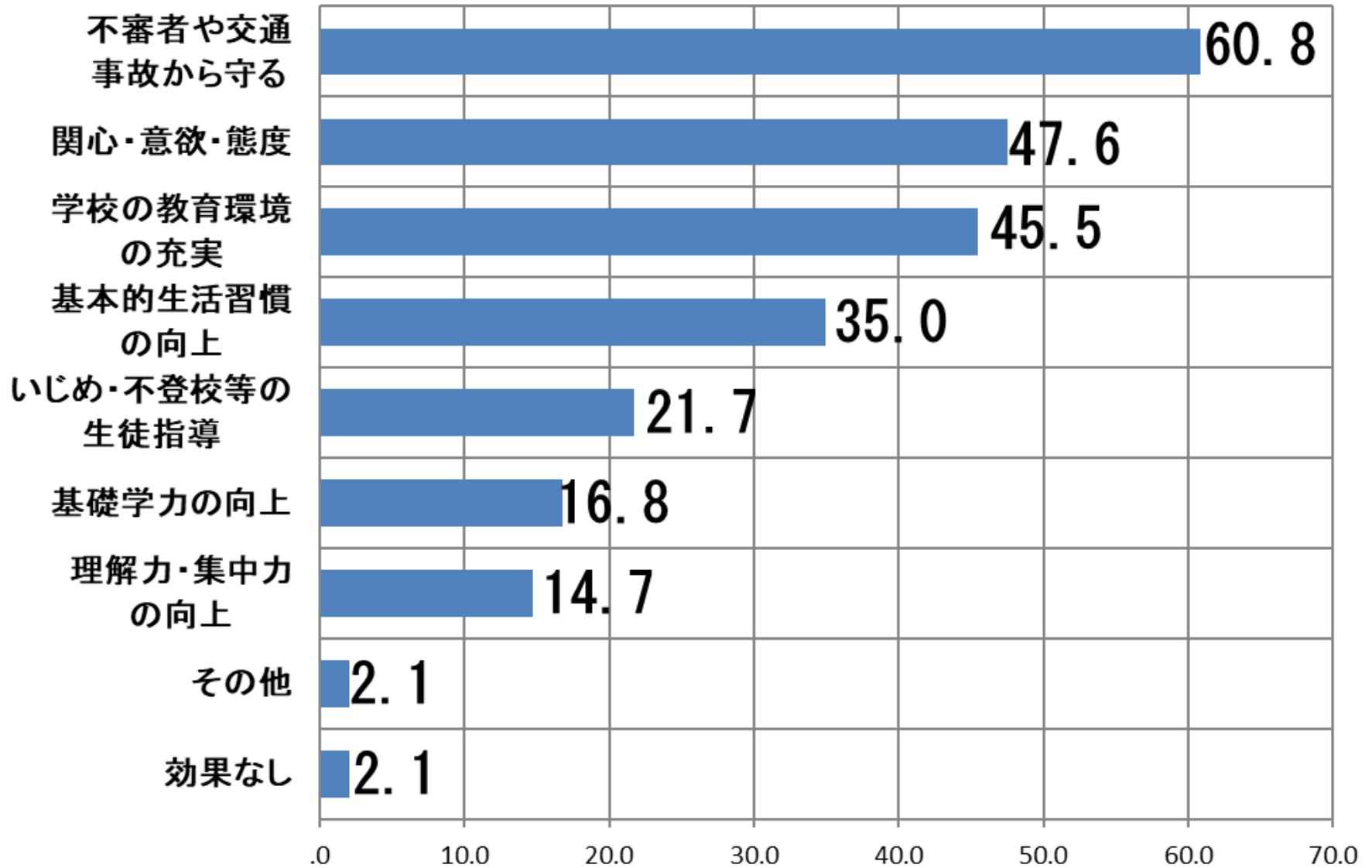
### 学校教育機能への有効性 (N=93)

大分大学 中川調査

■ とても有効である ■ 有効である ■ あまり有効でない (%)



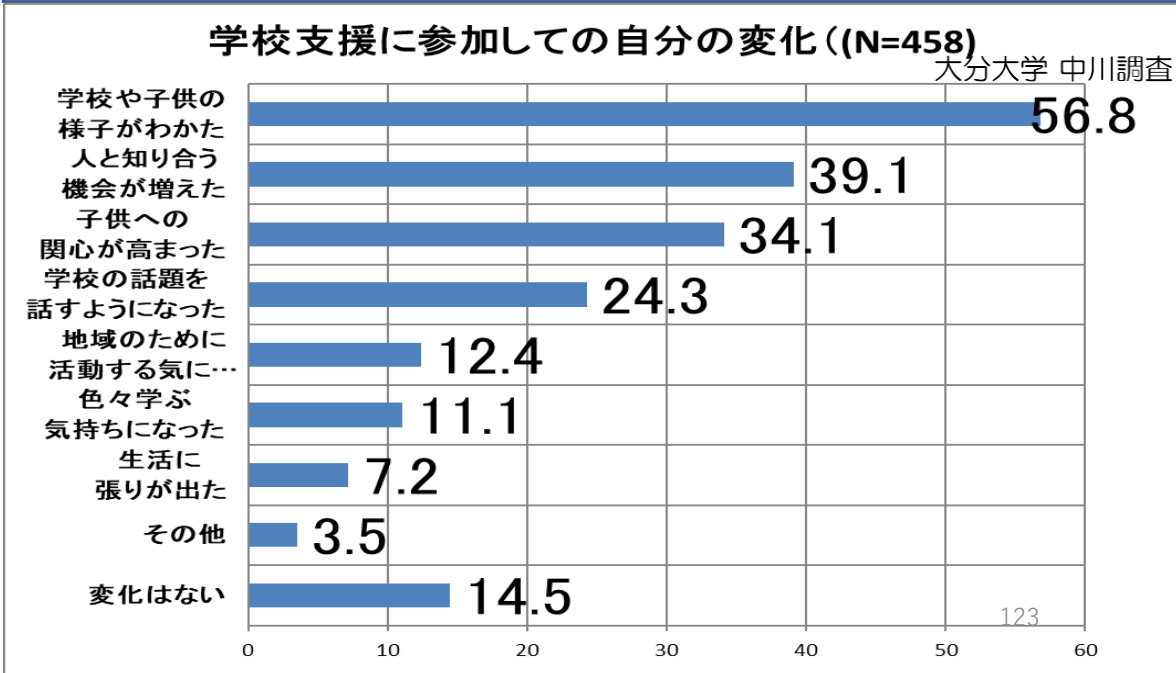
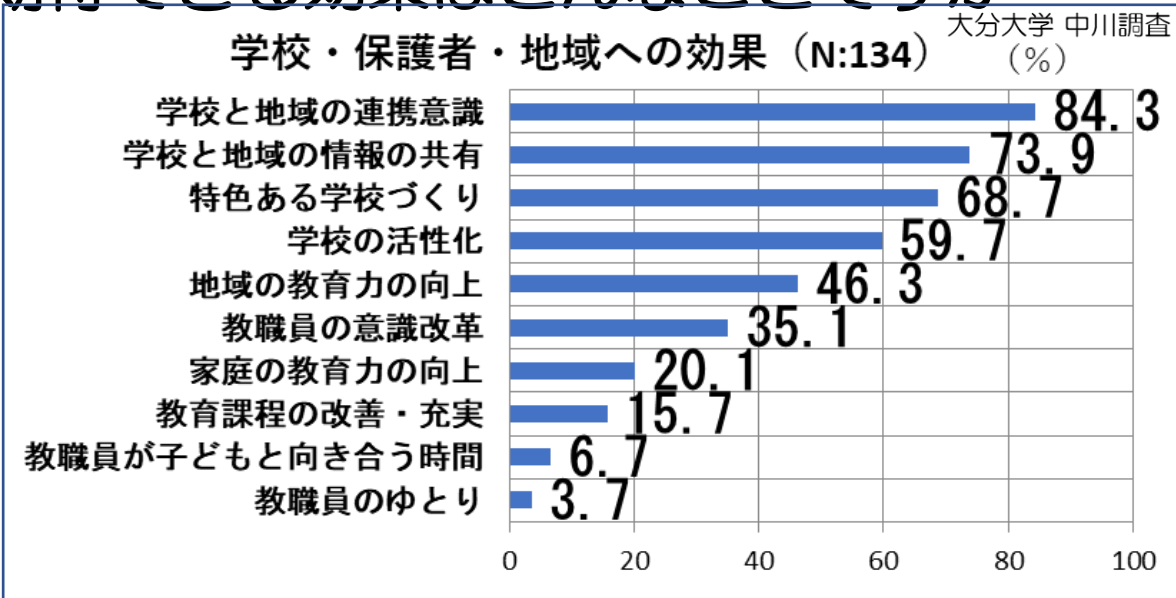
## 学校支援による児童生徒への効果(N=143) (%)



# Q6

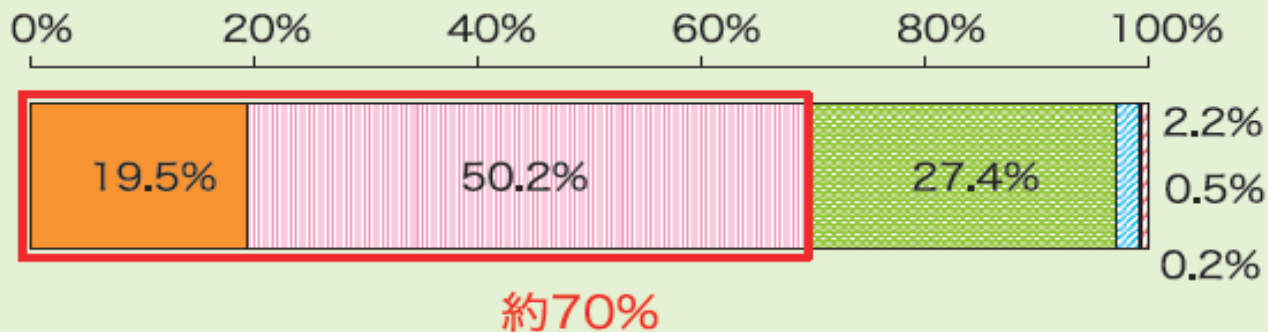
## 地域学校協働本部の活動が充実することによって、地域住民へ期待できる効果はどんなことですか

☆地域住民や組織団体が積極的に関わることによって、それぞれの**組織団体の活動が他の組織団体とつながり、日常的な活動の活性化になること、地域住民が気軽に地域づくりへ参加できることや生きがいにつなげることも期待されています。**

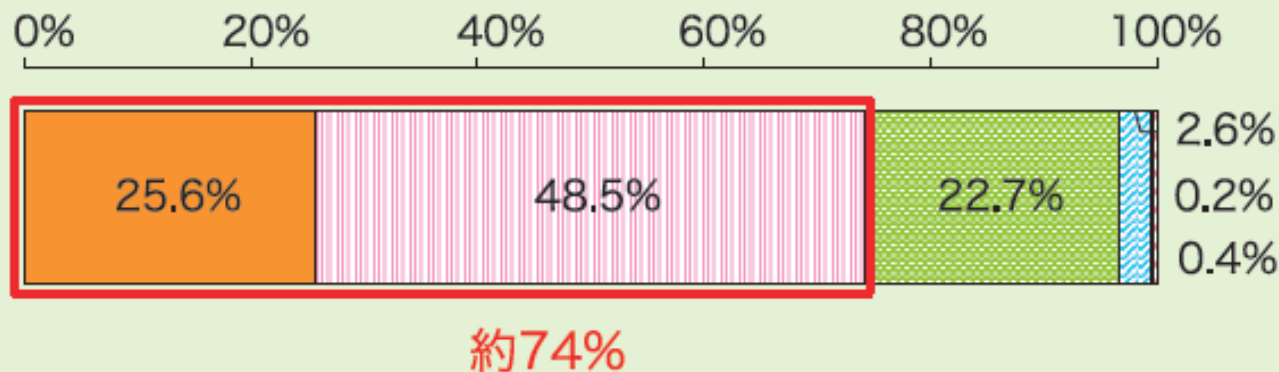


とてもそう思う
  ややそう思う
  どちらともいえない
  あまりそう思わない
  まったくそう思わない
  無回答

◆実際に本部事業に参加してみて、地域住民が学校を支援することにより、**地域の教育力が向上し、地域の活性化につながった。**



◆実際に本部事業に参加してみて、地域住民の**生きがいづくりや自己実現**につながった。



Q7

地域学校協働本部の打合せや、全本部の合同の打合せはどんな内容でおこなえばいいのですか



☆複数の地域学校協働本部が設置された場合は、1つの地域学校協働本部の活動に止まらず、全ての本部が教育委員会の方針で活動する必要がありますので、**統括コーディネーター**を中心にして情報の共有が必要になります。

☆地域には**中学校区をまたいだ活動をする組織団体**もあります。また、それぞれの地域学校協働本部内には居ない人材等が他の地域に居る場合があります。さらに、他の本部での**効果的な活動**も多くあります。こうした情報の共有はコミュニティ・スクールの運営に非常に役に立ちます。

## 4. コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進について

教育委員会の中では、**学校運営協議会制度の導入は学校教育部署、地域学校協働本部は社会教育部署が担当しているのがほとんどです。2つの取組は両輪であり、両者の連携・協働がない中での地域学校協働活動の一体的な推進は困難であり、取組の大きな成果はあまり期待できないと考えられます。**

### <コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進に関する大分県の現状>

大分県内市町村教育委員会へのアンケートから、すでに学校運営協議会制度によるコミュニティ・スクールの導入と、地域学校協働活動を進めるコーディネーターを配置した体制整備（地域学校協働本部等）のどちらの取組も実施している17自治体（本部は令和2年度からの実施を含む）について示しています。



# コミュニティ・スクールと地域学校協働本部の一体的な取組状況

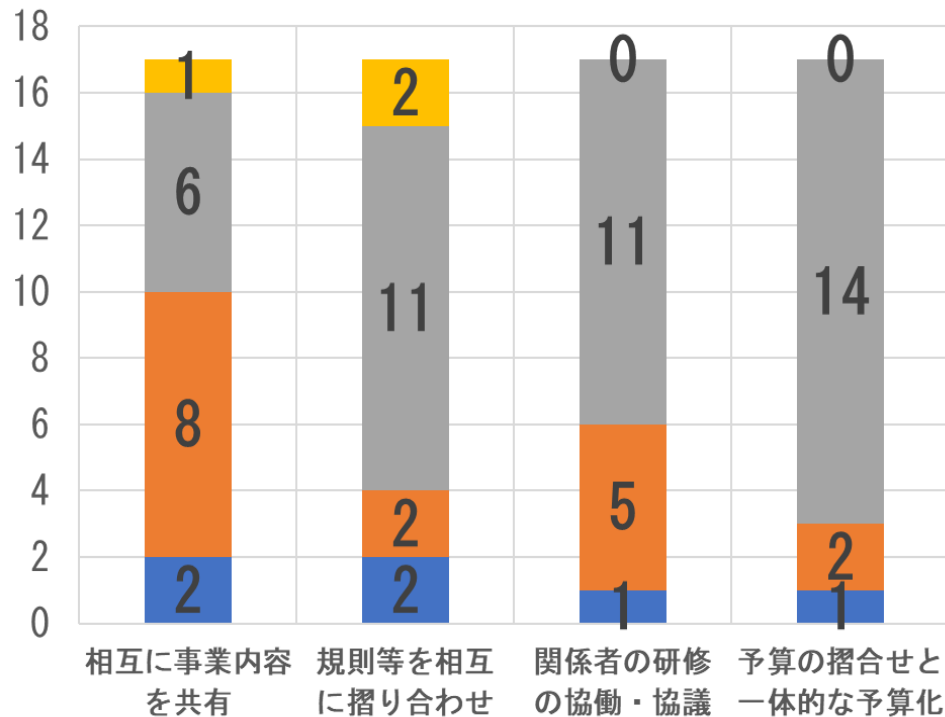
①教育委員会の中でコミュニティ・スクールと地域学校協働本部の担当部署の連携状況

②コミュニティ・スクールと地域学校協働本部の情報共有状況

☆教育委員会の中で学校運営協議会制度の導入と設置や活動については学校教育部署、地域学校協働本部は社会教育部署がを担当しているのが現状（全国的傾向）。

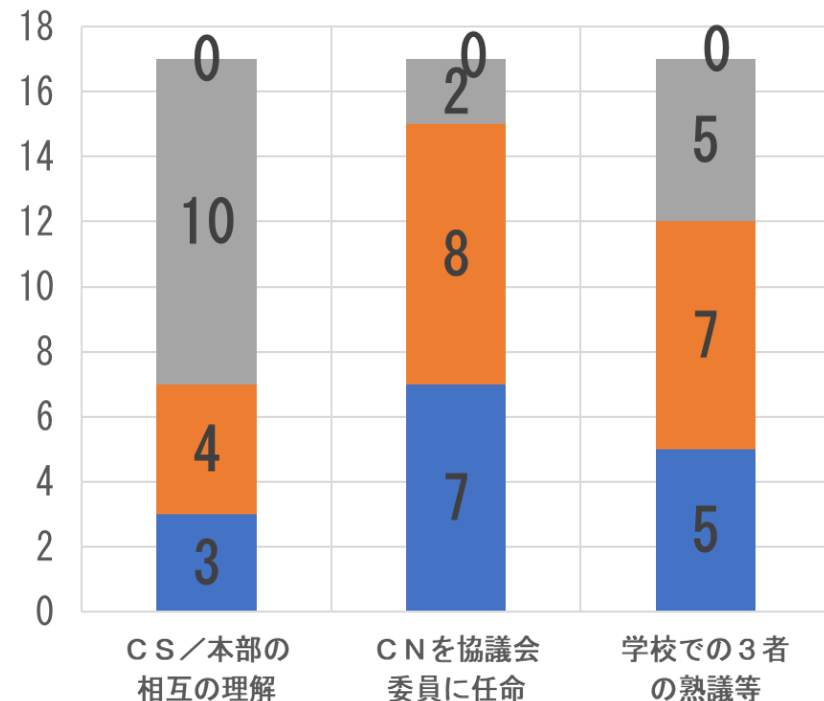
教育委員会内の連携に関すること (N=17)

■ 充分している ■ まあしている ■ していない ■ その他



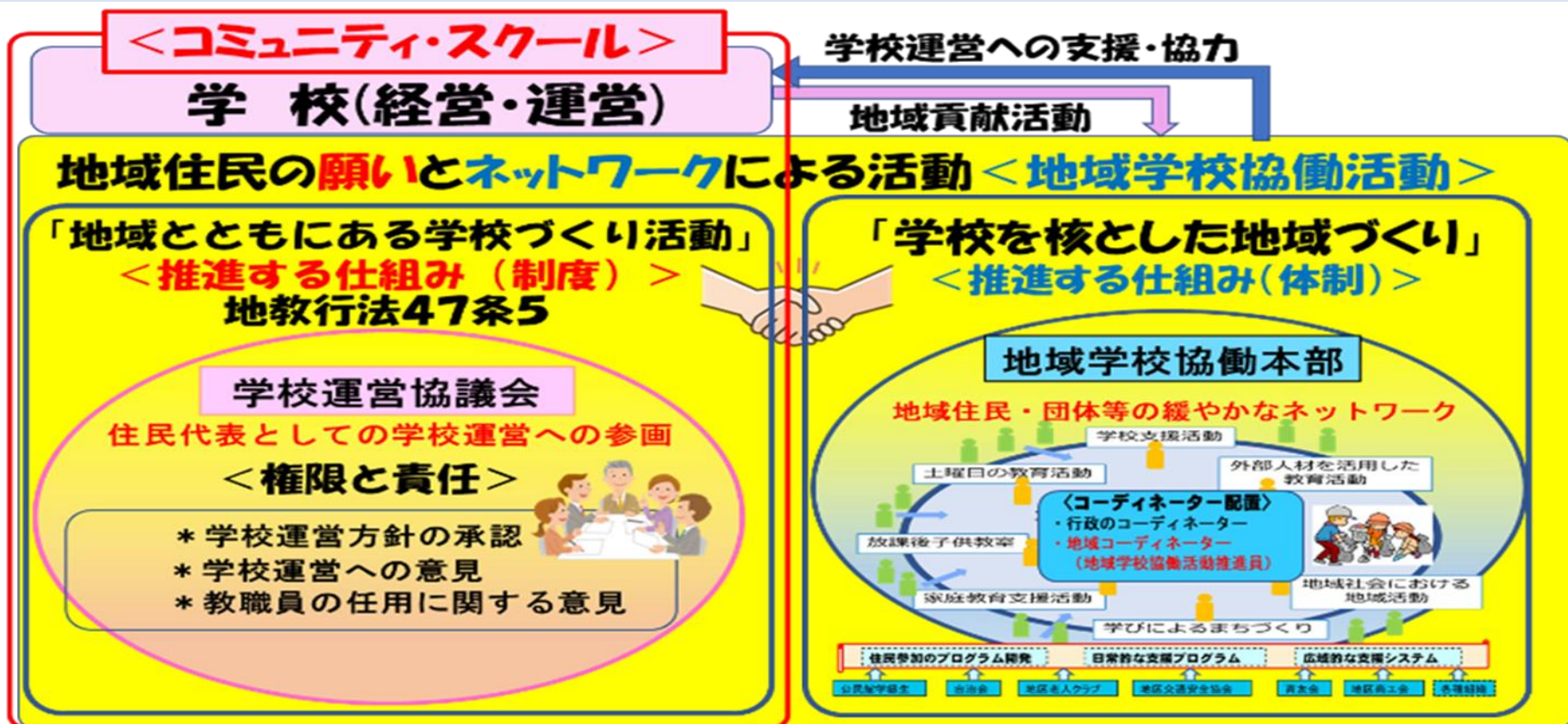
CS/本部の情報共有に関すること (N=17)

■ 充分している ■ まあしている ■ していない ■ その他



# 観点4. コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取組のための観点

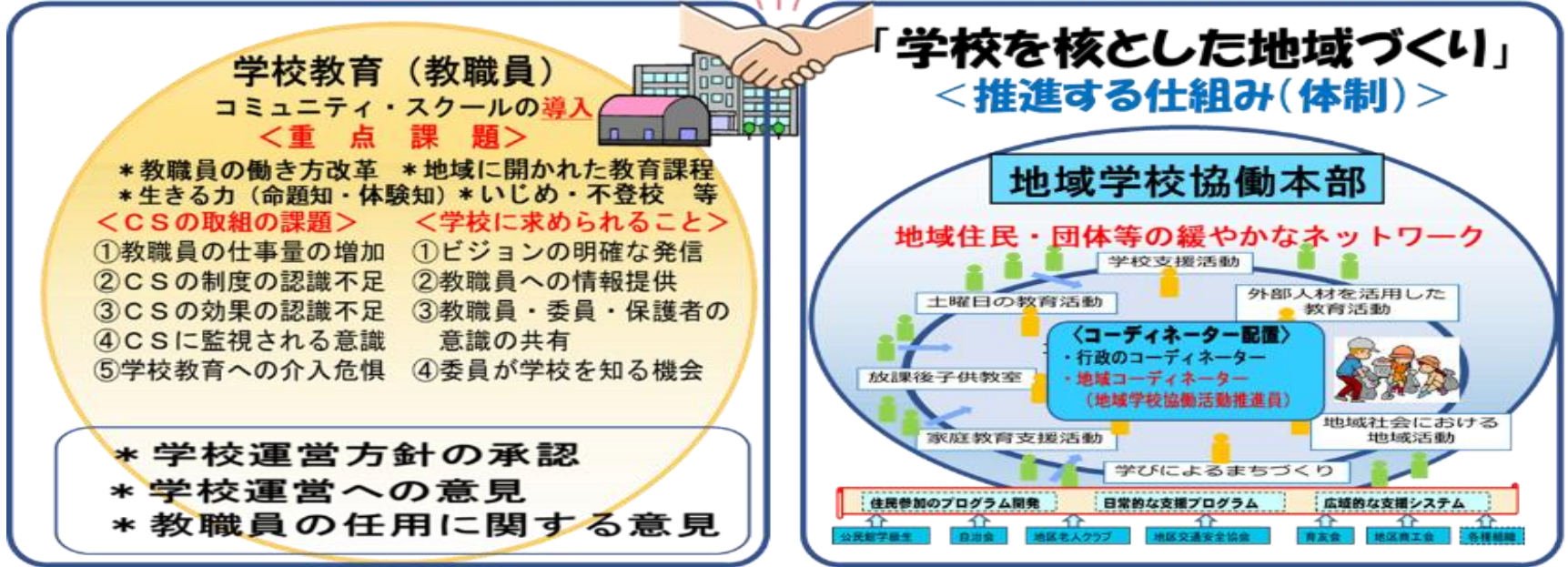
1. コミュニティ・スクールを担当する学校教育部署と地域学校協働本部を担当する社会教育部署の連携・協働の観点
2. 学校運営協議会の関係者と地域学校協働本部の関係者の情報の共有の重要性という観点
3. 市町村における予算確保の観点



Q1

なぜ、教育委員会内の担当部署が、相互にそれぞれの事業の内容を共有し、相互に必要な規則や要綱等を摺り合わせる必要があるのですか

### 地域住民の願いとネットワークによる活動 <地域学校協働活動>



☆コミュニティ・スクールに設置された**学校運営協議会**と、**地域に整備された地域学校協働本部**が**地域学校協働活動の両輪**であるという認識を持ち、地域住民の教育力を活用するという観点が必要です。

☆担当を事務分掌に位置づけて**課長も含めた定期的な協議**を行うこと、それぞれに**必要な規則や要綱、予算等**を相互に摺り合わせて作成すること、**教職員や学校運営協議会委員、コーディネーター等の合同研修会の実施**などによって、**地域学校協働活動が効果をあげられると考えられます。**



# Q2

## なぜ、教職員や学校運営協議会委員、地域学校協働活動推進員等が合同で研修する必要があるのですか

### 社会教育としての地域住民の組織による活動 < 地域学校協働活動 >

#### 「地域とともにある学校づくり活動」

##### < 推進する仕組み（制度） >

### 地教行法47条5

#### 学校運営協議会

住民代表としての学校運営への参画

##### < 権限と責任 >

- \* 学校運営方針の承認
- \* 学校運営への意見
- \* 教職員の任用に関する意見



#### 「学校を核とした地域づくり」

##### < 推進する仕組み（体制） >

#### 地域学校協働本部

地域住民・団体等の緩やかなネットワーク



☆学校運営協議会制度の導入についての教職員の理解、学校運営協議会委員への学校運営協議会の役割、コーディネーターへの地域学校協働本部の役割については全員へ周知する必要があります。

☆関係者が同じテーブルで情報交換することによって、それぞれの役割や日常的な活動、運営についての課題を共有することができ、相互の日常的な協働を促進することが可能になります。

# Q3

なぜ、各学校で、教職員や学校運営協議会委員、地域学校協働活動推進員等の3者が情報を共有する必要があるのですか

CS/本部の情報の共有に関すること (N=17)

■ 充分している    ■ まあしている



## 地域住民の願いとネットワークによる活動 <地域学校協働活動>

「地域とともにある学校づくり活動」

<推進する仕組み(制度)>  
地教行法47条5

学校運営協議会  
住民代表としての学校運営への参画

<権限と責任>

- \* 学校運営方針の承認
- \* 学校運営への意見
- \* 教職員の任用に関する意見

「学校を核とした地域づくり」

<推進する仕組み(体制)>

地域学校協働本部

地域住民・団体等の緩やかなネットワーク



☆情報の共有のための十分な取組をしている自治体は半数以下であり、多くの自治体では情報の共有に充分に取り組みしていないという現状です。

☆日常的な地域住民との協働に取り組む教職員や学校運営協議会委員が地域学校協働本部の活動を知り、地域学校協働本部のコーディネーター等が学校の教育課程等の教育活動を知ることがウインウインの関係をつくれます。

☆教職員が地域学校協働本部の活動を知ることによって、気軽に日常の学校教育活動への参加依頼が可能になります。

# Q4

## なぜ、地域学校協働活動推進員等（地域コーディネーター）を運営協議会委員に任命する必要がるのですか

### <コミュニティ・スクール> > 学校(経営・運営)

学校教育（教職員）

コミュニティ・スクールの導入

<重点課題>

- \* 教職員の働き方改革
- \* 地域に開かれた教育課程
- \* 生きる力（命題知・体験知）
- \* いじめ・不登校等

<CSの取組の課題>

- ① 教職員の仕事量の増加
- ② CSの制度の認識不足
- ③ CSの効果の認識不足
- ④ CSに監視される意識
- ⑤ 学校教育への介入危惧

<学校に求められること>

- ① ビジョンの明確な発信
- ② 教職員への情報提供
- ③ 教職員・委員・保護者の意識の共有
- ④ 委員が学校を知る機会

### 学校運営協議会

- \* 学校運営方針の承認
- \* 学校運営への意見
- \* 教職員の任用に関する意見

委員へ

学校運営への支援・協力

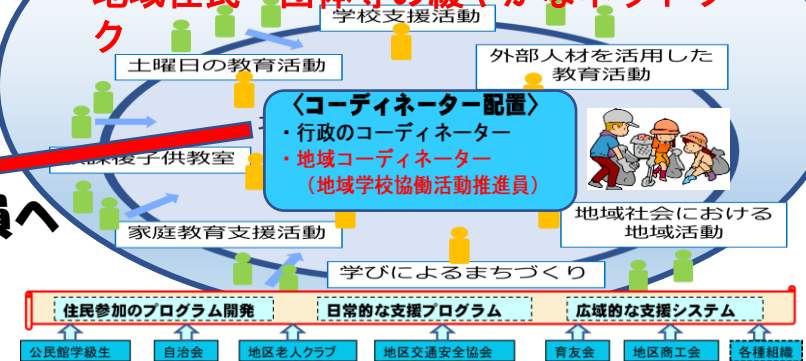
地域貢献活動

### 「学校を核とした地域づくり」

#### <推進する仕組み(体制)>

#### 地域学校協働本部

地域住民・団体等の緩やかなネットワーク



☆地域住民を地域学校協働活動推進員に委嘱することは、地域の状況を熟知して学校運営協議会の委員としても活動することから、地域住民や学校関係者等に認知され、活動しやすくなるという大きなメリットがあります。

☆地域学校協働活動推進員等の地域コーディネーターを学校運営協議会委員にすることで、学校運営協議会で協議されたことと、地域住民の参加を拡大することにつながります。



# Q5

地域学校協働本部を整備しないで、その役割を学校運営協議会や青少年健全育成組織、地域のまちづくり協議等が担うことは可能ですか

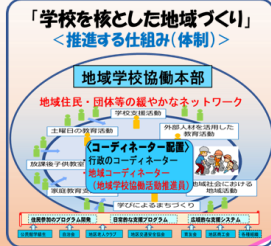
地域住民の**願い**と**ネットワーク**による活動 <地域学校協働活動>

「地域とともにある学校づくり活動」  
 <推進する仕組み(制度)> 地教行法47条5

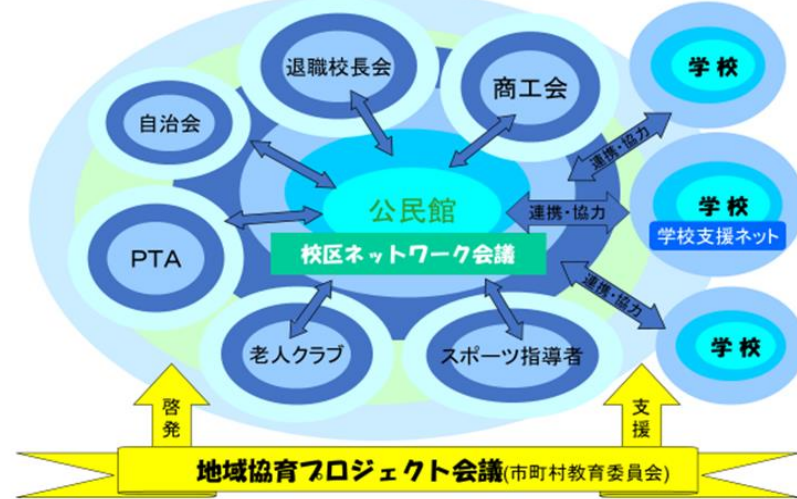
学校運営協議会

住民代表としての学校運営への参画  
 <一定の権限と責任>

- \* 学校運営方針の承認
- \* 学校運営への意見
- \* 教職員の任用に関する意見



<< 人の波紋が広がる「協育」ネットワークシステム イメージ図 >>



☆地域学校協働本部の体制整備については、公民館が本部の役割を担っている自治体や、既存の学校支援助地域本部、学校応援団等の活動によって、学校と地域の連携・協働が行われているという地域も多くあります。

☆全国的な事例もありますが、地域学校協働本部の整備が不可能な場合は、**学校運営協議会の中に地域学校協働本部の役割を担うための機能を持たせるなどの体制**もあります。

☆地域学校協働本部は地域住民のネットワークと日常的な活動のコーディネートを行うものであり、既存の青少年健全育成組織が担うことや、首長部局のまちづくり協議会等の部会に位置づけるなどの検討も必要ではないでしょうか。

# 地域住民の願いとネットワークによる活動 <地域学校協働活動>

## 「地域とともにある学校づくり活動」 地教行法47条5 <推進する仕組み（制度）>

### 学校運営協議会

住民代表としての学校運営への参画

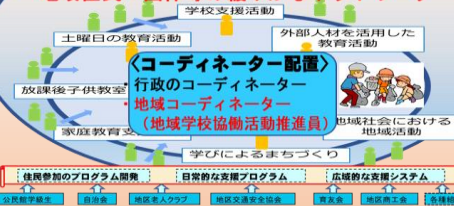
<一定の権限と責任>

- \* 学校運営方針の承認
- \* 学校運営への意見
- \* 教職員の任用に関する意見

「学校を核とした地域づくり」  
<推進する仕組み（体制）>

地域学校協働本部

地域住民・団体等の緩やかなネットワーク



学校地域協働部会

評価部会

広報・行事部会

連携



地域学校協働本部

連携



学校関係者  
評価委員会

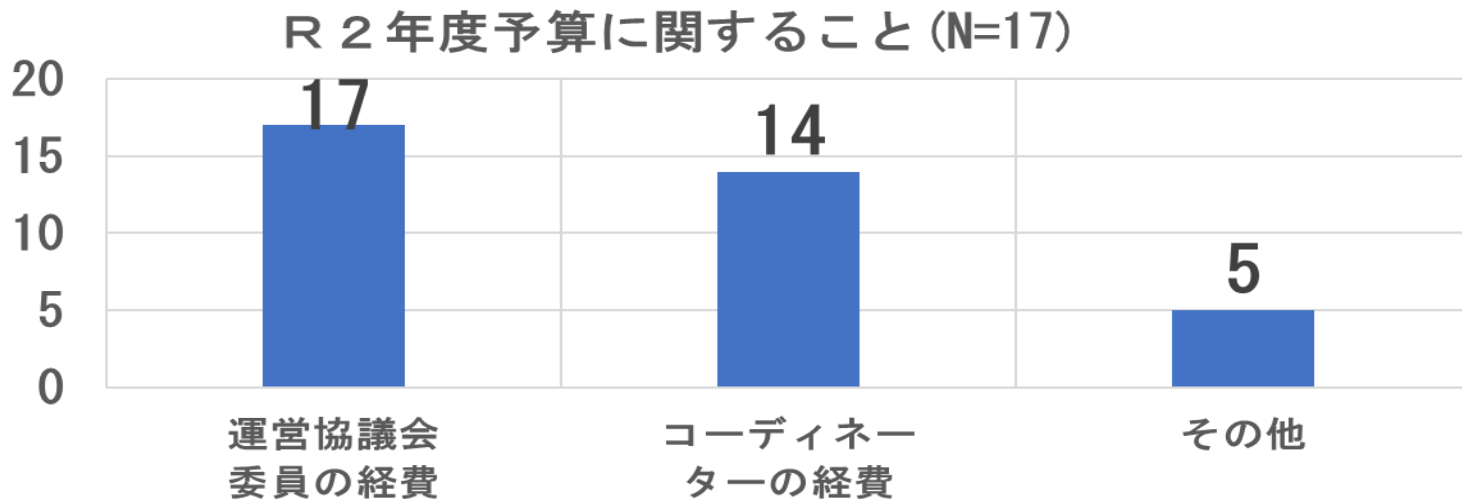
連携



P T A ・ 自治会

# Q6

## 補助金終了後のことを含めて、将来的に必要な予算は何ですか



- ☆学校運営協議会委員は非常勤の特別公務員であり、その報酬等の予算化が必要です。大分県では全ての自治体が予算化しています。
- ☆地域学校協働活動推進員に関しては、一定の報酬や必要経費等を予算化する必要があります。14自治体でコーディネーターに関する予算化をしており、他の3自治体は、公民館職員、学校運営協議会の委員がコーディネーターの役割を担っていることから予算化していません。
- ☆地域学校協働活動の推進は、守備範囲が広範囲にわたる施策であることから、情報収集・提供のための事務スペース、通信・広報費、学校運営協議会委員やコーディネーターの資質向上に関する研修費等の経費を予算化する必要があります。

Q7

予算の確保のために、教育委員会の既存の事業の見直しを行う場合、どんな事業を対象にすればいいのですか

### 教育行政の施策

学校教育予算

社会教育予算

学力向上対策予算

人権・同和教育予算

生涯スポーツ予算

スポーツ力向上

地域文化の伝承予算

通学路の安全・安心予算

教育行政体制整備予算

### 「まち・ひと・しごと創生」施策

防災・減災のまちづくり

女性が活躍するまちづくり

高齢者の生きがい創出

地域住民の地域活動促進

地域団体・組織の活性化

地域産業の発展・活性化

過疎化対策・移住促進

若者の地元定着

行政としての予算の一体的な見直し

#### <教育委員会全体を観る>

- ①事業や組織、事務等のスクラップ
- ②事業や組織、事務等の統合

#### <首長部局の政策予算を観る>

- ①事業や組織、事務等の活用
- ②事業や組織、事務等の統合

☆学校教育予算では、学校評議員制度の見直し、教職員の職務内容の精選によるコミュニティ・スクール担当教員制度の充実等の視点が考えられます。

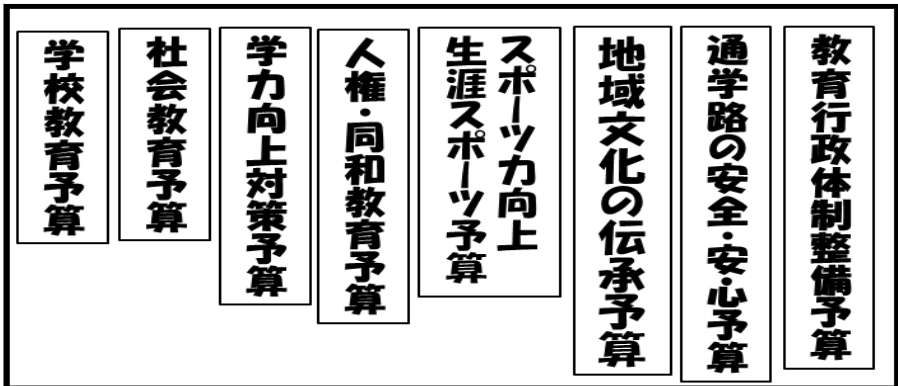
☆社会教育予算では、地域学校協働活動の充実のために、公民館事業や社会教育委員制度、社会教育指導員等の嘱託職員の業務の見直し、青少年を対象にした社会教育事業を学校教育と協働する等の視点が考えられます。



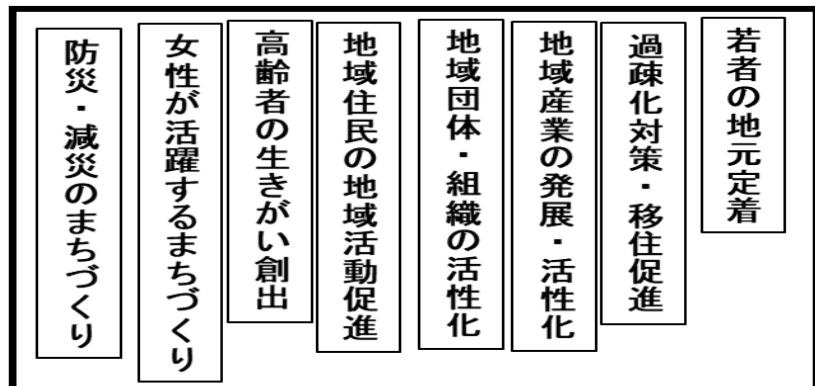
Q8

首長部局の「まち・ひと・しごと創生」のどんな施策の予算との連携を検討することができますか

教育行政の施策



「まち・ひと・しごと創生」施策



行政とこの予算の一体的な見直し

<教育委員会全体を観る>

- ①事業や組織、事務等のスクラップ
- ②事業や組織、事務等の統合

<首長部局の政策予算を観る>

- ①事業や組織、事務等の活用
- ②事業や組織、事務等の統合

☆学校運営協議会制度の導入や地域学校協働本部の整備が、学校教育の様々な課題に対応する取組を推進していくという観点から、高齢者の生きがいや地域産業の担い手に関する施策と学校教育との接点などから洗い出してみてもいいですか。

☆具体的には、「まち・ひと・しごと創生」の施策では、地域の組織団体や企業等の活性化、地域産業の継承、移住の促進、女性の社会参画、少子高齢化への対応、地域が子どもを対象にした芸能文化の継承事業などが計画されているはずですよ。

☆教育委員会で予算化しなくても、「まち・ひと・しごと創生」に関する「貸し切りバスの運行」や「地域の文化や歴史のまちづくり」等の予算を活用した学校教育活動を実施している例もあります。



# 地域学校協働活動推進のチェック

## 教育委員会

<協働の取組のための体制整備・普及・啓発>

**施策①**学校運営協議会制度の導入（H29改正：努力義務）

<学校運営協議会委員の任命・事業周知>

**施策②**協働本部の体制整備（コーディネーター配置）

<地域学校協働活動推進員の委嘱・事業周知>

### チェック①

社会教育と学校教育の協働体制

### チェック②

\* プランの策定・規則等の整備

### チェック③

\* 研修・予算の確保

学校

地域

チェック⑦整備支援

チェック④教職員への周知

チェック⑤学校運営方針の明確化

コミュニティ・  
スクール



学校運営協議会

チェック⑥

委員の役割の周知

## 地域学校協働本部

### チェック⑧

地域住民・団体等による緩やかなネットワーク

### チェック⑨

日常的なコーディネート

<コーディネーター配置>

- ・ 行政のコーディネーター
- ・ 地域コーディネーター

（地域学校協働活動推進員）

### チェック⑩

①地域側の総合窓口

②地域と学校の協働の世話

③放課後等の地域活動の

調整やボランティア確保



### チェック⑪

幅広い地域住民の参画

学校支援活動



土曜休日の教育活動



放課後子供教室



家庭教育支援活動



小さな小石でも，水面に投じると「波紋」が広がるように私たちの「協育」の活動が地域に広がってことを目指しています

☆☆NPO法人大分県協育アドバイザーネット☆☆

NPO法人大分県協育アドバイザーネット理事長  
別府市立石垣小学校学校運営協議会委員長  
**中 川 忠 宣**